



一人一人の可能性を
引き出す自立支援教育

子ども

かがやきプラン

改訂版

地域で学び

地域で育ち

地域に貢献する



……お断り……

○記載内容、データについて

本プランは平成21年3月6日に策定しましたが、プランの性格上、平成21年4月から実施する具体的な施策内容を記載しています。

○学習指導要領の改正について

平成21年3月9日に特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領が改正されたところですが、本プランで示す計画についても、これらの改正の趣旨を踏まえながら、必要に応じて適宜修正を行っていきます。

○「障がい」の表記について

「障がい」の「がい」については、平成20年4月1日から原則ひらがなで表記することとしています。ただし、法律や文部科学省等の通知からの抜粋については、「障害」と漢字で表記しています。

目次

第1章 はじめに

- 1 「子どもかがやきプラン」の策定……………2
- 2 特別支援教育制度のスタート……………5

第2章 今なぜ、プラン改訂か

- 1 キーワードは「共生社会」そして「特別支援教育」……………8
- 2 岐阜県の将来に向けて特別支援教育ができること……………9
- 3 「子どもかがやきプラン」のここが変わる……………11
- (参考)
 - 岐阜県長期構想（平成21～30年度）……………13
 - 岐阜県教育ビジョン……………15

第3章 改訂の基本的な考え方

- 1 特別支援教育の現状と課題……………22
- 2 子ども・保護者のニーズ……………30
- 3 基本理念……………31
- 4 基本方針……………31
- 5 施策体系……………32

第4章 子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開

〈1〉基本方針1 「地域で学ぶ」 特別支援学校の整備

- 1 最重要課題……………36
- 2 「子どもかがやきプラン推進委員会」等における意見……………39
- 3 基本施策……………40
 - 特別支援学校整備スケジュール……………43
- 4 施策内容……………44
 - 基本施策① 各地域の特別支援学校の整備……………44
 - 施策①-1 岐阜南部地域の特別支援学校の整備……………44
 - 施策①-2 飛騨南部地域の特別支援学校の整備……………46
 - 施策①-3 飛騨北部地域の特別支援学校の整備……………48
 - 施策①-4 岐阜中央地域の特別支援学校の整備……………49
 - 施策①-5 高等特別支援学校の整備……………51
 - 施策①-6 既存校の改修整備……………53
 - 施策①-7 スクールバスの整備……………55
 - 基本施策② 多様な障がいに対応する特別支援学校の総合化……………59
 - 施策②-1 地域の実情に応じた特別支援学校の総合化……………59
 - 施策②-2 校区の再編……………60
 - 施策②-3 各圏域における視覚・聴覚障がいへの対応……………61
 - 基本施策③ 一貫した教育を行うための小・中・高等部の設置……………62
 - 施策③-1 飛騨特別支援学校高山日赤分校高等部の設置……………62
 - 施策③-2 岐阜中央地域の特別支援学校高等部の設置……………62

〈2〉基本方針2 「地域で育つ」 支援体制の確立

1 最重要課題	64
2 「子どもかがやきプラン推進委員会」等における意見	66
3 基本施策	67
4 施策内容	70
基本施策④ 就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立	70
施策④-1 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上	70
施策④-2 特別支援学校のセンター的機能の充実	71
施策④-3 個別の教育支援計画の作成・活用	72
施策④-4 教員の専門性の向上	73
基本施策⑤ 各ライフステージにおける自立支援の充実	75
施策⑤-1 就学前における自立支援	75
施策⑤-2 小・中学校における自立支援	77
施策⑤-3 高等学校における自立支援	79
施策⑤-4 特別支援学校における自立支援	80
基本施策⑥ 教育と医療・保健、福祉、労働等関係機関との連携	81
施策⑥-1 関係機関との地域支援ネットワークの確立	81
施策⑥-2 障がいの重度・重複化への対応	82
施策⑥-3 交流及び共同学習の推進	83

〈3〉基本方針3 「地域に貢献する」 職業教育の充実

1 最重要課題	86
2 「子どもかがやきプラン推進委員会」等における意見	89
3 基本施策	90
4 施策内容	92
基本施策⑦ 社会的自立を目指した職業教育の充実	92
施策⑦-1 企業内作業学習の開発と導入	92
施策⑦-2 就労支援ネットワークの構築	94
施策⑦-3 就労支援に関するセンター的機能の充実	95
施策⑦-4 職業自立支援員の配置	95
基本施策⑧ 高等特別支援学校（専門学科）の整備	98
施策⑧-1 高等特別支援学校（専門学科）における教育環境の整備	98
施策⑧-2 自立に向けた生活支援の充実	99
<input type="checkbox"/> 資料	102
1 子どもかがやきプラン（平成18年3月31日策定）	103
2 特別支援学校・特別支援学級における児童生徒数推移	109
3 各特別支援学校における児童生徒数推移	110
4 特別支援学校における重複障がい学級の児童生徒数推移	110
5 子どもかがやきプラン推進委員会の実施状況	111
6 岐阜県の人口の推移と将来の見通し	116



第1章

はじめに

第1章 はじめに

1 「子どもかがやきプラン」の策定

近年、特別支援（養護）学校や特別支援（特殊）学級に通う児童生徒が増加する傾向にあり、障がいの重度・重複化が顕著になってきています。

こうした状況を踏まえ、岐阜県においては、平成18年3月に、障がいのある幼児児童生徒が、就学前から卒業後まで、地域の中で力強く生きていくことができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進することを目的とした「～一人一人の可能性を引き出す自立支援教育～子どもかがやきプラン」を策定しました。（P103を参照）

現 状

- 特別支援（養護）学校の児童生徒数が増加し、教室不足が深刻化
- 障がいの重度化・重複化が顕著
- 自宅からの通学時間が長時間
- 小・中学校の特別支援（特殊）学級在籍児童生徒の増加
- 高等部における軽度知的障がい生徒の増加

子どもかがやきプランにおいては、「地域の子どもは地域で育てたい」「地域の特別支援（養護）学校に通いたい」といった子どもや保護者の願いに応えるため、特別支援（養護）学校を12校から20校になるよう整備することとしました。

子ども・保護者の願い

- 地域の子どもは地域で育てたい
- 障がい種別ごとの学校ではなく、地域の特別支援（養護）学校に通いたい
- 就学前から卒業後まで、一貫した教育・支援を受けたい
- 特別支援（養護）学校が地域（小・中学校等）のセンターとして機能して欲しい
- 職業的自立のための専門教育を受けたい

特別支援（養護）学校の整備や特別支援教育体制の整備を推進するため、「特別支援（養護）学校整備 基本方針」に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実するための教育環境整備に取り組んでいます。

平成20年4月には、岐阜本巣特別支援学校、海津特別支援学校を新設するとともに、可児市立南帷子小学校内に東濃特別支援学校可茂分教室、恵那特別支援学校に高等部を設置しました。さらに、平成21年4月には、揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校（高等部より順次入学）を開校することとなりました。

特別支援（養護）学校整備 基本方針

- ①「地域化」 地域ごとに適正配置する
「地域の子どもは地域で育てる」ことを目標に整備
- ②「総合化」 多様な障がいに対応できる特別支援（養護）学校を整備する
知的障がい、肢体不自由、病弱等、どの障がいにも対応
- ③「一貫化」 小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う
すべての特別支援（養護）学校に高等部を設ける
- ④「センター化」 地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす
小・中学校等への支援（研修・相談・情報提供等）
- ⑤「専門化」 社会的自立のため専門教育を充実する
高等部における職業教育の充実や高等特別支援（養護）学校の新設

〔平成20年4月に開校した岐阜本巣特別支援学校〕



岐阜本巣特別支援学校開校式の様子
(平成20年4月9日)

〔平成20年4月に開校した海津特別支援学校〕



海津特別支援学校開校式後に行われた保護者懇談会の様子（平成20年4月9日）



恵那特別支援学校高等部開部式の様子
（平成20年4月8日）



東濃特別支援学校可茂分教室設置式の様子
（平成20年4月8日）

2 特別支援教育制度のスタート

平成19年4月、学校教育法等の一部を改正する法律（通称特別支援教育法）^{*1}の施行により、「特別支援教育^{*2}」が本格的にスタートしました。

これまでの「特殊教育」では、障がいの種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれていました。

一方、今回創設された「特別支援教育」は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

つまり、障がいの程度等により「場」を特定した「特殊教育」から障がいのある幼児児童生徒一人一人の「教育的ニーズ」に応じた「特別支援教育」へと大きな転換が図られることとなりました。これは、昭和22年の学校教育法制定による戦後の新たな「特殊教育」制度成立以来、約60年ぶりの一大改革であり、学校教育法の改正に先駆けて平成18年12月22日に改正施行された教育基本法（平成18年法律第120号）においても、「第4条第2項 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないこと。」と新たに規定され、障がいのある子どもに対する教育の大きな転換期を迎えることとなりました。

今回の改正の趣旨を踏まえ、平成19年4月1日から、岐阜県立の養護学校の名称を「特別支援学校^{*3}」に改めました。また、各小・中学校の特殊学級の名称も「特別支援学級^{*4}」に変更されました。

子どもかがやきプランにおいても、障がいのあるすべての幼児児童生徒やその保護者に対して、各地域で就学前から卒業後まで一貫した支援を行うこととし、個別の教育支援計画^{*5}の策定や特別支援教育コーディネーター^{*6}の養成、特別支援学校における研修、教育相談の実施等、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

学校教育法改正のポイント

（1）特別支援学校の創設

障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、これまでの「盲学校」「聾学校」「養護学校」を、すべての障がい種別に対応することができる「特別支援学校」に一本化する。

（2）特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める。

（3）小・中学校等における特別支援教育の推進

「特殊学級」の名称を「特別支援学級」と改めるとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、LD・ADHDを含む教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う。

*1 学校教育法等の一部を改正する法律（通称特別支援教育法）

平成18年法律第80号。平成18年6月21日に公布され、平成19年4月1日に施行された。「等」とは、「学校教育法」の他、「教職員免許法」、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等を指す。

「近年、児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況に鑑み、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図るものである。」

（「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」平成18年7月18日 文部科学事務次官通知）

*2 特別支援教育

「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」

（「特別支援教育の推進について」平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知）

*3 特別支援学校

平成19年4月1日に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」により、これまでの盲学校、聾学校、養護学校が「特別支援学校」に一本化された。目的として以下のように規定されている。

「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。（第72条）」

*4 特別支援学級

「特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童のために編制された少人数の学級であり、児童の障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われている。」

（「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」平成20年6月 文部科学省）

*5 個別の教育支援計画

「特別支援教育においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。」

（「特別支援教育の推進について」平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知）

*6 特別支援教育コーディネーター

「各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員であり、学校長が指名し、校務分掌に明確に位置付けること。」

（「特別支援教育の推進について」平成19年4月1日 文部科学省初等中等教育局長通知）



第2章

今なぜ、プラン改訂か

第2章 今なぜ、プラン改訂か

1 キーワードは「共生社会」そして「特別支援教育」

(1) 障がい者施策が目指す「共生社会」とは

平成14年12月に、15年度から24年度までの10年間を計画期間とする「障害者基本計画」*1が策定され、併せて、それに基づく諸施策の着実な推進を図るため、前期5年間に係る「重点施策実施5か年計画」*2が策定されました。

さらに、平成19年12月には、後期5年間に係る「重点施策実施5か年計画」*3が定められました。新たに「社会的及び職業的自立の促進」、「障がい者の雇用の場の拡大」等の項目が加えられる等、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、施策項目、数値目標とその達成期間等が示されました。

ここでは、「共生社会」を「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である。」と定義し、その実現に向けた施策が推進され、「障害者基本法」*4、「発達障害者支援法」*5、「障害者自立支援法」*6、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）」等、各分野で法制度の整備が行われてきました。「教育基本法（教育の機会均等関係）」、「学校教育法（通称特別支援教育法）」の改正もこの施策の一環です。

(2) 「特別支援教育」の役割とは

文部科学省は、特別支援教育の理念として、「一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うこと」「特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍するすべての学校において行う必要があること」に加え、「障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。（「特別支援教育の推進について（通知）」平成19年4月1日）」と示しています。

発達障がい*7のある幼児児童生徒がいじめの対象となったり不適應を起こしたりする場合があります、それが不登校につながる場合がある等との指摘もあることから、このような理念のもと、特別支援教育が特別支援学校だけでなく、幼稚園や小・中学校、高等学校等、学校教育全体で推進されることにより、いじめや不登校を未然に防止する効果が期待されています。さらに、障がいの有無にかかわらず、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことは、確かな学力の向上や豊かな心の育成にもつながると考えられます。（「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」平成17年12月8日 中央教育審議会答申）

つまり、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加を目指すにとどまらず、現在の学校教育が抱えている様々な課題の解決や平成18年12月に改正された教育基本法のもとに推進されている教育改革においても重要な役割を担っており、さらには、「共生社会」の基礎を築くために、その推進が期待されています。

2 岐阜県の将来に向けて特別支援教育ができること

(1) 岐阜県が目指す方向性

岐阜県では、将来への明るい希望を生み出し、誰もが誇りの持てるふるさと岐阜県を作ること
を目的として、『岐阜県長期構想 希望と誇りの持てるふるさと岐阜県を目指して～人口減少時
代への挑戦～』を策定しました。

安心して暮らせる岐阜県 人・モノが活発に交流する岐阜県 誰もが生き生きと活躍で
きる岐阜県 清流と自然を守る岐阜県 つながり、支え合う岐阜県 を目指す将来像とし、
それに向けて取り組むべき施策をまとめたところです。

特に、「安心して暮らせる岐阜県」としては、介護や医療、障がいのある人たちに対する支
援の体制を整えると同時に、県民・家庭・企業・行政などが協力し合い、災害や犯罪、火災など、
様々な不安を解消し、安心して暮らすことができる岐阜県を目指し、重点的に取り組む政策の一
つとして、障がいのある人たちに対して、障がいに応じた支援を行いつつ、能力を最大限に発揮
し、社会の中で役割を持って活躍できるような地域づくりを進めていく方向性を示しました。

また、「誰もが生き生きと活躍できる岐阜県」としては、高齢者、若者、男性、女性、障が
いのある人、外国籍の人など、誰もがそれぞれが望む生き方をし、社会や地域の中で自らの力を
大いに発揮できる岐阜県を目指し、重点的に取り組む政策の一つとして、障がいのある人が、社
会の中で役割を持ち、生活の糧を得て自立し、社会参加していくことを目標として、地域全体で、
職業能力の向上と活躍の場づくり、就労支援を進めていく方向性を示しました。

このように、高齢者、若者、男性、女性、障がいのある人、外国籍の人など、誰もがそれぞ
れが望む生き方をし、社会や地域の中で自らの力を大いに発揮できる「共生社会」の確立を目指し、
社会の中で役割を持ち、自立し、社会参加していくことができるような地域づくりを進めていく
こととしています。

(2) 岐阜県教育が目指す方向性

岐阜県の教育が目指す方向性や平成21年度から5年間の具体的施策をとりまとめた『岐阜県教
育ビジョン～豊かな自然と人の絆がはぐくむ夢と志～』を策定しました。子どもたちを取り巻く
学習・生活環境の変化や人口減少時代における現状と課題を踏まえ、『高い志とグローバルな視
野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え
行動できる「地域社会人」を育成する』ことを基本理念としました。

この基本理念は次の三つの考え方に基づいています。

人間は、社会の中で共に支え合い、助け合ってこそ生きていけるものです。人と人のつなが
りが弱くなっている現代社会にあっては、一人一人が社会の中で自立し、家庭・地域・職場
で豊かな人間関係を築き、互いに助け合い、知恵を寄せ合って、さまざまな集団の中で能
力・個性を発揮して生きていける人間を育成する必要があります。

社会や地域の発展は、それを形成する人々の自己実現への努力なくしてはありえません。こ
のため、自分の将来に夢をもち、その実現に向かって、生涯を通して自ら学び、自らの能
力・個性を磨き高め、広い視野をもって、グローバル社会で活躍できる人間を育成する必
要があります。

豊かで活力ある地域社会を実現するためには、自らが地域社会の一員としての自覚をもち、
人や社会とつながり、地域で支え合い、よりよい地域社会づくりに貢献できる人間を育成す
る必要があります。

さらに、豊かで活力ある地域づくりに貢献できる「地域社会人」を育成するために、子どもたちに、「自立力」「共生力」「自己実現力」の3つの力をはぐくむことを示しました。

3つの力

自分に自信をもち、生涯を通して自ら学び、自ら考え行動し、社会の変化に主体的に対応していく力（自立力）

思いやりや助け合いの心、コミュニケーション能力や協調性をもち、人や社会とつながり、豊かな人間関係を広げ深めていく力（共生力）

高い志とグローバルな視野をもち、問題解決能力や創造力を発揮し、夢に向かって挑戦し続けるとともに、新しい価値を創造し、地域や社会の発展に貢献できる力（自己実現力）

（3）岐阜県の特別支援教育が目指す方向性

障がいのある子どもたちが「地域社会人」として地域に貢献していくためには、自立力、共生力、自己実現力の「3つの力」を育成することがとても重要です。

例えば、企業への就労を希望している生徒にとっての3つの力は、自分の適性や希望に合った地域の企業に就職し、周りからの支援を受けながらも、自分の役割を理解し、責任感や達成感をもって仕事に励んだり、余暇を充実したりする力であると考えます。

重度の障がいのある生徒にとっての3つの力は、周りからの働きかけを受け入れ、自分の思いをそれぞれの方法で伝えたり、その思いに沿った支援を受けながら、よりよく生きていく力であると考えます。

また、このような人と人とのつながりの中で、周りの人の支援を受け入れたり、自分の思いを伝えたりする力が、例えば、互いを思いやり、助け合い、認め合う豊かな人間関係の構築やバリアフリーの推進等のよりよい地域づくりに貢献することにつながると考えます。

以上のことから、障がいの有無や状態にかかわらず、誰もが互いに尊重しあい、一人一人の能力を最大限に発揮することができる「共生社会」の確立を目指して、地域の人たちと適切な人間関係を構築し、地域で自立した生活をし、地域に貢献する力を育成するため、「特別支援教育」のより一層の推進が必要であると考えます。

3 「子どもかがやきプラン」のここが変わる

『岐阜県長期構想』、『岐阜県教育ビジョン』が目指す方向性、子どもや保護者のニーズを踏まえ、「特別支援」という文字を冠しなくても、その概念が包含された「教育」の確立、さらには、「共生」という文字を冠しなくても、その概念が包含された「社会」の確立を目指し、「地域で学び 地域で育ち 地域に貢献する」ための教育環境整備を行うことを目的に、子どもかがやきプランを改訂することとしました。今後10年間の方向性や取り組むべき課題を明らかにし、特に、平成21年度から概ね5年間を目途に実施する施策の具体的計画をまとめました。

(1) 「地域で学ぶ」ための特別支援学校の整備

特別支援学校未整備地域における特別支援学校整備候補地やスケジュール等の具体的計画を策定

現在12校ある特別支援学校を20校になるよう整備するとして「子どもかがやきプラン」を策定してから3年が経過しました。平成20年4月には、岐阜本巣特別支援学校と海津特別支援学校の2校を新設するとともに、恵那特別支援学校高等部、東濃特別支援学校可茂分教室を暫定設置し、平成21年4月には、揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校（高等部1年生から順次入学）を開校することとなりました。さらに、恵那特別支援学校の移転、可茂地域の特別支援学校の新設については、整備スケジュールに基づいて準備を進めているところです。

一方、岐阜南部、飛騨北部等の地域については、整備に向けた検討を進めているものの、平成20年度においては、建設候補地や整備スケジュールが決定されていない状況です。保護者等地元の関係者からは早期整備を望む声が多くあり、予算措置を含めた整備スケジュールの策定等、早急な対応が必要となっています。

そこで、今回の改訂では、保護者等地元の関係者からの声を大切にしながら、建設候補地の選定や整備スケジュール等、地域で学ぶことができる特別支援学校整備の具体的な計画を策定することとしました。

計画の策定にあたっては、保護者等からの「近隣の小・中学校や地域との交流及び共同学習を推進してほしい」という声を踏まえ、さらに、前述した「共生社会」の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、共に学び合う共生教育の観点からも、教育環境整備について検討します。

(2) 「地域で育つ」ための支援体制の整備

就学前から高等学校卒業後までの一貫した特別支援教育体制の確立に向けた具体的計画を策定

特別支援教育制度がスタートし、「子どもかがやきプラン」においても、岐阜県特別支援教育連携協議会の設置をはじめとして特別支援教育を推進する体制づくりに努めてきました。その結果、小・中学校では、校内委員会や発達障がい等の実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名等、特別支援教育体制が概ね整備されてきました。しかし、幼稚園や高等学校における体制整備や個別の教育支援計画の作成等については課題が残っている状況です。

そこで、今回の改訂では、障がいのあるすべての幼児児童生徒が地域で生き生きと育つことができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じて、就学前から高等学校卒業後まで一貫したきめ細かい教育支援を行う体制の確立に向けた具体的計画を策定することとしました。

(3) 「地域に貢献する」ための職業教育の充実

地域における就労支援システムの構築、職業教育の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた具体的計画を策定

近年少子化傾向が進む中、特別支援学校の児童生徒数が急増しており、中でも、高等部段階における軽度知的障がいのある生徒数が大幅に増加しています。現在、作業学習の開発や職場開拓等の事業を行っており、高等部卒業段階の就職者は増加傾向にありますが、就職率は依然30%台にとどまっている状況です。

そこで、今回の改訂では、地域で自立した生活をし、地域で働き、地域に貢献する力を育成するため、関係機関との連携による就労支援システムの構築や職業教育の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた具体的計画を策定することとしました。計画の策定にあたっては、地域で働き、地域に貢献する力を育成することに重点を置き、各圏域ごとに同様の機能を整備する方向も検討する必要があると考えています。

(参 考)

□ 岐阜県長期構想（平成21～30年度）

第1章 目指すべき将来像

第1節 基本目標

希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくり

第2節 5つの将来像と政策の考え方

1 安心して暮らせる岐阜県

介護や医療、障がいのある人たちに対する支援の体制を整えると同時に、県民・家庭・企業・行政などが協力し合い、災害や犯罪、火災など、様々な不安を解消し、安心して暮らすことができる岐阜県を目指します。

<重点的に取り組む政策の考え方>

(障がいのある人が個性を発揮して暮らせる地域づくり) (第5章Ⅰ-3)

障がいのある人たちに対しては、障がいに応じた支援を行いつつ、能力を最大限に発揮し、社会の中で役割を持って活躍できるような地域づくりを進めていく必要があります。特に、近年、特別支援学校等に在籍する障がいのある子どもたちが増えていることを踏まえ、幼児期から就労期までの一貫した支援体制の構築に取り組みます。

(その他の政策省略)

2 人・モノが活発に交流する岐阜県 (省略)

3 誰もが生き生きと活躍できる岐阜県

高齢者、若者、男性、女性、障がいのある人、外国籍の人など、誰もがそれぞれが望む生き方をし、社会や地域の中で自らの力を大いに発揮できる岐阜県を目指します。

<重点的に取り組む政策の考え方>

(障がいのある人が働き、活躍できる地域づくり) (第5章Ⅲ-4)

障がいのある人も、地域を支える貴重な人材です。障がいのある人が、社会の中で役割を持ち、生活の糧を得て自立し、社会参加していくことを目標として、地域全体で、職業能力の向上と活躍の場づくり、就労を支援していくことに取り組みます。

(その他の政策省略)

4 清流と自然を守る岐阜県 (省略)

5 つながり、支え合う岐阜県 (省略)

第6章 重点プロジェクト

「3 障がい者支援プロジェクト」

障がいのある人が幼児期の療育から就労・雇用まで温かい支援を受け、安心して暮らせる地域の実現をめざします。

＜プロジェクトのポイント＞

- 障がい者支援を総合的に進めるため、県の中核となる拠点を整備します。
- 障がいのある子どもたちが十分なケアや療育を受けられる体制を充実します。
- 障がいのある人たちの就労、生活を支援する体制を充実します。

障がい者支援の中核拠点を整備（省略）

障がいの早期発見と療育・教育体制の充実

就学前障がい児に対する早期支援体制の整備

- ・医療保健、福祉、教育の連携による5歳児健診、巡回相談等の実施

発達障がい児の療育、相談支援体制の整備

- ・身近な地域で療育、相談支援が受けられるよう圏域ごとに拠点となる機関や施設に人員を配置

特別支援学校の計画的整備

- ・子どもかがやきプランに基づき地域の核となる特別支援学校を20校まで整備
- ・通学に要する片道乗車時間が概ね60分以内となるようスクールバスを配備

就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制整備

- ・幼稚園・保育所^{*8}、小・中学校、関係機関、ライフステージ間の接続を強化する役割を担う特別支援教育スーパーコーディネーターの養成
 - ・各地区の特別支援教育に精通した教員によるプロジェクトチームを編成し、各地区の高等学校へ派遣
 - ・外部専門家を活用した新たな教材、指導方法の開発
 - ・特別支援学校における幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等教員の相談や研修の実施
- 就労支援に関するセンター的機能を核とした高等特別支援学校の整備
- ・高等特別支援学校の整備に向け、カリキュラム等の検討を行う「岐阜県特別支援教育キャリアアップ推進協議会（仮称）」を設置
 - ・研究推進校における企業内作業学習や校内作業学習の開発と導入に関する研究を実施

障がい者就労支援の強化・充実（省略）

障がい者の地域生活支援（省略）

□ 岐阜県教育ビジョン

第3章 教育ビジョンの基本理念と政策の基本方向

1 基本理念

めざす「ぎふの人間像」

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」

第4章 重点目標と主要施策

重点目標3

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます

(1) 特別支援教育の充実

《現状》

子どもかがやきプランに基づき、地域の特別支援教育の支援センターとなる特別支援学校の整備等に取り組んでいます。(平成20年4月現在の整備状況¹⁴校)

小・中学校における校内委員会の設置やコーディネーターの指名率は100%に達し、支援体制は整いつつありますが、学校種間の連携が十分ではないために、継続した支援が難しく、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援が求められています。

障がいのある生徒の一般就労はまだまだ厳しい情勢(特別支援学校高等部一般就労率38%：平成20年3月)であり、一人一人の自立と社会参加を目指した職業教育を充実することが就労支援において重要です。

小・中学校における特別な支援が必要な発達障がいのある児童生徒は、平成20年度は昨年度に比べ800人(39%)増加しています。しかし、支援の場や専門家が少なく、発達障がいに対する理解と支援のための教員研修の充実と二次障がい防止等の問題解決に向けた取組の推進が必要です。

《課題》

地域の核となる特別支援学校と60分以内通学を実現するスクールバスの整備
社会自立を目指した、就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育の推進

《取組の基本方針》

障がいのある児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かい教育を行うため、「子どもかがやきプラン」に基づき、地域の特別支援教育のセンターとなる特別支援学校の計画的な整備を推進し、地域における総合的な支援体制を確立するとともに、特別支援学校卒業後の一人一人の自立と社会参加を目指し、職業教育の充実や進路指導の充実など、就労支援の取組を積極的に進めます。

また、地域における特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、幼稚園・保育所、小・中・高等学校に在籍する発達障がいを含めたすべての障がいのある児童生徒への指導の充実や学校種間の連携を図るなど、学校の支援体制を充実します。

《取り組むべき施策》

○特別支援学校等の整備の着実な推進

- ・地域ごとに特別支援学校を適正に配置するため、可茂地域、飛騨南部地域に特別支援学校を設置し、恵那特別支援学校を移転します。残る岐阜南部地域、飛騨北部地域の特別支援学校についても、地元の状況を踏まえ整備を進めます。
- ・特別支援学校を設置する際には、知的障がい、肢体不自由及び病弱等、どの障がいにも対応できる特別支援学校の総合化、小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う特別支援学校の一貫化を推進していきます。
- ・社会的自立のための専門教育の充実を目指し、高等特別支援学校を整備するとともに、各特別支援学校の作業学習、職業訓練の設備を充実します。
- ・特別支援学校を開校する際には、できるだけ早期に地域の児童生徒を受け入れることができるように、分教室や分校など柔軟な整備手法も検討していきます。
- ・長時間通学による児童生徒の負担を軽減するため、特別支援学校の整備と合わせて、片道の乗車時間が概ね60分以内になるようスクールバスを順次配備します。

○就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育の推進

- ・障がいの早期発見、早期支援が行えるよう、就学前の早期支援体制を整備します。
- ・就学前から高等学校卒業後までを通じて、発達障がいを含む障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。
- ・小・中・高等学校、特別支援学校においては、障がいのある子ども一人一人の個別の指導計画を作成し、障がい特性に応じた一貫した指導の工夫・改善を図るよう支援します。
- ・就学前に個別の教育支援計画を作成し、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の間で、障がいのある児童生徒の状況を詳しく引き継ぎ、一貫した指導体制の確立を図ります。

○総合的な支援体制の確立と保護者との連携

- ・小・中学校の特別支援教育をリードできるスーパー・コーディネーターを育成し、小・中学校、関係機関、学校種間の連携を強化します。
- ・一人一人の障がいの状況やニーズに応じた支援を可能にする特別支援教室構想を目指した、現制度下における柔軟な指導体制の在り方を研究推進していきます。
- ・発達障がい等に起因する諸問題の早期解決のため、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士等専門家チームの派遣により、小・中・高等学校を支援していきます。
- ・特別支援学校は、地域の支援センターとして、学齢前の幼児の保護者からの相談に対応します。

○職業教育と就労支援の充実

- ・高等特別支援学校の整備に向け、県レベル、圏域レベルで、経済界との連携による就労支援ネットワークを構築するとともに、研究推進校を指定し、カリキュラムの検討や企業内作業学習等の研究を行い、自立と社会参加に向けた職業教育を充実します。
- ・外部専門家の活用を含めた授業改善や教員の専門性の向上のための取組を充実します。特に、就労に向けた企業内で行う作業学習の仕組み（就労支援システム）を作ります。

- 発達障がいのある児童生徒への支援の充実
 - ・LD、ADHDなど発達障がいのある児童生徒については、小・中学校の通常学級に在籍しつつ、チーム・ティーチング^{*9}や通級による指導^{*10}などにより、きめ細かな指導を充実していきます。
 - ・LD、ADHDなど発達障がいに対応するため、必要に応じ専門家を派遣したり、教員に対する研修を実施するなど、就学前、小・中・高等学校の支援体制を充実します。
- 特別支援教育に係る教員の資質の向上
 - ・総合教育センターにおいて特別支援教育に係る専門講座を開催します。
 - ・特別支援学校に勤務する教員の特別支援教育教諭免許状の取得率を向上するよう努めます。
 - ・幼稚園・保育所、小・中・高等学校の要請に応じ、特別支援学校は、地域の支援センターとして相談支援ができる教員を派遣したり、発達障がい等の障がいに関わる理解を深めるための研修会を開催します。
- 共生教育への取組
 - ・障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習等の一層の充実を促すとともに、県民の理解を深める取組を行います。

重点目標5

子どもたち一人一人の成長を一貫して見守り支援できるよう、学校種間の連携を図ります

- (2) 特別支援学校のセンター的機能を生かした、幼稚園・保育所、小・中・高等学校等との連携推進

《現状》

学校入学後、学習や学校生活に適応し、友人関係が築けるよう、小学校では就学の前後に幼稚園や保育所等と連絡会をもつなど、幼稚園・保育所と小学校の連携を大切にしています。しかしながら、生涯を見通した支援の方向性を明らかにする個別の教育支援計画の作成状況は、十分とは言えません。

発達障がいのある子どもたちは、幼稚園・保育所から高等学校まで、どのライフステージにも在籍しており、適切な支援を受けられず、暴力的になったり不登校になったり、また、高等学校等への進学後、学習や生活に不適應を示す場合があります。

《課題》

障がいのある子どもの早期発見、早期支援
就学期から高等学校卒業後までを意識した個別の教育支援計画の作成

《取組の基本方針》

障がいを早期発見し、保護者に障がいについて正しい理解を促すことで、子どもたちに適切な

支援や教育を受けられるようにします。また、市町村において、早い時期から生涯を見通した支援が行えるよう、医療・保健、福祉、教育等が一体となり、早期支援できる環境を整備していきます。

就学前の幼稚園・保育所や、義務教育後の高等学校等に在籍する障がいのある子どもたちを支援するため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、幼稚園・保育所、高等学校の特別支援教育体制づくりを推進していきます。

《取り組むべき施策》

- 医療・保健、福祉、教育等が連携した早期支援体制の整備
 - ・医療・保健、福祉、教育等が連携し、就学前の5歳児について、相談会やケース会、巡回相談等の実施による障がいの早期発見を促します。
 - ・保護者が障がいの理解や適切な支援の方法について理解を深められるよう支援します。
 - ・障がいの早期発見や早期支援が適切に行えるよう、特別支援学校のコーディネーターを派遣するなどセンター的機能を発揮し、支援します。

- 教育支援計画作成委員会（仮称）の設置
 - ・障がいの認識と同時に、医療・保健、福祉、教育等が連携しケース会等を開き、個別の教育支援計画を作成します。
 - ・個別の教育支援計画の作成に取り組むための教育支援計画作成委員会（仮称）を設置していくよう市町村を支援します。

- 学校種間をつなぐ特別支援教育の体制づくり
 - ・学校種間において、プロフィールブック等による情報の共有や、個別の教育支援計画等の指導支援に関する情報の確実な受け渡しができるよう支援します。
 - ・部局間や学校種間をつなぐコーディネーターを育成するため、特別支援学校のセンター的機能により研修事業を充実していきます。

***1 「障害者基本計画」**

「新長期計画（平成4年に策定された、平成5年度からおおむね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」）における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めたものである。」

（平成14年12月24日 閣議決定）

***2 「重点施策実施5か年計画」**

障害者基本計画（平成14年12月24日 閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を定めたもの。

（平成14年12月24日 障害者施策推進本部決定）

***3 後期5年間に係る「重点施策実施5か年計画」**

障害者基本計画の後期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等を定めたもの。

（平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定）

***4 「障害者基本法」**

「最近の障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定し、都道府県及び市町村に障害者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付け、中央障害者施策推進協議会を創設する等の改正を行うものとする」と趣旨として改正された。

教育に関しては、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」と新たに規定された。

（「障害者基本法の一部を改正する法律」平成16年6月4日施行 平成16年法律第80号）

（「障害者基本法の一部を改正する法律案要綱」）

***5 「発達障害者支援法」**

「発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。（第1条 目的）」

（平成17年4月1日施行 平成16年法律第167号）

***6 「障害者自立支援法」**

「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（第1条 目的）」

（平成18年4月1日施行 平成17年法律第123号）

*7 発達障がい

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」
 (「発達障害者支援法」第2条 定義)

＜文部科学省による定義＞

学習障害 (LD) Learning Disabilities

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥多動性障害 (ADHD) Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症 High-Functioning Autism

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

(「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」平成15年3月)

(「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」平成17年12月8日)

*8 幼稚園・保育所

子どもかがやきプランでは、認定子ども園等を含む用語として使用している。

*9 ティーム・ティーチング Team Teaching

基礎・基本の徹底と個に応じた多様な教育が展開できるよう、複数の教員が協力して少人数による指導や個別指導を行う授業の形態のこと。

*10 通級による指導

言語や聴覚、情緒等の障がいのある児童生徒やLD、ADHD等発達障がいのある児童生徒が、小・中学校の通常の学級で学びながら、障がいの程度に応じて適切な時間受ける専門的な指導のこと。



第3章

改訂の基本的な考え方

第3章 改訂の基本的な考え方

1 特別支援教育の現状と課題

(1) 新設特別支援学校4校が開校(平成21年4月現在の状況)

平成20年4月に岐阜本巣特別支援学校、海津特別支援学校が開校
 平成21年4月に揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校が開校
 小学部・中学部・高等部を設置し、知的障がい、肢体不自由、
 病弱などの障がいにも対応した特別支援学校を各地域に整備

平成18年3月に策定した「子どもかがやきプラン(以下「当初プラン」と言う)」に基づき、「地域化」地域ごとに適正配置する 「総合化」多様な障がいに対応できる特別支援学校を整備する 「一貫化」小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う 「センター化」地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす 「専門化」社会的自立のため専門教育を充実する の5つの基本方針のもと、将来的に12校から20校に増やす計画で、特別支援学校の整備に取り組んでいます。

当初プラン策定から2年が経過した平成20年4月、岐阜本巣特別支援学校、海津特別支援学校の2校を開校しました。いずれも、知的障がい、肢体不自由、病弱を対象とし、小学部・中学部・高等部を設置しています。

また、重度の障がいのある児童生徒のための緊急支援を図る目的で、同じく平成20年4月から、恵那特別支援学校高等部(重複障がい学級)と東濃特別支援学校可茂分教室を設置しました。恵那特別支援学校は平成22年に恵那南高校旧岩村校舎へ一括移転、可茂地域の特別支援学校は平成23年に開校する予定であり、いずれも、それまでの間の暫定設置としています。さらに、平成21年4月には、揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校(高等部1年生から順次入学)を開校することとなりました。

その他、平成21年4月現在で、予算措置も含め、整備スケジュールが決定している学校は以下のとおりです。

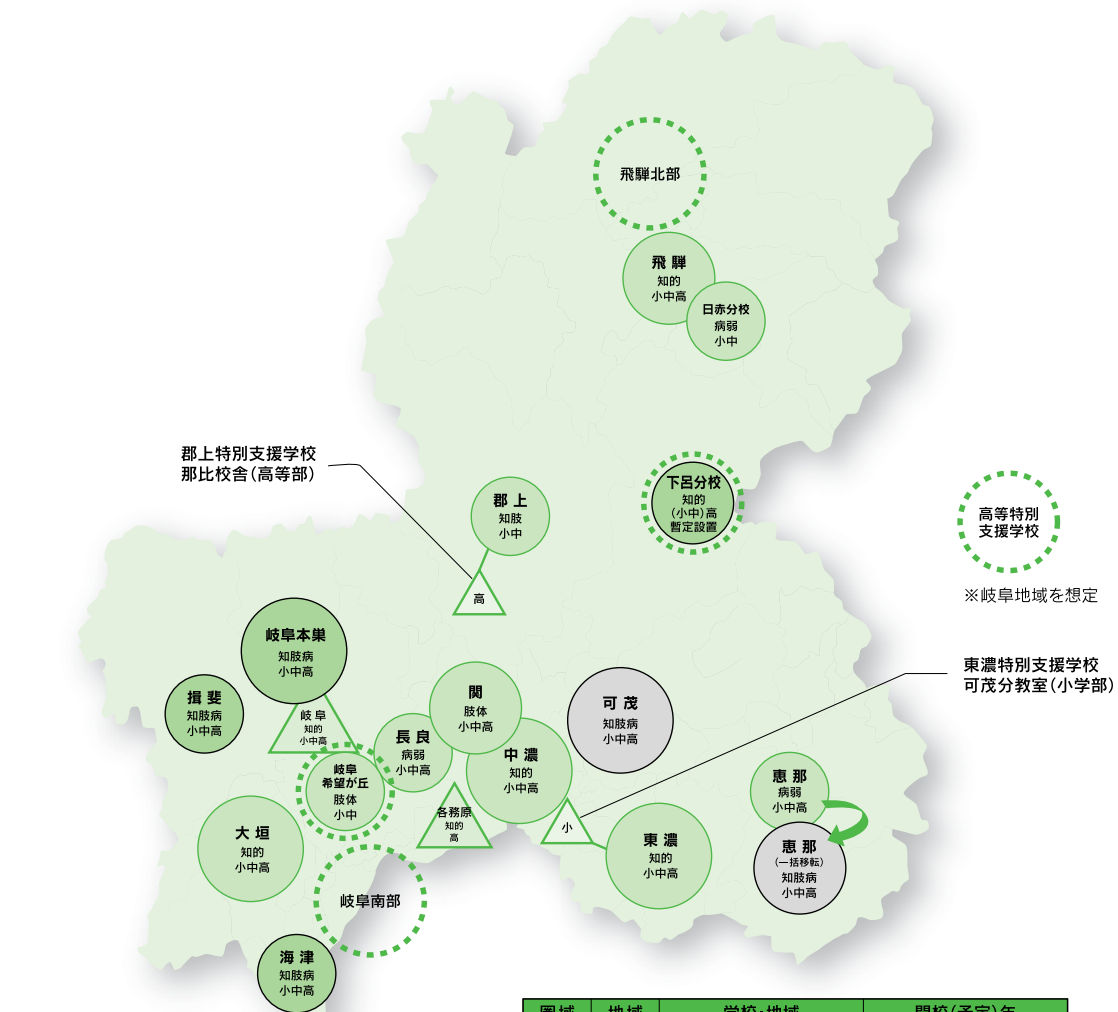
開校年	学校名	設置学部	対応する障がい種別
平成22年	恵那特別支援学校	小・中・高	知的・肢体・病弱
平成23年	可茂地域の特別支援学校	小・中・高	知的・肢体・病弱

なお、当初プランにおいては、岐阜南部地域は平成21年度以降、飛騨南部地域、飛騨北部地域は平成24年度以降に特別支援学校を開校することを検討することとしており、整備候補地の検討をはじめ、整備スケジュールの具体化が課題となっています。

また、高等特別支援学校についても、平成24年度以降の開校を検討することとしており、職業教育の充実と併せ、具体的な整備内容の検討が課題となっています。

さらに、岐阜中央地域の特別支援学校については、鷺山地区福祉施設再編整備に連動して検討することとしており、平成19年度より、関係諸機関との協議を始めています。

岐阜県の特別支援学校 設置状況



- 県立特別支援学校(既存校) 10校
- 県立特別支援学校(新設校) 4校
- 市立特別支援学校(既存校) 2校
- 県立特別支援学校(新設決定校) 1校
(一括移転 1校)
- 県立特別支援学校(新設予定校) 3校
(改築、改修 2校)

※平成21年4月現在の状況

圏域	地域	学校・地域	開校(予定)年
岐阜	北部	岐阜本巣	H20年度
		市立岐阜	-
		市立各務原	-
	岐阜	長良	-
		岐阜希望が丘	-
		→岐阜中央地域	P43整備スケジュール参照
		高等特別支援	P43整備スケジュール参照
南部	岐阜南部地域	P43整備スケジュール参照	
西濃	北部	揖斐	H21年度
	大垣	大垣	-
	南部	海津	H20年度
中濃	郡上	郡上	-
		中濃	-
	中濃	関	-
		可茂	可茂地域
東濃	西部	東濃	-
	東部	恵那	-
		→一括移転	H22年度
飛騨	北部	飛騨北部地域	P43整備スケジュール参照
		飛騨	-
	高山	高山日赤分校	-
	南部	下呂分校	H21年度
		→飛騨南部地域	P43整備スケジュール参照

(2) 特別支援学校、特別支援学級の児童生徒数が急増

特別支援学校（知的、肢体不自由、病弱）

5年間に 全国 18%増加 岐阜県 31%増加

特別支援学級

5年間に 全国 39%増加 岐阜県 46%増加

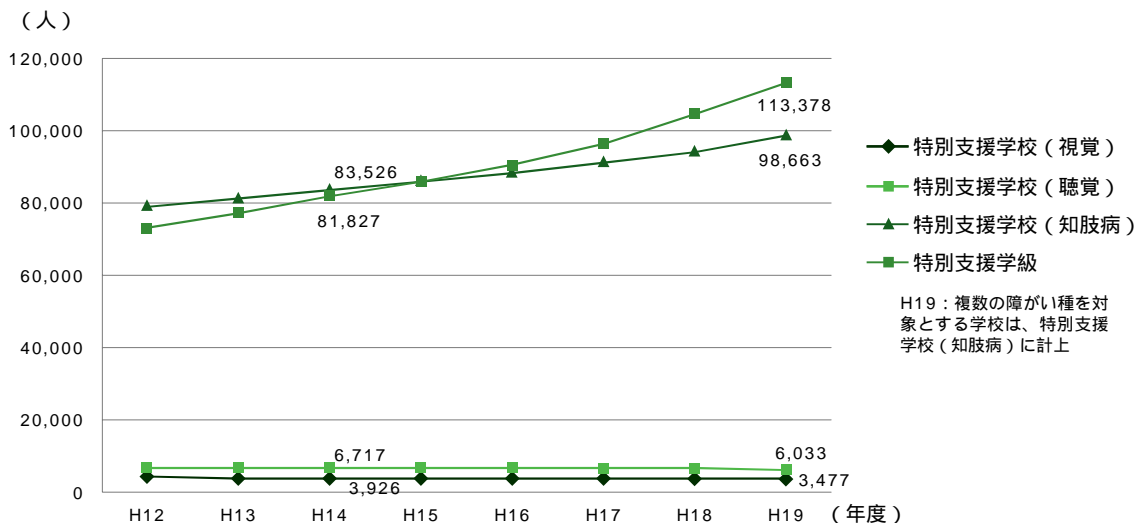
特別支援学校の整備による狭隘化の解消

近年、少子化が進む中、特別支援学校に通う児童生徒が急増しています。

全国の状況を見ると、知的障がい、肢体不自由、病弱を対象とする特別支援学校（旧養護学校以下「特別支援学校」と言う）においては、平成14年度から19年度の5年間で18%の増加となっており、全国的に学校の教室不足が深刻化しています。一方、視覚障がい、聴覚障がいを対象とする特別支援学校（旧盲学校、聾学校 以下「特別支援学校（視覚／聴覚）」と言う）においては、5年間で約1割減となっています。また、小・中学校の特別支援学級においては、39%もの増加となっています。

平成12年度から17年度の5年間の増加率（特別支援学校においては15%、特別支援学級においては33%）と比較しても、平成17年度からの2年間において、その増加傾向はさらに顕著となってきています。

全国 特別支援学校・特別支援学級 児童生徒数推移



（平成19年度文部科学省調査より）

岐阜県においても、全国の推移と同様、増加傾向が見られます。

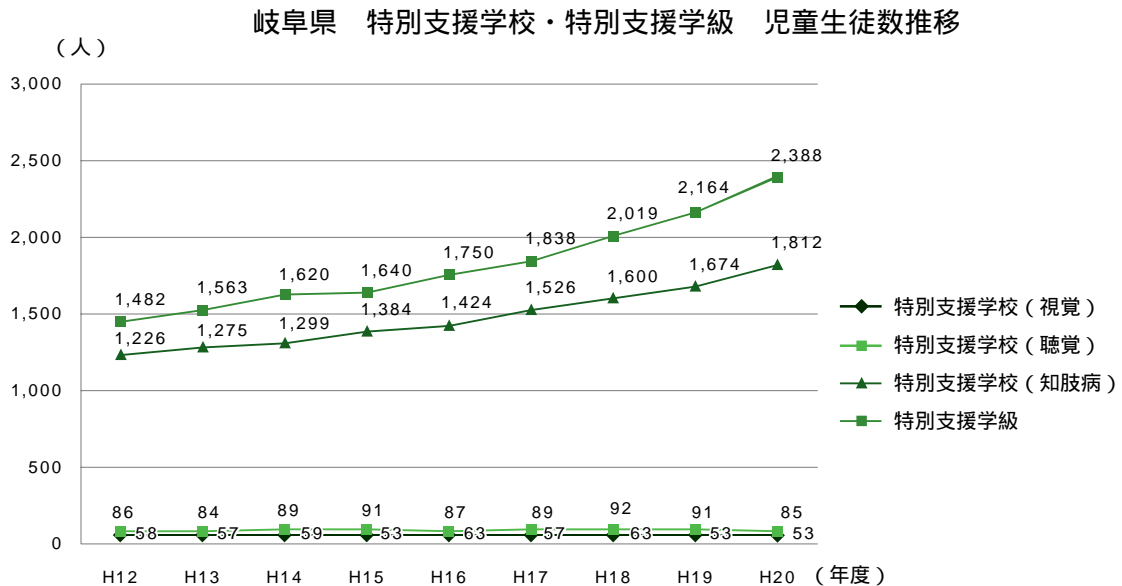
特別支援学校においては、平成15年度から20年度の5年間で、428人、31%の増加となっており、全国と比較して13ポイントも高い増加率となっています。一方、特別支援学校（視覚／聴覚）においては、ほぼ横ばい状態となっています。

また、小・中学校の特別支援学級においては、748人、46%の増加となっており、全国と比較して4ポイント高く、その急増傾向は平成12年度から顕著となっています。

平成12年度から17年度の5年間の増加率（特別支援学校においては24%、特別支援学級におい

ては27%)と比較しても、平成17年度からの3年間に於いて、その増加傾向はさらに顕著となっています。

このような状況の中、特別支援学校の教室不足は依然として深刻な状況であり、新設特別支援学校の整備及び既存校の教室整備が必要となっています。



(岐阜県教育委員会調査より)

少子化傾向にもかかわらず、特別支援学校に通う児童生徒数が増加している背景には、次のことが影響していると考えられています。

医療や福祉の発達、特別支援教育に対する理解啓発等により、保護者の中には、一人一人に応じたきめ細かな教育を受けられるよう、特別支援学校や特別支援学級への就学を積極的に希望する人が増えてきた。

就学前の健診においても、有所見者数、療育手帳取得者数が大幅に増加してきた。

かつては障がいと認識されなかった発達上の特性が新たに脳の器質的な障がいとして認識されるようになった。

総出生児数が大幅に減少する中で、医学の発達に伴って救命率が高まった結果、超低出生体重児の出生数が増加し、医療的支援を受けながら地域生活を送る子どもが増加した。

(3) 障がいの重度・重複化が顕著

肢体不自由特別支援学校では、83%が重複障がい

医療的ケアを必要とする児童生徒数が急増 6年間で約3倍

総合化した特別支援学校の適正配置

障がいの重度・重複化、多様化に対応する教員の専門性の向上

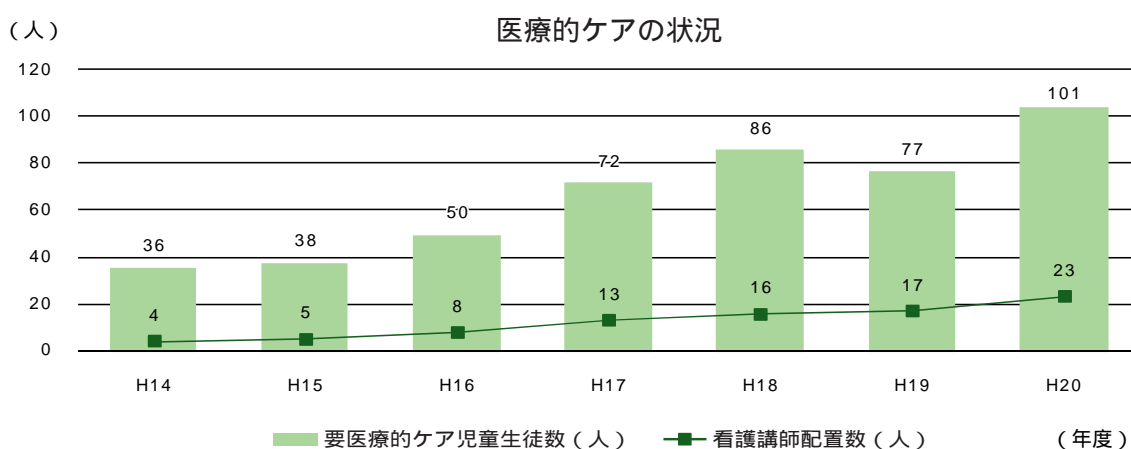
適正な看護講師の配置

近年、幼児児童生徒の障がいの状態が、重度・重複化し、多様化が顕著となっています。障が

い種別で見ると、知的障がい特別支援学校に比べ、肢体不自由特別支援学校、病弱特別支援学校における重複障がいのある児童生徒数の割合が高くなっています。平成20年度では、肢体不自由特別支援学校における知的障がい等を併せ有する児童生徒数が83%、病弱特別支援学校においては70%となっています。（P110を参照）

また、知的障がい特別支援学校における重複障がいのある児童生徒数については、学校内の割合は高くないものの、平成15年度から20年度の5年間で21%増加しています。

そうした中、看護師が行う医療的ケア^{*1}を日常的に必要とする児童生徒数も増加傾向にあり、各学校に看護講師を配置した平成14年度から6年間で約3倍に増加しています。児童生徒が安心・安全な環境のもとで教育が受けられるよう、看護講師の適正な配置に取り組んでおり、同じく6年間で約4倍の看護講師を増配置しています。



（岐阜県教育委員会調査より）

こういった状況からも、重複障がい等の障がいの重い児童生徒が地域の特別支援学校に通うことができるよう、各地域に総合化された特別支援学校の整備が必要です。

また、総合化された特別支援学校においては、知的障がい、肢体不自由、病弱等どの障がいにも対応可能な教員の専門性が必要です。そのためには、特別支援学校に勤務する教員の特別支援学校教諭免許状^{*2}の保有率の向上、さらには、複数の特別支援教育領域^{*3}にわたる免許状の取得も必要です。

（４）自宅からの通学時間が長時間

通学時間 1 時間以上の児童生徒数 359人 20%

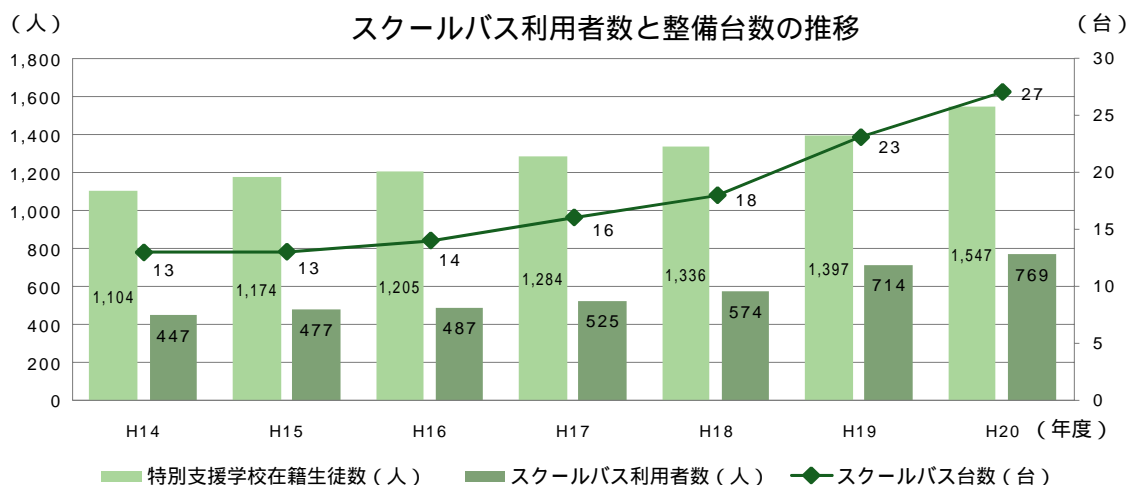
各地域に特別支援学校を整備し、長時間通学を解消
スクールバスの整備

当初プランにおいては、特別支援学校の整備終了後には、すべての乗車希望者が利用可能となること、片道乗車時間を概ね60分以内にするを旨として、スクールバスの整備に取り組みました。

プラン策定時の整備状況は県立特別支援学校6校に16台でしたが、平成19年度からすべての特

別支援学校に配備し、平成20年度は新設校を含め12校27台となりました。スクールバスの整備に伴い、スクールバス利用者も増加しており、プラン策定後3年間で46%増加の769人となっています。

しかし、特別支援学校に通う児童生徒数が急増する中、スクールバス利用を希望する児童生徒数も増加しており、乗車希望がありながら乗車できず、保護者の送迎に頼っている状況は依然続いています。



(岐阜県教育委員会調査より)

また、すべての学校にスクールバスを配備したものの、児童生徒は地域内の様々な方角から通ってきている状況があり、複数の運行コースが必要な学校もあります。

さらに、岐阜県は全国で7番目に面積が広い上、特別支援学校数も少ない状況から、通学時間が1時間以上かかる児童生徒数は359人となっており、家庭からの通学生全体の20%に及ぶ状況です(H20.5.1現在)。

地域別に見ると、岐阜南部(25%)、西濃北部(33%)、郡上(28%)、可茂(44%)、恵那(32%)、飛騨南部(72%)の地域が、比較的高い割合となっています。長時間通学者は、10年前(100人)と比較すると3.5倍となっており、このことから、各地域における特別支援学校の整備に合わせて、スクールバスの整備が必要となっています。

(5) 発達障がいのある幼児児童生徒への対応に課題

校内委員会の設置率(H19文部科学省調査)

小・中学校 100% 幼稚園 58% 高等学校 12%

特別支援教育コーディネーターの指名率(H19文部科学省調査)

小・中学校 100% 幼稚園 35% 高等学校 8%

幼稚園、高等学校における支援体制の構築

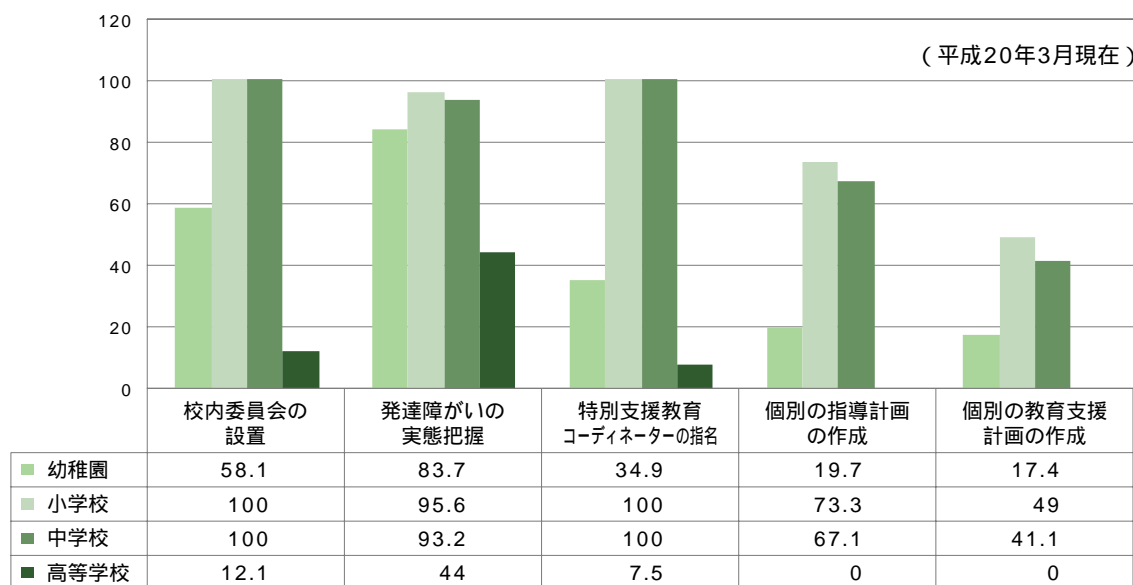
特別支援学校のセンター的機能の充実

岐阜県では、これまで小・中学校等に在籍する発達障がいのある児童生徒に対して、岐阜県特

別支援教育連携協議会を設置するとともに、文部科学省「特別支援教育体制推進支援事業」等の委嘱を受け、特別支援教育を推進する体制づくりに努めてきました。また、特別支援教育コーディネーター養成研修や高等学校におけるLD等研修会も実施してきました。さらに平成18年度から、小・中学校にLD等通級指導教室を設置しています。

その結果、小・中学校では、校内委員会や発達障がいの実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名が進んできましたが、幼稚園や高等学校における体制整備、個別の教育支援計画の策定等については、今後の課題として残っています。

(%) 岐阜県における特別支援教育体制整備状況



(平成19年度文部科学省調査より)

今後、発達障がい等の障がいのあるすべての幼児児童生徒の教育支援体制を確立するためには、教育的ニーズに応じたきめ細かい教育支援体制の確立が必要です。現在、文部科学省では、「特別支援教室（仮称）^{*4}」の制度的検討を行っていますが、現状では、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室における柔軟できめ細かい連携体制の整備が必要であると考えます。さらに、外部専門家を活用した授業改善や幼稚園・保育所、高等学校、大学における特別支援教育の一貫した体制づくり、学校間の接続、就労支援の充実も課題となっています。

(6) 知的障がい特別支援学校の高等部生徒数が急増

知的障がい特別支援学校高等部生徒数 5年間で46%増加（H15 H20）

そのうち軽度知的障がいの生徒数 5年間で59%増加（H15 H20）

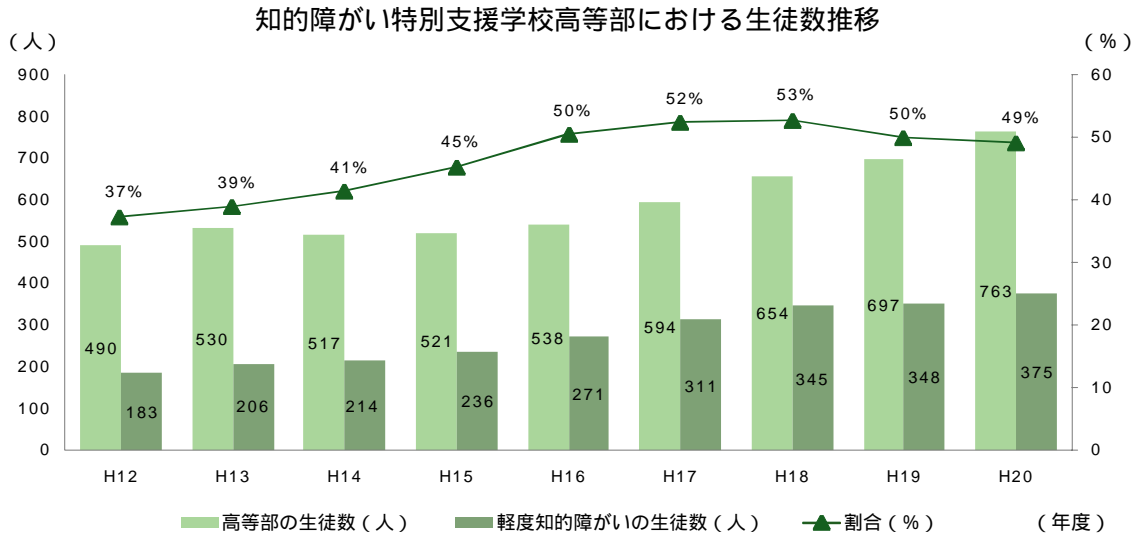
軽度知的障がいの生徒の割合 45%（H15） 49%（H20）

社会的自立に向けた職業教育の充実

職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備

特別支援学校の児童生徒数が急増する中、知的障がい特別支援学校高等部においては、平成15

年度から20年度の5年間で46%増加しています。そのうち、軽度知的障がいの生徒数は59%も増加しており、高等部において約半数を占める状態となっています。小・中学校の特別支援学級等における児童生徒数の増加が、特別支援学校高等部への入学者の増加に影響していると考えられます。

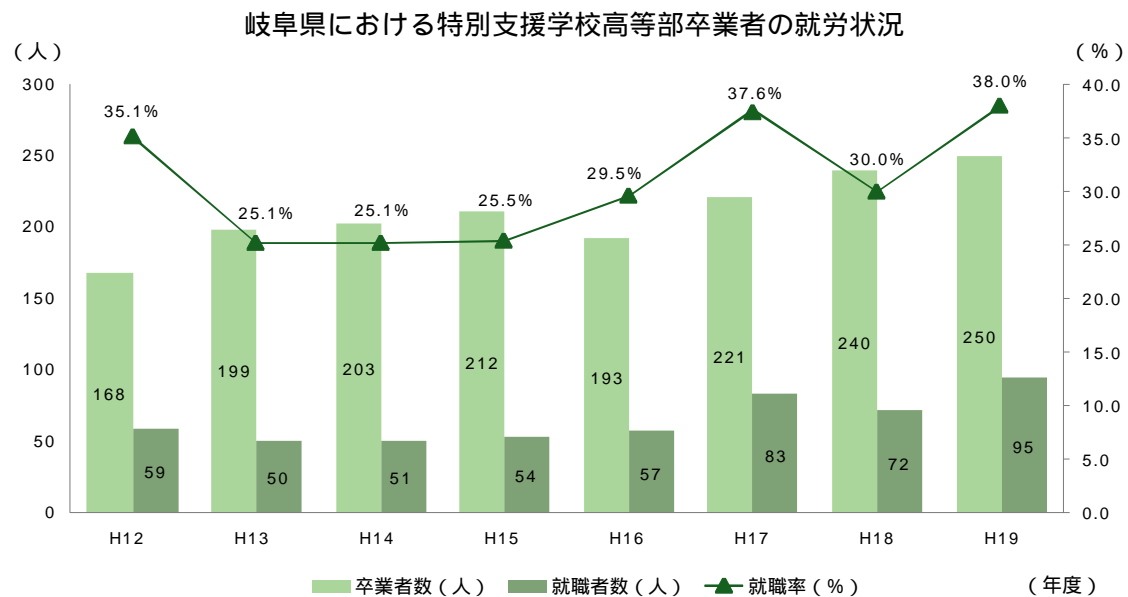


(岐阜県教育委員会調査より)

その反面、高等部卒業後の進路を見ると、ここ数年、一般就労する生徒数は30%前後で推移しており、軽度知的障がいの生徒数増に比例して増加していないのが現状です。企業求人が厳しい状況であり、職業選択の幅が限られていることがその原因であると考えられます。

そのため、職業教育に特化した高等特別支援学校(専門学科)の整備を含めて、就労支援システムの構築や職場実習・職場開拓の充実等、職業教育の充実を図る必要があります。

高等特別支援学校(専門学科)の整備については、当初プランでは1校整備することとなっていますが、卒業後、地域で就職し、地域で生活していくことを考えると、各圏域ごとに同様の機能を整備する方向も検討する必要があります。



(岐阜県教育委員会調査より)

2 子ども・保護者のニーズ

当初プランの策定においては、平成17年度に県が実施した「政策総点検」で寄せられた県民からの意見や各地域の団体等からの要望を「子ども・保護者の願い」として次のようにまとめました。

地域の子どもは地域で育てたい
障がい種別ごとの学校ではなく、地域の特別支援学校に通いたい
就学前から卒業後まで、一貫した教育・支援を受けたい
特別支援学校が地域（小・中学校等）のセンターとして機能して欲しい
職業的自立のための専門教育を受けたい

特別支援学校の整備を進めるにあたっては、県民の意見を十分に把握し、児童生徒数の推移、整備の進捗等、毎年見直ししながら整備することとしており、子どもかがやきプランの発表と同時に子どもかがやきプラン推進委員会を設置し、専門家や保護者、地域の関係者等の意見を伺いながら、プランを推進しています。

子どもかがやきプラン推進委員会は、医療、福祉、教育、保護者等の8人の委員から構成されています。平成18年度においては7回、平成19年度においては6回、平成20年度においては7回の委員会を開催し、特別支援学校整備、特別支援教育体制整備について協議を行いました。（P111を参照）また、特別支援学校の整備を計画している地域においては、子どもかがやきプラン説明会を開催し、保護者や地元住民から意見や要望を伺っています。それぞれの立場からいただいた多くの意見を要約すると次のようになります。

（地域で学びたい）

どのような障がいがあっても、小学部から高等部まで、地域で学ぶことができる特別支援学校の整備が必要である。

通学にかかる保護者や子どもの負担を軽減するため、スクールバスの整備が必要である。

（地域で育ちたい）

発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒が適切な指導・支援を受けながら地域で育つことができるよう、一貫した支援体制を確立する必要がある。

地域住民や近隣小・中学校等との連携・交流を推進していく必要がある。

（地域で働き、地域に貢献したい）

地域で働き、地域に貢献する力の育成を目指して、職業教育の充実を図るとともに、高等特別支援学校の整備に向けた就労支援システムを確立する必要がある。

社会のニーズに対応した多様な作業学習を行う施設設備を整備する必要がある。

今回示した施策を推進するにあっても、子どもかがやきプラン推進委員会や子どもかがやきプラン説明会等において、保護者や専門家、地域の関係者等の意見や要望を把握し、その願いを十分に踏まえながら実施します。

3 基本理念

地域で学び 地域で育ち 地域に貢献する

障がいの有無や状態にかかわらず、誰もが互いに尊重しあい、一人一人の能力を最大限に発揮することができる「共生社会」の実現を目指し、地域の人たちと適切な人間関係を構築し、地域で自立した生活をし、地域に貢献する力を育成するための教育環境整備を行います。

4 基本方針

基本方針 1 「地域で学ぶ」 特別支援学校の整備

特別支援学校に通う児童生徒数の増加、長時間の通学、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、知的障がい、肢体不自由、病弱等のような障がいがあっても、小学部から高等部まで、地域で学ぶことができる特別支援学校を県内各地域に整備します。

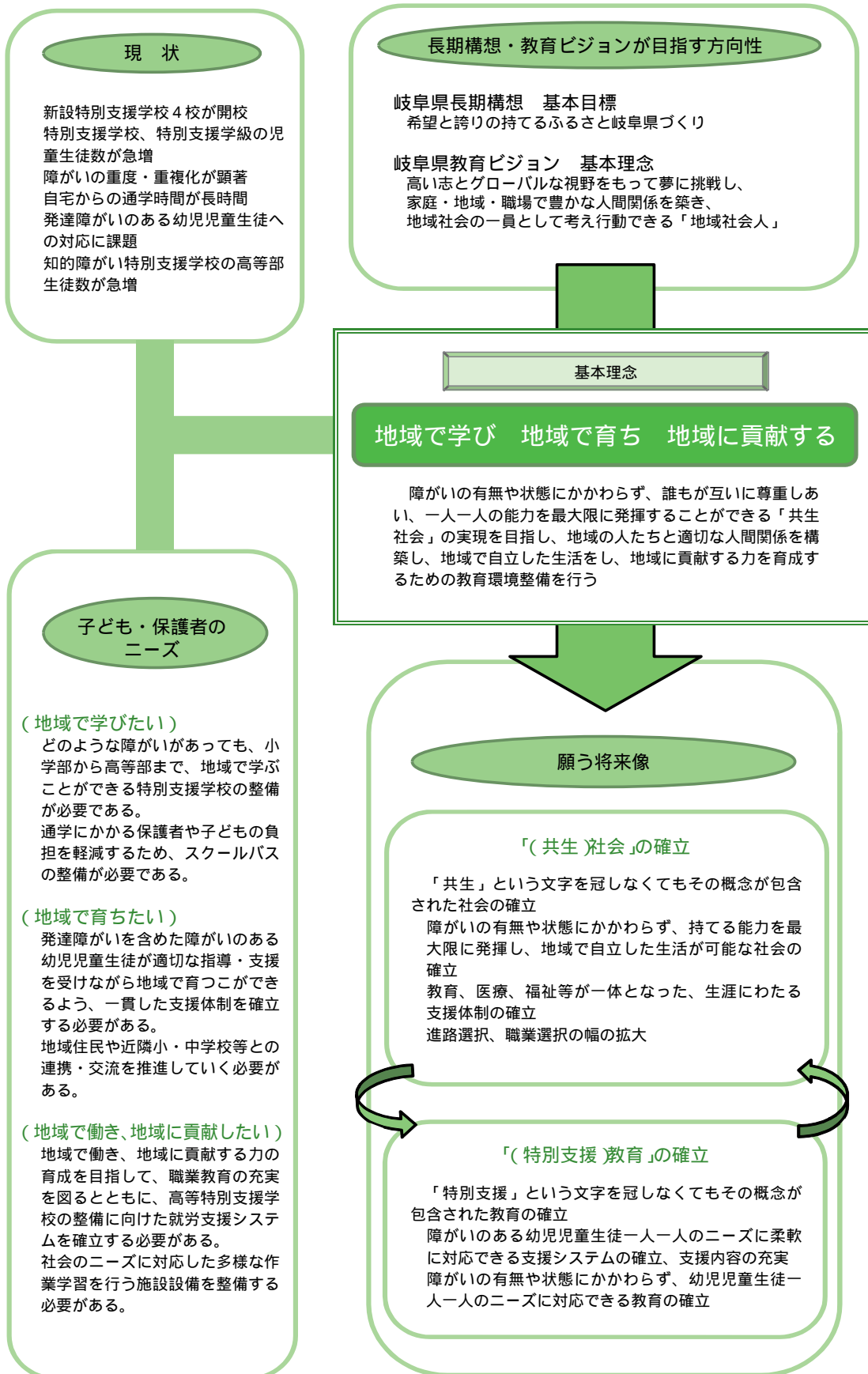
基本方針 2 「地域で育つ」 支援体制の確立

特別支援学校のセンター的機能を充実することで、教員の専門性の向上や関係機関との連携を図るとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等すべての学校において適切な指導・支援を行う等、発達障がいを含めた障がいのあるすべての幼児児童生徒が生き生きと地域で育つことができるよう一貫した支援体制を確立します。

基本方針 3 「地域に貢献する」 職業教育の充実

卒業後、地域で働き、地域に貢献する力を育成するため、社会的自立に向けた就労支援システムの構築や作業学習、職場実習の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた準備を進めます。

5 施策体系



基本方針・基本施策

施策内容

基本方針 1 「地域で学ぶ」特別支援学校の整備

各地域の特別支援学校の整備

- 1 岐阜南部地域の特別支援学校の整備
- 2 飛騨南部地域の特別支援学校の整備
- 3 飛騨北部地域の特別支援学校の整備
- 4 岐阜中央地域の特別支援学校の整備
- 5 高等特別支援学校の整備
- 6 既存校の改修整備
- 7 スクールバスの整備

多様な障がいに対応する特別支援学校の総合化

- 1 地域の実情に応じた特別支援学校の総合化
- 2 校区の再編
- 3 各圏域における視覚・聴覚障がいへの対応

一貫した教育を行うための小・中・高等部の設置

- 1 飛騨特別支援学校高山日赤分校高等部の設置
- 2 岐阜中央地域の特別支援学校高等部の設置

基本方針 2 「地域で育つ」支援体制の確立

就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立

- 1 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上
- 2 特別支援学校のセンター的機能の充実
- 3 個別の教育支援計画の作成・活用
- 4 教員の専門性の向上

各ライフステージにおける自立支援の充実

- 1 就学前における自立支援
- 2 小・中学校における自立支援
- 3 高等学校における自立支援
- 4 特別支援学校における自立支援

教育と医療・保健、福祉、労働等関係機関との連携

- 1 関係機関との地域支援ネットワークの確立
- 2 障がいの重度・重複化への対応
- 3 交流及び共同学習の推進

基本方針 3 「地域に貢献する」職業教育の充実

社会的自立を目指した職業教育の充実

- 1 企業内作業学習の開発と導入
- 2 就労支援ネットワークの構築
- 3 就労支援に関するセンター的機能の充実
- 4 職業自立支援員の配置

高等特別支援学校(専門学科)の整備

- 1 高等特別支援学校(専門学科)における教育環境の整備
- 2 自立に向けた生活支援の充実

***1 医療的ケア**

学校教育を受けるための健康保持に必要な医療行為及び日常的・応急の手当のこと。具体的には、たんの吸引、経管栄養、導尿などを指す。岐阜県においては、看護講師が実施することとしており、安全かつ円滑な実施に向け、主治医や校医、保護者と連携を図るとともに校内体制を整備している。

***2 特別支援学校教諭免許状**

「教育職員免許法」の改正（平成19年4月1日施行）により、学校制度の一本化に合わせて、盲、聾及び養護学校ごとの免許状を特別支援学校の免許状に一本化した。

***3 特別支援教育領域**

特別支援学校教諭免許状における教授可能な障がいに係る教育の領域のことを言い、視覚障がい者に関する教育 聴覚障がい者に関する教育 知的障がい者に関する教育 肢体不自由者に関する教育 病弱者に関する教育 の5つの領域がある。

***4 特別支援教室（仮称）**

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、発達障がい等の障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍した上で障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を必要な時間のみ特別の場で教育や指導を行う形態（例えば「特別支援教室（仮称）」）とすることについて具体的な検討が必要であると提言された。

また、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」において、特別支援教室のイメージとして、**タイプ**が示されている。

特別支援教室：ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態

特別支援教室：比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障がいの状態に応じて相当程度の時間を特別支援教室で特別な指導を受ける形態

特別支援教室：一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態



第4章
1

子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開 1

基本方針1

「地域で学ぶ」
特別支援学校の整備

第4章 〈1〉 子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開 〈1〉

基本方針1 「地域で学ぶ」 特別支援学校の整備

特別支援学校に通う児童生徒数の増加、長時間の通学、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、知的障がい、肢体不自由、病弱等のような障がいがあっても、小学部から高等部まで、地域で学ぶことができる特別支援学校を県内各地域に整備します。

1 最重要課題

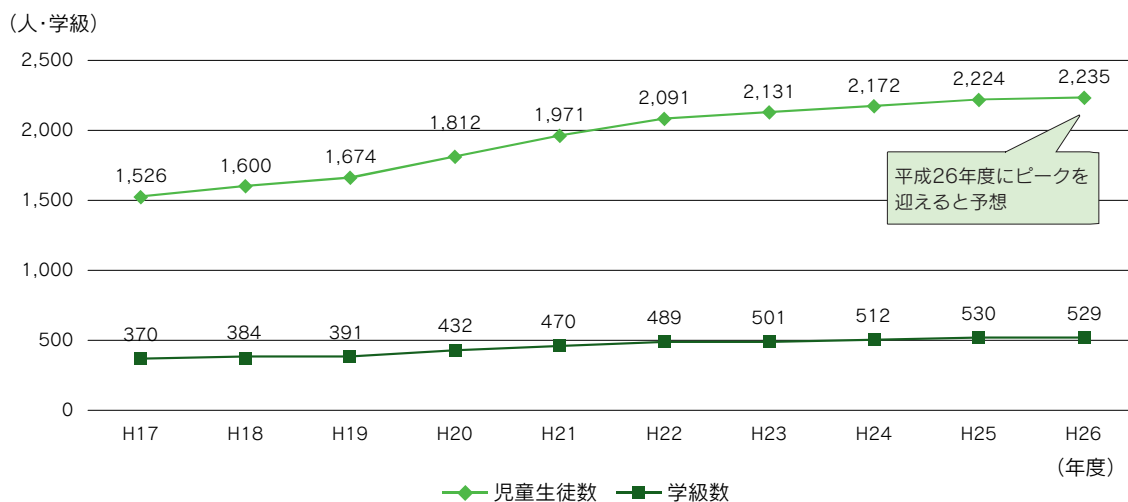
最重要課題 特別支援学校児童生徒数の急増への早急な対応

岐阜県内の公立特別支援学校（知的障がい、肢体不自由、病弱）に在籍する児童生徒数は、昭和61年度の1,280人のピークを境に減少傾向にありましたが、平成8年度の1,159人から増加傾向に転じました。少子化傾向が進んでいるにもかかわらず、ここ数年は急増傾向にあり、平成15年度から20年度の5年間で31%（+428人）の増加となっています。

当初プランにおいては、既存4校の緊急整備や新設・移転7校の整備完了を目指している平成21年度～22年度に、特別支援学校の児童生徒数が1,797人のピークを迎えると予想しました。しかし、5年間の増加率が当初プラン策定時の24%から7ポイントも高くなっており、平成20年度にはすでに1,812人と当初に予想したピーク時の人数を上回りました。

そこで、平成21年度の特別支援学校児童生徒見込み数や県内小・中学校特別支援学級児童生徒数等から、児童生徒数の推移を見直すこととしました。

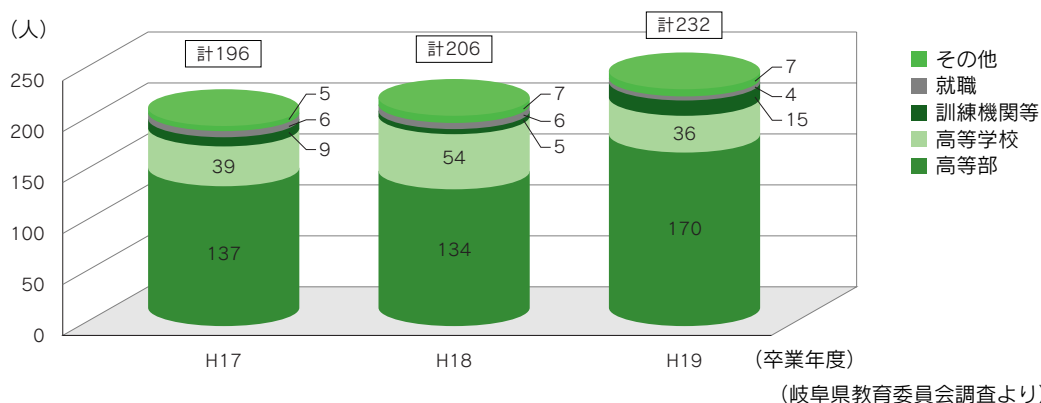
特別支援学校（知肢病）における児童生徒数推移（平成21年度以降は推計）



(岐阜県教育委員会調査より)

その結果、特別支援学校児童生徒数は、平成26年度に2,235人のピークを迎えると予想しました。当初プラン策定時と比較すると約400人増の差が見られますが、これは、空白地域に特別支援学校が新設されたことにより、これまでは地域の小・中学校の特別支援学級や高等学校に通っていた児童生徒及びその保護者が、本来のニーズに応じたより適切な支援を受けることができる特別支援学校を選択するケースが増えたことが大きな要因であると考えられます。平成21年度以降も空白地域に特別支援学校が新設されることから、このように特別支援学校を選択する児童生徒及び保護者は今後も増加し、児童生徒数のピークも当初プランにおける予想時期よりも遅くなると予想しました。

中学校特別支援学級卒業生の進路状況



特に、小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数の急増に伴い、中学校卒業段階で、職業教育が充実している特別支援学校高等部への入学を希望するケースが増えていることから、高等部における生徒数が急増する傾向にあります。これは、特別支援学校に対する期待が大きくなってきているととらえ、今後整備する学校においても、職業教育の充実を図るための施設設備を充実していく必要があります。

平成20年4月現在における特別支援学校整備の進捗状況は、下記のとおり、新設校が4校、既存校の移転が1校と、合わせて5校の開校が予算措置を含め決定しています。

整備スケジュールが決定した学校一覧 (平成20年4月現在)

学校・地域	事業内容	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
岐阜本巣特別支援学校	新設(本巣松陽高校旧岐阜校舎)	着手		完成・供用開始							
海津特別支援学校	新設(海津明誠高校旧海津北校舎)	着手		完成・供用開始							
揖斐特別支援学校	新設(谷汲小学校旧校舎)		着手		完成・供用開始						
恵那特別支援学校	小・中・高等部一括移転(恵那南高校旧岩村校舎)			着手		完成・供用開始予定					
可茂地域	新設(牧野ふれあい広場)		着手				完成・供用開始予定				

一方、岐阜南部地域は平成21年度以降、飛騨南部地域、飛騨北部地域については、平成24年度以降の開校を検討することとしていますが、具体的な整備候補地や整備スケジュールは決まっていません。

また、高等特別支援学校についても、平成24年度以降の開校を検討することとしていますが、同じように整備候補地や整備スケジュールは未定です。

さらに、岐阜中央地域については、鷺山地区福祉施設再編整備に連動して検討することとしており、平成19年度より、関係諸機関との協議を始めていますが、整備スケジュールは決まっていません。

整備スケジュールが未定の学校一覧（平成20年4月現在）

学校・地域	事業内容	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
岐阜南部地域	新設 (候補地を今後検討)	候補地選定に着手			H21年度以降の開校を検討						
飛騨北部地域	新設 (候補地を今後検討)							H24年度以降の開校を検討			
飛騨南部地域	新設 (候補地を今後検討)							H24年度以降の開校を検討			
高等特別支援学校	新設 (候補地を今後検討)							H24年度以降の開校を検討			
岐阜中央地域	岐阜希望が丘特別 支援学校の再編整備							H24年度以降の開校を検討			

整備スケジュールが未定の各地域の保護者や関係者からは、特別支援学校の早期整備に係る多くの声をいただいています。地域の特別支援教育のセンターとして特別支援学校に対する期待感が非常に高まっている中、当初プランにおいて計画した特別支援学校のうち、まだスケジュール未定の学校については、早期整備に向けた具体的なスケジュールを策定する必要があります。

(各地域からの声の例)

- 岐阜南部地域「県立特別支援学校の新設を要望する会」
 - ・羽島市立小熊小学校隣接地に平成26年4月に開校してほしい。
- 飛騨北部地域「飛騨市障がいのある人を支える会」
 - ・現古川小学校の校舎を利用し、平成25年4月に開校してほしい。
- 飛騨南部地域「下呂市の障がい児をもつ保護者の会」
 - ・県立益田清風下呂校舎跡地に早期に開校してほしい。さらに部分開校であっても早期に開校してほしい。

特別支援学校の整備にあたっては、これまでどおり「特別支援学校整備 基本方針」に基づき、地域の特別支援教育のセンターとして、知的障がい、肢体不自由、病弱等どのような障がいがあっても、小学部から高等部まで、地域で学ぶことができる特別支援学校の整備を進めます。

特別支援学校整備 基本方針

- ①「地 域 化」 地域ごとに適正配置する
- ②「総 合 化」 多様な障がいに対応できる特別支援学校を整備する
- ③「一 貫 化」 小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う
- ④「センター化」 地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす
- ⑤「専 門 化」 社会的自立のため専門教育を充実する

2 「子どもかがやきプラン推進委員会」等における意見

「子どもかがやきプラン推進委員会」等で伺った下記のような意見を十分に踏まえながら、取り組むべき施策の方向性や具体的な計画を策定しました。

〈各地域の特別支援学校の整備について〉→基本施策①

- ・整備スケジュールが未決定の地域・学校について、できるだけ早期に整備できるよう、具体的な整備内容やスケジュールを決定する必要がある。
- ・各地域に特別支援学校を整備することは、既存校の狭隘化を解消するという目的もあるが、就学前から高等部卒業まで一貫した支援を行うための貴重なリソースとして、また、地域や福祉、医療、労働等をつなぐセンターとして、地域への貢献度は非常に大きいと思われる。
- ・生徒が将来的に地域で自立していくことは重要であり、特別支援学校と地域との連携は不可欠である。
- ・地域における子どもの自立、共生社会の構築が子どもかがやきプランの改訂の理念となるであろう。具体的な施策を考えていくときには、地域の学校に通い、地域で必要な教育的支援を受けられる点が重要であると考えられる。
- ・特別支援学校において交流及び共同学習の推進はとても大事なことである。小学校に隣接している、または、小学校が近くにある場所は建設場所としては非常に適している。
- ・高等特別支援学校の整備については、人口減少時代の課題である労働力不足への対応策として、岐阜県らしさのある施策になる。併せて、特別支援学級卒業生を含め、軽度知的障がいのある生徒が就労に向けた専門的な教育を受けることができる学校として位置づけることで、岐阜県の特別支援教育における就労支援策としても有効であると考えられる。
- ・生徒のニーズに応じた作業内容の開発、また、それに見合った施設設備の拡充が必要である。
- ・児童生徒数の急増に伴い、希望してもスクールバスに乗れない児童生徒も多くなるのではないかと。子どもや保護者の通学に係る負担を軽減するためにも、児童生徒数の推移と特別支援学校の整備に合わせて、スクールバスの整備をする必要がある。

〈多様な障がいに対応する特別支援学校の総合化について〉→基本施策②

- ・既存校を含めて、総合化をどのように行っていくかが課題である。
- ・既存校の総合化については、各学校の専門性が担保される必要があると思われる。
- ・各学校の持っている専門性は、学校間で共有できるような連携の在り方も検討する必要がある。
- ・飛騨地域に聴覚障がいの子がいる場合、飛騨特別支援学校か特別支援学級か、それとも岐阜豊学校か、保護者に選択してもらうのがよい。

〈一貫した教育を行うための小・中・高等部の設置について〉→基本施策③

- ・岐阜希望が丘特別支援学校及び飛騨特別支援学校高山日赤分校には高等部が設置されていないので、中学部卒業後、別の学校の高等部に入学しなければならず、その新しい学校に慣れるのにも時間がかかる。小学部から高等部まで一貫した支援を行うためには、各地域における総合化に合わせて、これらの特別支援学校の高等部設置について、早期に実現できるよう検討が必要である。

3 基本施策

基本施策① 各地域の特別支援学校の整備

平成20年4月の段階で、整備候補地やスケジュール等が決定されていない岐阜南部地域、飛騨南部地域、飛騨北部地域の特別支援学校や職業教育に特化した高等特別支援学校について、具体的な整備計画を策定します。また、既存校の教室不足解消に向けた対応策を具現化します。さらに、特別支援学校の整備スケジュールに合わせて、スクールバスの整備計画を見直します。

施策①－1 岐阜南部地域の特別支援学校の整備

岐阜南部地域の特別支援学校の整備に向け、整備候補地や整備内容、整備スケジュール等の具体的な整備計画を策定します。

施策①－2 飛騨南部地域の特別支援学校の整備

平成21年4月に開校する飛騨特別支援学校下呂分校の暫定開校を踏まえ、小学部から高等部を設置する総合化された特別支援学校の本格開校に向けた整備計画を検討します。

施策①－3 飛騨北部地域の特別支援学校の整備

飛騨北部地域の特別支援学校整備に向け、建設候補地の選定や整備内容、整備スケジュール等の具体的な整備計画を策定します。

施策①－4 岐阜中央地域の特別支援学校の整備

県立希望が丘学園等の再編整備に合わせ、対象とする障がい種別、整備内容、整備スケジュール等の具体的な整備計画を検討します。

施策①－5 高等特別支援学校の整備

建設候補地を検討するとともに、教育課程等の研究により高等特別支援学校の整備に向けた準備を進めます。

施策①－6 既存校の改修整備

児童生徒数の急増に伴う教室不足への対応策として、教室の増設等具体的な改修計画を検討します。

施策①－7 スクールバスの整備

特別支援学校の新設、児童生徒数の増加に伴うスクールバス利用者の増加に対応するため、スクールバスの整備計画を見直します。

基本施策② 多様な障がいに対応する特別支援学校の総合化

子どもかがやきプランに基づき、総合化された新設校の整備に合わせ、既存校の総合化に向けた方向性を検討します。併せて、就学区域の再編の方向性についても検討します。

施策②－1 地域の実情に応じた特別支援学校の総合化

既存校も知的障がい、肢体不自由、病弱などの障がいにも対応することができるよう、それぞれの地域の実情を踏まえ、総合化に向けた方向性の明確化と段階的实施について検討します。

施策②－2 校区の再編

すべての地域に総合化された特別支援学校が整備されることを見通した、就学区域の望ましいあり方とそれぞれの地域における段階的な再編について検討します。

施策②－3 各圏域における視覚・聴覚障がいへの対応

視覚障がい、聴覚障がいのある幼児児童生徒が、各圏域の特別支援学校で支援を受けることができるよう、例えば通級による指導教室を設置すること等について検討します。

基本施策③ 一貫した教育を行うための小・中・高等部の設置

平成20年4月の段階で、高等部が設置されていない岐阜希望が丘特別支援学校と飛騨特別支援学校高山日赤分校の2校について、基本施策①又は②の計画と合わせ、高等部設置の計画を策定します。

施策③－1 飛騨特別支援学校高山日赤分校高等部の設置

飛騨南部地域及び飛騨北部地域の特別支援学校整備及び飛騨特別支援学校の総合化に合わせて、高山日赤分校高等部の設置を検討します。

施策③－2 岐阜中央地域の特別支援学校高等部の設置

岐阜中央地域の特別支援学校整備に合わせて、高等部の設置を検討します。



「大垣特別支援学校高等部窯業班の作業の様子」

特別支援学校整備スケジュール

○新設校の整備

地域・学校	事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
岐阜南部地域	新設 (羽島市内)	候補地決定	着手			着工		一部開校 (小中学部)	全面開校 (高等部)		
飛騨南部地域	新設 (益田清風高校 旧下呂校舎)	飛騨特別支援学校 下呂分校 (前倒し暫定開校)	小・中学部整備 を検討				H26年度以降の本格開校を検討				
飛騨北部地域	新設 (飛騨市内)	候補地選定		着手	着工	H25年度開校					
高等特別 支援学校	新設 (候補地を検討)	教育課程等の研究及び学校の あり方を検討				H30年度までに開校					

○既存校の整備

地域・学校	事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
岐阜中央地域	岐阜希望が丘 特別支援学校の 再編整備					鷺山地区(希望が丘学園)再編整備と連動し、 H30年度までに開校					

*以上の整備については、県民の意見を十分に把握し、児童生徒の推移、整備の進捗等、毎年見直ししながら進めます。
また、子どもかがやきプラン推進委員会において専門家や保護者、地域の関係者等の意見を踏まえて検討します。

4 施策内容

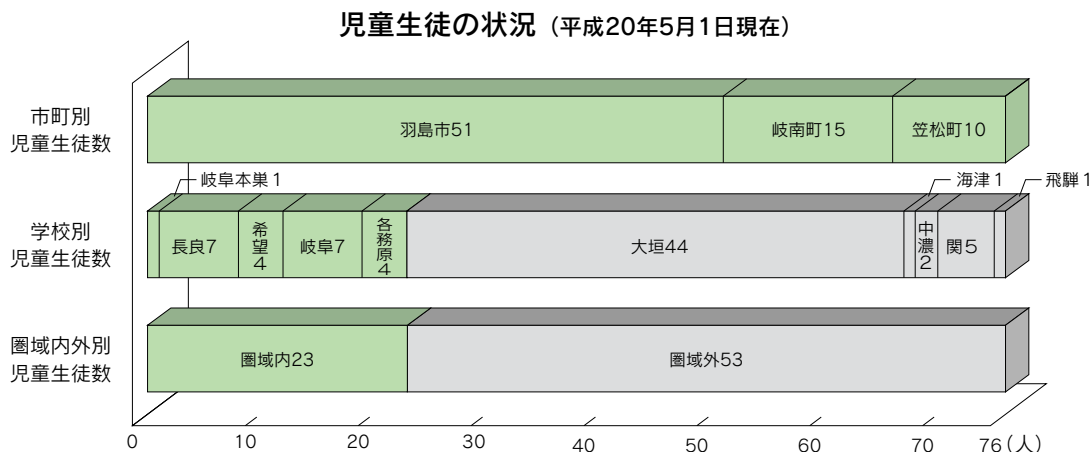
基本施策① 各地域の特別支援学校の整備

施策①-1 岐阜南部地域の特別支援学校の整備

(1) 現状と課題

岐阜圏域の南部地域では、76人の児童生徒が特別支援学校に在籍しています。そのうち、23人が圏域内の特別支援学校に、53人が圏域外の特別支援学校に通っています。

(5つの圏域と圏域内の地域との関係はP23を参照)



また、通学方法を見ると、自宅から通学している63人のうち58人(92%)がスクールバスを利用しています。16人(25%)の児童生徒は60分以上かけて通学しており、通学時間の平均は約48分となっています。

通学の状況 (平成20年5月1日現在)

	舎	施設	病院	自宅からの通学生										訪問					
				スクールバス	徒歩	自転車等	路線バス	電車	自家用車	その他									
岐阜本巣特別支援学校	1								1	1									
長良特別支援学校	7			1	1				2					4	1				
岐阜希望が丘特別支援学校	4	1												3					
岐阜特別支援学校	7			7	2														
各務原養護学校	4							1				3	2						
大垣特別支援学校	44	8		33	6					1	1	1					1		
海津特別支援学校	1			1	1														
中濃特別支援学校	2		2																
関特別支援学校	5				5	1													
飛騨特別支援学校	1		1																
計	76	8	4	0	47	11	0	0	1	0	3	1	4	3	8	1	0	0	1

60分以上 (内数)

※舎：寄宿舍、施設：希望が丘学園等福祉施設

岐阜圏域の北部地域には岐阜本巣特別支援学校が開校したものの、南部地域からは距離があり、圏域外である大垣特別支援学校に通う児童生徒が多く、通学時間も長い状況です。そのため、岐阜南部地域の特別支援学校の整備が喫緊の課題となっています。

(2) 地元県民等からの声

地元の手をつなぐ親の会等保護者らで設立した「県立養護（特別支援）学校の新設を要望する会」等から、共生教育の実施に理解のある候補地も含めて岐阜南部地域に特別支援学校を早期に新設してほしいという声が出され、子どもかがやきプラン推進委員会においても協議を行いました。

(地元県民からの声)

- ・約99,000人の署名を集めた。岐阜南部地域に養護学校を早期に新設してほしい。
- ・共生社会の実現に向けて、候補地の一つである羽島市立小熊小学校の隣接地に特別支援学校を開校してほしい。
- ・羽島市立小熊小学校隣接地に特別支援学校を平成26年4月に開校してほしい。

(子どもかがやきプラン推進委員会における意見)

- ・安全・安心な学校の広さが確保できることが理解できたので、小熊小学校の隣接地を候補地とする。
- ・将来的には地域での自立を支援することも考えて、具体的な共生教育については羽島市と連携して研究してほしい。

(3) 具体的対応策

- ①整備場所 羽島市内
- ②場所決定の条件 共生教育の実施に理解のある小学校の隣接地又はその近郊
- ③整備内容・規模
 - ・羽島市内に用地を取得し、新築の特別支援学校を整備
 - ・整備内容は可茂地域の特別支援学校の新築整備と同程度を想定
 - ・児童生徒数120人（30学級）程度を想定
- ④設置学部 小学部、中学部、高等部
- ⑤対象とする障がい種別 知的障がい、肢体不自由、病弱
- ⑥通学対象とする地域 岐阜南部地域
 - 羽島市、岐南町、笠松町を中心に、各務原市の一部及び岐阜市南部の一部を想定
- ⑦スクールバス整備 中型2台、マイクロ1台（予定）
- ⑧利用可能な公共交通機関 名鉄竹鼻線、岐阜バス（路線バス）、羽島コミュニティバス市内線等
- ⑨医療機関 羽島市民病院等

(4) 整備スケジュール

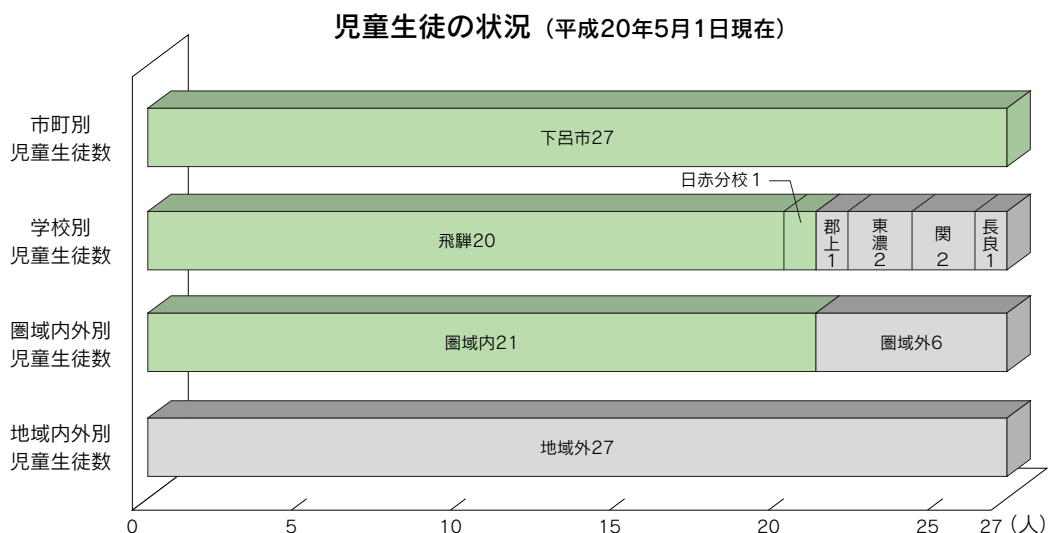
平成25年度中に着工し、最速で平成27年度の開校を目指します。

地域・学校	事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
岐阜南部地域	新設 (羽島市内)	候補地決定	着手			着工		一部開校 (小中学部)	全面開校 (高等部)		

施策①-2 飛騨南部地域の特別支援学校の整備

(1) 現状と課題

飛騨圏域の南部地域は特別支援学校の空白地域となっており、他地域の特別支援学校に在籍している児童生徒は27人（18人が通学、9人が寄宿舎等）です。



自宅から特別支援学校への平均通学時間は約64分であり、県内全体の平均36分を大幅に超えています。また、飛騨特別支援学校から約50km離れている下呂市に対しては、そのセンター的役割が十分果たせない状況にあります。同じように、隣接する東濃東部地域の児童生徒についても通学が非常に困難な状況にあることから、飛騨南部地域の特別支援学校の開校を前倒しし、平成21年4月に、飛騨特別支援学校下呂分校を暫定開校することとしました。（高等部1年生から順次受入）

通学の状況（平成20年5月1日現在）

(人)

	舎	施設	病院	自宅からの通学生											訪問		
				スクールバス	徒歩	自転車等	路線バス	電車	自家用車	その他							
郡上特別支援学校	1			1	1												
東濃特別支援学校	2	2															
飛騨特別支援学校	20		4		15	11		1									
関特別支援学校	2	1															1
長良特別支援学校	1		1														
高山日赤分校	1													1	1		
計	27	3	4	1	16	12	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0

60分以上（内数）

※舎：寄宿舎、施設：山ゆり学園

今後は、本格開校へ向けての整備スケジュールの策定が必要となっています。

(2) 地元県民等からの声

地元の保護者で設立した「下呂市の障がい児をもつ保護者の会」から、県立高等学校跡地の活用も含め、飛騨南部地域に特別支援学校を早期に開設してほしいという声が出され、子どもかがやきプラン推進委員会においても協議を行いました。

(地元県民からの声)

- ・飛騨南部地域の特別支援学校について、平成24年以前の一刻も早い開設をお願いしたい。益田清風高校旧下呂校舎に特別支援学校を早期に開設してほしい。
 - ・校舎の全面改修が困難な場合は部分改修でもいいので、早期に開設してほしい。
 - ・障がいのある子どもの発達や将来について、相談や支援の場が地域に必要である。
- (子どもかがやきプラン推進委員会における意見)
- ・飛騨南部地域の特別支援学校については、益田清風高校旧下呂校舎の場所で平成24年4月を目指して進めていただきたい。
 - ・平成21年4月から高等部のみの前倒し開校の準備を進めていただきたい。

(3) 具体的対応策

- | | |
|--------------|---|
| ①整備場所 | 益田清風高校旧下呂校舎 |
| ②整備内容・規模 | 平成21年4月飛騨特別支援学校下呂分校として前倒し暫定開校
生徒数30人（5学級）程度を想定
平成26年度以降本格開校時
児童生徒数45人（16学級）程度を想定 |
| ③設置学部 | 高等部（1年生から順次受入）
平成26年度以降本格開校時 小学部、中学部、高等部 |
| ④対象とする障がい種別 | 知的障がい
平成26年度以降本格開校時 知的障がい、肢体不自由、病弱 |
| ⑤通学対象とする地域 | 飛騨南部地域、東濃東部地域
下呂市、中津川市の一部を想定 |
| ⑥スクールバス整備 | 下呂市スクールバス1台（下呂駅～学校間運行）
平成26年度以降本格開校時 スクールバス3台（予定） |
| ⑦利用可能な公共交通機関 | J R高山線下呂駅から徒歩30分程度 |
| ⑧医療機関 | 県立下呂温泉病院、市立金山病院等 |

(4) 整備スケジュール

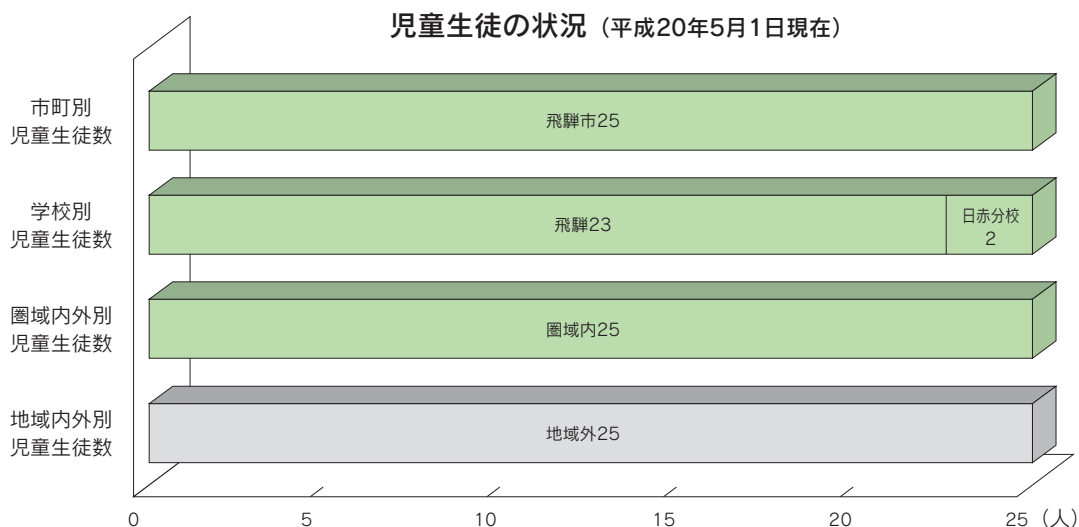
児童生徒数の推移や地域のニーズを踏まえながら、平成26年度以降の飛騨南部地域の特別支援学校の本格開校を検討します。

地域・学校	事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
飛騨南部地域	新設 (益田清風高校旧下呂校舎)	飛騨特別支援学校下呂分校 (前倒し暫定開校)	小・中学部整備 を検討				H26年度以降の本格開校を検討				

施策①-3 飛騨北部地域の特別支援学校の整備

(1) 現状と課題

飛騨圏域の北部地域は特別支援学校の空白地域となっており、他地域の特別支援学校に在籍している児童生徒は25人（20人が通学、5人が施設等）です。



自宅から特別支援学校への平均通学時間は約58分であり、県内全体の平均36分を大幅に超えています。また、特別支援学校への入学が望ましいにも関わらず、地元の小・中学校に通学している児童生徒が5人います。

通学の状況（平成20年5月1日現在）

	舎	施設	病院	自宅からの通学生													訪問	
				スクールバス	徒歩	自転車等	路線バス	電車	自家用車	その他								
飛騨特別支援学校	23		4	18	3													1
高山日赤分校	2														2			
計	25	0	4	0	18	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1

60分以上（内数）

※舎：寄宿舍、施設：山ゆり学園

これらの状況と地元からの提案を踏まえ、飛騨市立古川小学校移転跡地を利活用することを含めた候補地や整備内容等について、飛騨市教育委員会と連携を図りながら整備計画を検討する必要があります。

(2) 地元県民等からの声

地元の手をつなぐ親の会等の保護者で設立した「飛騨市障がいのある人を支える会」から、地元小学校跡地の利活用も含め、飛騨北部地域に特別支援学校を平成25年4月に開校してほしいという声が出されました。

(地元県民からの声)

- ・飛騨北部地域（飛騨市古川町袈裟丸方面）から飛騨特別支援学校間を運行しているスクールバスに飛騨市神岡町内の生徒も一緒に乗車できるよう、運行延長の配慮をお願いしたい。平成20年度運行延長を実施済み。
- ・飛騨市には特別支援学校がないため、高山市内への長時間通学を強いられている。
- ・飛騨北部地域の特別支援学校を現古川小学校の校舎（平成24年度一部取壊し改築予定）を利用し、平成25年4月開校をお願いしたい。
- ・平成25年4月までは、飛騨市内の他の場所で分教室の開設をお願いしたい。
- ・校舎の大規模改修等については、開校後、時期を見て実施をお願いしたい。

(3) 具体的対応策

- ①整備場所 飛騨市立古川小学校（平成24年3月移転予定）跡地想定
- ②整備内容・規模 飛騨市立古川小学校跡地を改修
児童生徒数35人（13学級）程度を想定
- ③設置学部 小学部、中学部、高等部
- ④対象とする障がい種別 知的障がい、肢体不自由、病弱
- ⑤通学対象とする地域 飛騨北部地域
飛騨市、白川村を想定
- ⑥スクールバス整備 スクールバス2台（予定）
- ⑦利用可能な公共交通機関 JR高山本線飛騨古川駅から徒歩10分程度
- ⑧医療機関 飛騨市民病院等

(4) 整備スケジュール

飛騨市教育委員会と連携を図りながら、平成21年度中に候補地を選定（決定）し、平成25年度の開校を目指します。

地域・学校	事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
飛騨北部地域	新設 (飛騨市内)	候補地選定		着手	着工	H25年度開校					

施策①-4 岐阜中央地域の特別支援学校の整備

(1) 現状と課題

岐阜希望が丘特別支援学校は県立の福祉施設である希望が丘学園に併設しており、肢体不自由の障がいを対象とし、小・中学部を設置しています。

福祉部局が進める希望が丘学園を含めた岐阜鷺山地区の再編整備については、平成19年度から関係部局を含めて具体的な協議をしていますが、福祉部局は岐阜県長期構想（平成21～30年度）

の中で、希望が丘学園をこれまでの肢体不自由児にとどまらず、県の中核的な療育機関として整備することを示しました。

一方では、平成20年度には岐阜圏域の岐阜市や各務原市から中濃圏域の関市にある中濃特別支援学校（知的障がいを対象）に91人通学しており、その狭隘化を解消するためにも従来の施設併設型ではなく、とりわけ知的障がいを含めた総合化を図り、高等部まで整備した単独校として、岐阜希望が丘特別支援学校を再編整備する必要があります。

また、岐阜圏域の岐阜地域には知的障がいを対象とした県立特別支援学校は設置されていません。岐阜市に市立岐阜特別支援学校、各務原市に市立各務原養護学校（ともに知的障がいを対象）が設置されていますが、平成20年度は、設置市以外からの児童生徒が、岐阜特別支援学校に38人（17%）、各務原養護学校に9人（19%）在籍しています。

したがって、総合化と一貫化により、岐阜地域の中心的な県立特別支援学校として再編整備する必要があります。
市立各務原養護学校は高等部のみの設置です。

（2）地元県民等からの声

岐阜希望が丘特別支援学校の保護者から高等部設置についての声が出されました。子どもかがやきプラン推進委員会においても意見が出されました。

（地元県民からの声）

- ・岐阜希望が丘特別支援学校に高等部設置が叶い、中学部卒業生が将来にわたって安心して学習が継続できるようにご配慮をお願いしたい。

（子どもかがやきプラン推進委員会における意見）

- ・鷺山の福祉ゾーンの再編整備に合わせた設置を検討していただきたい。

（3）具体的対応策

①整備場所	岐阜鷺山地区
②整備内容・規模	福祉部局の鷺山地区再編整備と連動した整備
③設置学部	小学部、中学部、高等部
④対象とする障がい種別	知的障がい、肢体不自由、病弱
⑤通学対象とする地域	岐阜地域 岐阜市、各務原市を想定
⑥スクールバス整備	長良特別支援学校との共同運行を予定
⑦利用可能な公共交通機関	岐阜バス（路線バス）
⑧医療機関	福祉部局の再編整備する療育センター、長良医療センター、福富医院等

（4）整備スケジュール

福祉部局の鷺山地区再編整備と連動して整備を行います。

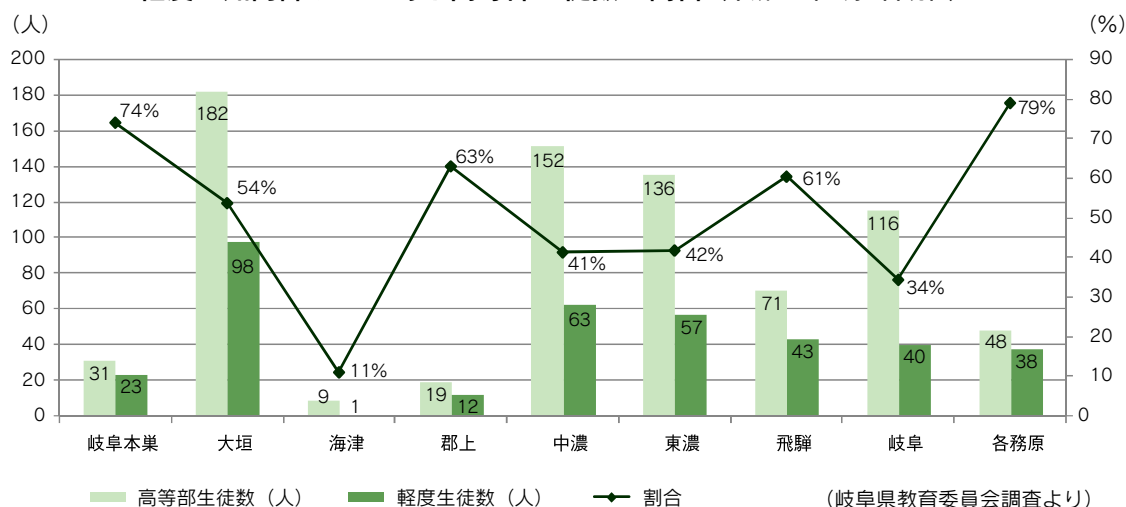
地域・学校	事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
岐阜中央地域	岐阜希望が丘特別支援学校の再編整備					鷺山地区（希望が丘学園）再編整備と連動し、H30年度までに開校					

施策①-5 高等特別支援学校の整備

(1) 現状と課題

知的障がいを対象とする特別支援学校では、特に高等部において軽度の障がいのある生徒が増加しており、高等部全体の約50%を占めています。さらに、生徒数を5圏域別で見ると、岐阜圏域に101人(27%)が在籍しているのをはじめ、他のすべての圏域に在籍しています。

軽度の知的障がいのある高等部生徒数と割合 (平成20年5月1日現在)



軽度の知的障がいのある生徒が、地域で確実に就労し、地域に貢献できることを目指すためには、現在の知的障がいを対象とする特別支援学校よりもさらに専門的な職業教育を行うことのできる学校が必要です。具体的には、職業教育を主とする専門学科を設置する高等部単独の高等特別支援学校を整備する必要があります。

高等特別支援学校では、地元企業との連携を深め、就労支援システムをさらに充実させることにより、生徒の職業選択の幅を拡大させ、企業で働くことへの意欲や適性に応じた専門的な技術を向上させることができます。しかし、本県には高等特別支援学校は設置されていないので、まず専門学科における流通・サービス等の教科内容や授業時数の設定、デュアルシステムの導入等を研究し、高等特別支援学校を整備に関する基本計画を策定する必要があります。

全国的には、プラン策定時に37校設置されていた高等特別支援学校が、ここ3年間で47校(+10校)と増えており、このような先進県の実践例も参考にする必要があります。例えば専門学科には、流通・サービス(商品管理、ビルクリーニング)、食品加工(パン製造)、情報印刷(コンピュータ印刷)、農園芸(野菜、草花栽培)等の専門教科を設置しています。また学校によっては、製造と販売を合わせた流通・サービスの実習の場として、校内に「喫茶室」を設けて接客サービスを行ったりしています。

本県の高等特別支援学校の設置に関しては、県内人口の約4割が集中している岐阜圏域で、交通の便が比較的良い所に拠点となるセンター校を1校設置し、就労支援を積極的に推進します。そして、そのノウハウを生かして他4圏域の生徒や地域のニーズに応えられるよう、分教室のような形でランチ校を設置することが効果的であると考えられます。

(2) 地元県民等からの声

子どもかがやきプラン推進委員会から、軽度の知的障がいのある生徒の100%就労を目指した専門的な教育と、その教育を行うための高等特別支援学校の整備の必要性について、多くの意見が出されました。

(子どもかがやきプラン推進委員会における意見)

- ・軽度知的障がいの生徒数が増えてきているので、前倒しも含めて高等特別支援学校の整備を急ぐ必要がある。
- ・高等特別支援学校の整備方法として、子どもかがやきプランでも示された1校整備の他、ブランチ校を整備する方法も検討していただきたい。
- ・高等特別支援学校の整備については、人口減少時代の課題である労働力不足への対応策として、岐阜県らしさのある施策になる。併せて、軽度知的障がいのある生徒が就労に向けた専門的な教育を受けることができる学校として位置づけることで、岐阜県の特別支援教育における就労支援策としても有効であると考えます。

(3) 具体的対応策

- | | |
|--------------|--|
| ①整備場所 | 岐阜地域にセンター校1校を想定
他4圏域に県立高等学校の空き教室等も利活用したブランチ校(分教室)それぞれ1校を検討 |
| ②整備内容・規模 | 生徒数120人(15学級)程度を想定 |
| ③設置学部 | 高等部 |
| ④対象とする障がい種別 | 知的障がい |
| ⑤通学対象とする地域 | 岐阜圏域を検討(センター校)
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町を想定 |
| ⑥スクールバス整備 | なし(公共交通機関利用を原則)
寄宿舎については、今後の各圏域のブランチ校(分教室)の設置及び生活支援の必要性を含めて検討 |
| ⑦利用可能な公共交通機関 | 岐阜バス(路線バス)等 |
| ⑧医療機関 | 岐阜地域内の病院を検討 |

(4) 整備スケジュール

センター校整備とともに、他4圏域のブランチ校(分教室)設置について、前倒しも視野に入れて検討します。

地域・学校	事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
高等特別支援学校	新設 (候補地を検討)	教育課程等の研究及び学校のあり方を検討				H30年度までに開校					

施策①-6 既存校の改修整備

(1) 現状と課題

ア 東濃特別支援学校について

東濃特別支援学校については、児童生徒の急増に伴う教室不足を解消するため、当初プランでは可茂地域の特別支援学校の新設及び恵那特別支援学校の一括移転（総合化、一貫化）を進め、さらに、その整備が完了するまでの対応として、教室・食堂棟及び体育館の改築を予定していました。しかし、可茂地域の特別支援学校の必要性が顕在化する中で、平成20年度から3年間、分教室を可児市立南帷子小学校内に前倒しで設置するとともに、恵那特別支援学校に高等部を設置しました。これらにより、東濃特別支援学校本校の児童生徒数は平成19年度297人から平成20年度291人に減少してきました。

平成19年度の整備スケジュールの見直しでは、教室・食堂棟及び体育館の改築について、平成24年度以降の完成を検討していますが、今後、児童生徒数の推移を見ながら改築について検討する必要があります。

イ 郡上特別支援学校について

郡上特別支援学校については、当初プランの先駆けとして知的障がいと肢体不自由を併置し、平成17年度に児童生徒数が8人で開校しましたが、4年目を迎えた平成20年度には30人となりました。学校や郡上市教育委員会による就学相談等の結果を踏まえると、今後は50人前後で推移すると見込まれ、このままでは教室不足が相当深刻化することが予想されました。そこで、平成21年度に緊急対応として旧郡上市立相生第二小学校に高等部を移転することとしました。

小学部・中学部（郡上特別支援学校大和校舎）と高等部（郡上特別支援学校那比校舎）との2校舎体制になりますが、今後は1校舎体制となるように検討する必要があります。

ウ 揖斐特別支援学校について

当初プラン3つ目の新設校として、揖斐川町立谷汲小学校旧校舎を利活用し、揖斐特別支援学校が平成21年度に開校します。当初プランでは児童生徒数を30人規模に設定していましたが、開校時は既に39人程度を見込んでいます。さらに、ピーク時には60人程度まで増加すると予想しています。

したがって、開校後は児童生徒数の増加による教室不足への対応を検討する必要があります。

(2) 地元県民等からの声

ア 東濃特別支援学校について

(地元県民からの声)

- ・児童生徒数の増加に対応するための校地面積の増加及び校舎の増改築等についてお願いしたい。
 - ・可茂地区における特別支援学校の分校又は分教室の開設等をお願いしたい。
- (子どもかがやきプラン推進委員会における意見)
- ・可茂地域に分教室を前倒しして整備することは、東濃特別支援学校の狭隘化や可茂地域の保護者の思いを考えると、ぜひ実行していただきたい。

平成20年度可茂分教室を暫定設置済み。

イ 郡上特別支援学校について

(地元県民からの声)

- ・分教室の設置(既存施設の利用もしくは簡易施設の建設)、既存施設の拡充等、より良い環境で子どもたちが教育を受けることができるようお願いしたい。

(子どもかがやきプラン推進委員会における意見)

- ・旧相生第二小学校の校舎利用については高等部が移転し、緊急的な整備として平成21年4月から分教室を設置していただきたい。
- ・郡上特別支援学校の恒久的な整備については更に検討を進め、子どもかがやきプランの改訂においてその方向性を示してほしい。

(3) 具体的対応策

ア 東濃特別支援学校について

東濃特別支援学校については、平成20年度からの可茂分教室の暫定設置とともに、平成22年度の恵那特別支援学校の一括移転(総合化、一貫化)及び平成23年度の可茂地域の特別支援学校の新設により、児童生徒数の増加に伴う教室不足を解消する方向で考えています。平成23年度より3年間程度の東濃特別支援学校の児童生徒数の推移を見ながら改築について検討していきます。

イ 郡上特別支援学校について

郡上特別支援学校大和校舎と那比校舎との2校舎体制には、学校運営上も困難が伴うため、特別支援学校整備の基本方針に示した小学部、中学部、高等部の一貫化を目指し、将来的に1校舎体制となるよう検討していきます。

ウ 揖斐特別支援学校について

平成21年度の開校後、3年間程度の児童生徒数の推移を把握しながら、なお教室等が不足する場合、教室や多目的室等を含む特別棟等の増築について検討していきます。

施策①-7 スクールバスの整備

(1) 現状と課題

ア 平成18年度から20年度までの成果と課題

当初プランにおいては、すべての乗車希望者を利用可能にすること、片道乗車時間を概ね60分以内にするを旨とし、当初プラン策定時の6校16台から特別支援学校の整備に合わせて、35台になるよう計画を立て、整備を進めてきました。

平成20年度には、すべての県立特別支援学校12校において27台を運行しています。

スクールバス整備 基本方針

- スクールバスの乗車を希望する児童生徒の推移に合わせて、希望者が乗車できるよう整備する。
- 全路線でバスの乗車時間を片道概ね60分以内にする。

①成果

スクールバス待機者が多い学校へ計画的に整備したことで、待機者が59%まで減少しました。

②課題

児童生徒数の増加とともに、スクールバス利用者も増加しており、プラン策定後3年間で47%増加の769人となりました。

利用者の増加により運行コースを延長したため、乗車時間が60分を超える児童生徒が3年間で62%増加の185人となりました。

平成17年度から20年度までのスクールバス整備状況

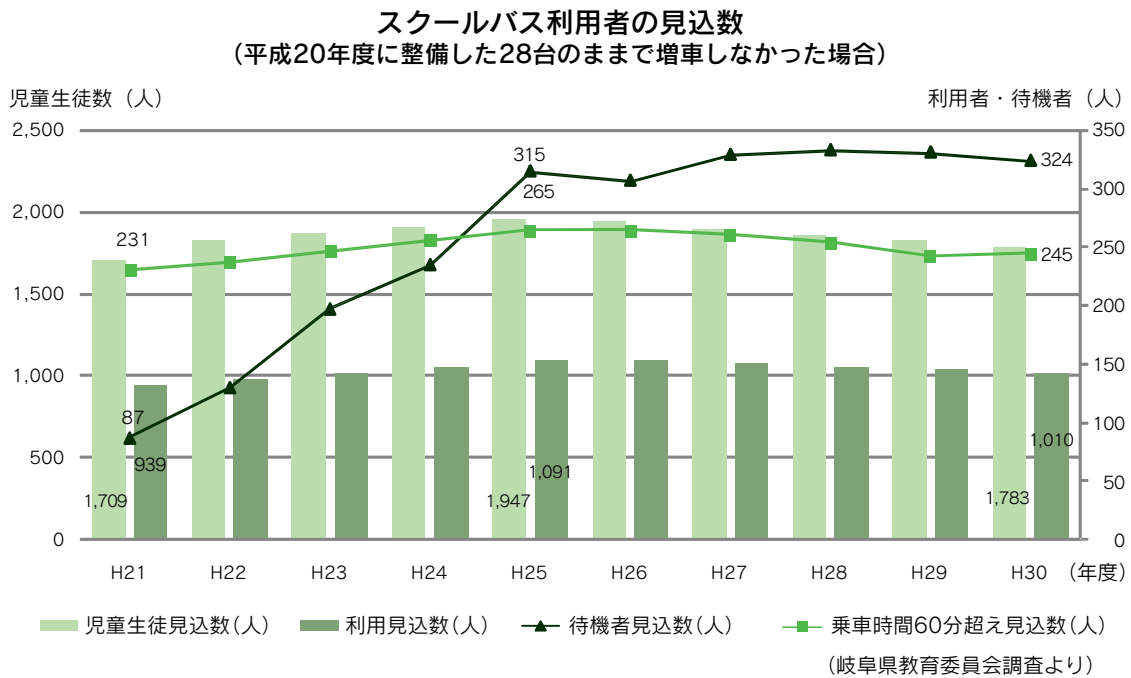
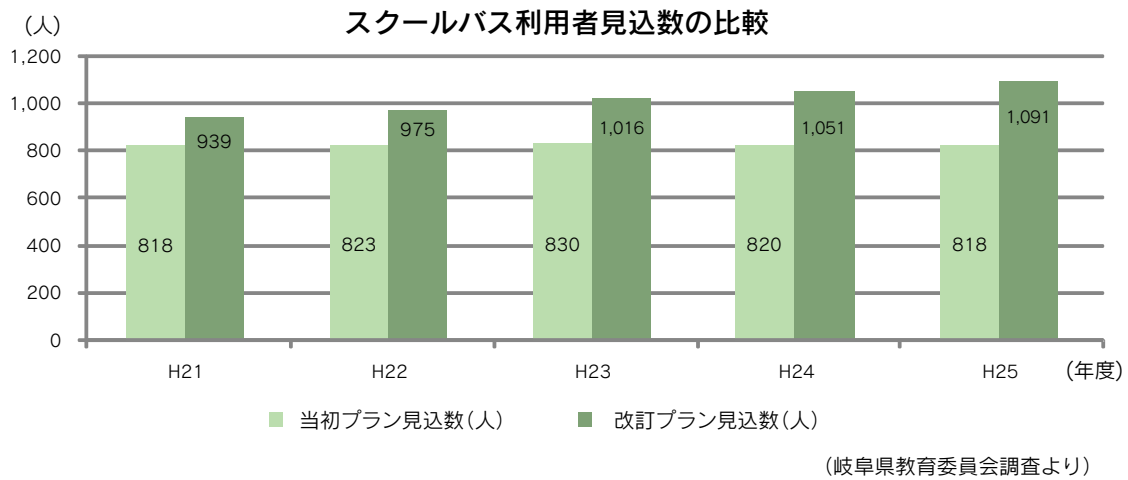
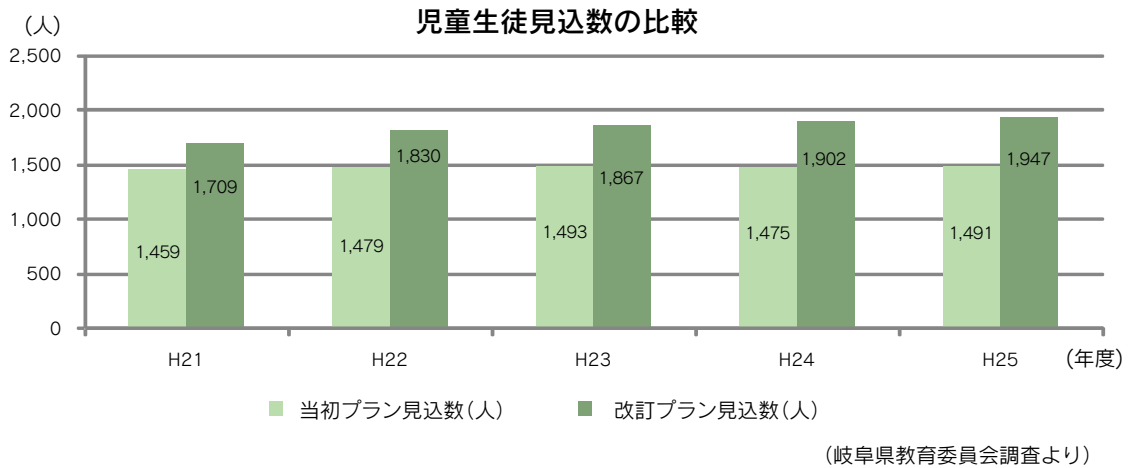
(H20.4.1現在)

年 度	H17	H18	H19	H20	H20/H17(%)
特別支援学校在籍生徒数 (人)	1,284	1,336	1,397	1,547	120.5%
スクールバス利用者 (人)	525	574	714	769	146.5%
スクールバス待機者 (人)	110	117	87	65	59.0%
乗車時間60分超え (人)	114	103	142	185	162.3%
スクールバス運行台数 (台)	16	18	23	27	

(岐阜県教育委員会調査より)

イ 平成21年度から30年度までの見通し

平成21年度における児童生徒見込数とスクールバス利用見込数について、当初プラン策定時と改訂時(以下「改訂プラン」という)とを比較すると、当初プランでは児童生徒見込数を1,491人と推計しましたが、改訂プランでは1,947人(+456人)と予想しました。また、スクールバス利用見込数は、当初プランでは818人と推計しましたが、改訂プランでは1,091人(+273人)と予想しました。



さらに、平成21年度から30年度までの児童生徒数の推移に基づき、利用見込数、待機者数、乗車時間60分超え人数を推計（但し、平成20年度に運行しているスクールバス27台と平成21年4月に開校する揖斐特別支援学校用スクールバス1台、計28台のままでそれ以降増車しない場合を想定）したところ、平成25年度の利用見込数は1,091人をピークに毎年1,000人を超え、さらに、待機者300人、乗車時間60分超えも250人となると予想しました。そのため、35台整備するとした当初プランの計画を見直す必要が出てきました。

(2) 具体的対応策

平成21年4月 31台 ➡ 平成30年度の整備目標台数 45台

今後も、スクールバス整備方針に基づき、下記の計画に沿ってスクールバスの整備を進めます。新設校を含め県立特別支援学校16校（岐阜中央地域の特別支援学校及び高等特別支援学校を除く）が整備される予定の平成30年度の乗車見込み数1,010人が乗車できるようにバス整備を進めます。

待機者の解消、乗車時間60分超えの縮減及び児童生徒の居住地や地域の実情に応じた路線を整備するために、当初プランにおける整備目標台数を見直し、合計45台の整備を進めます。

(台)

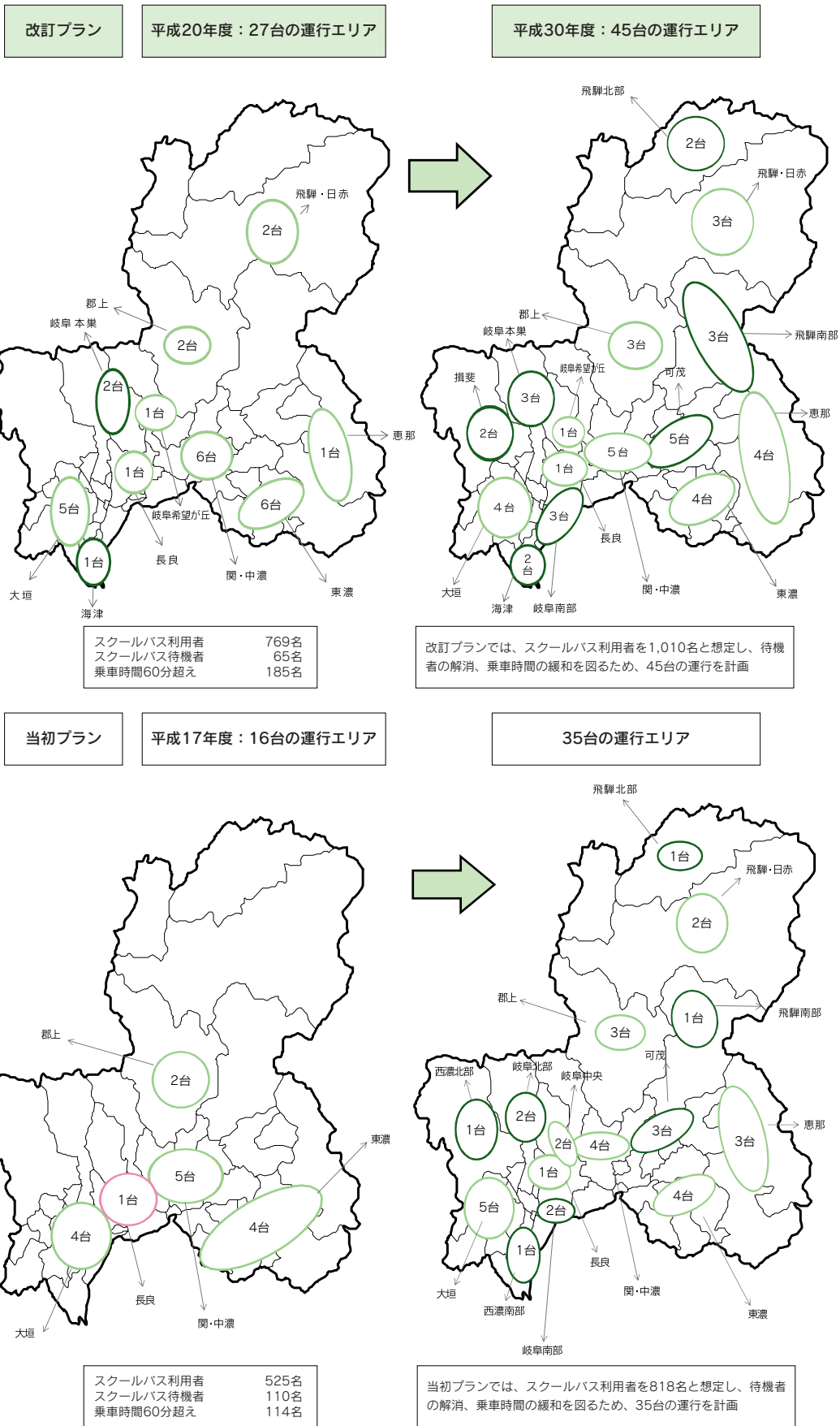
	当初プラン	改訂プラン	増 減
大型	13	14	+1
中型	14	11	-3
マイクロ	4	11	+7
ワゴン	4	9	+5
合計	35	45	+10

*座席数は、大型40、中型30、マイクロ20、ワゴン14を基本とします。但し、車椅子仕様により、座席数は減少します。



(台)

学校・地域	H17	H21.4	~H30
大 垣	4	5	4
東 濃	4	7	4
関 ・ 中 濃	5	6	5
長 良	1	1	1
岐阜希望が丘	-	1	1
郡 上	2	3	3
飛騨・日赤分校	-	2	3
恵 那	-	1	4
岐 阜 本 巢	-	2	3
海 津	-	2	2
揖 斐	-	1	2
可 茂	-	-	5
岐 阜 南 部	-	-	3
飛 騨 北 部	-	-	2
飛 騨 南 部	-	-	3
合 計	16	31	45



基本施策② 多様な障がいに対応する特別支援学校の総合化

施策②-1 地域の実情に応じた特別支援学校の総合化

(1) 現状と課題

特別支援学校整備の基本方針にある「多様な障がいに対応できる特別支援学校を整備する」という総合化については、知的障がい、肢体不自由及び病弱という3つの障がい種に対応できる学校を各地域内で整備していく方向とし、新設校については、総合化した特別支援学校として整備を進めています。

一方、既存校については、当初プランでは平成25年度以降の総合化を検討することとしていましたが、新設校の整備計画がようやく具体化された地域等では、教室不足の解消が当初プランどおり進まなかったり、異なる障がい種に対する専門性の向上や施設面での対応が必要になったりすることが予想されます。

したがって、各圏域内にある地域の整備状況を考慮しながら、既存校については地域の実情を踏まえ、総合化に向けた方向性を検討する必要があります。

県立特別支援学校の対象とする障がい種（平成20年5月1日現在）

圏域	地域	県立特別支援学校			対象とする障がい種			
		学校名	学校数	総合化した数	知的障がい	肢体不自由	病弱	計
岐阜	北部	岐阜本巣特支	1	1	○	○	○	3
	岐阜	岐阜希望が丘特支・長良特支	2			○	○	2
西濃	大垣	大垣特支	1		○			1
	南部	海津特支	1	1	○	○	○	3
中濃	郡上	郡上特支	1		○	○		2
	中濃	中濃特支・関特支	2		○	○		2
東濃	西部	東濃特支	1		○			1
	東部	恵那特支	1				○	1
飛騨	高山	飛騨特支・高山日赤分校	2		○		○	2
計			12	2	7	5	5	17

※ は新設校

(2) 具体的対応策

既存校の総合化については、各地域の新設校の整備状況を見ながら、例えば、岐阜地域のように既存の特別支援学校が対象とする障がい種を中心とし、その地域内で総合化を行うことが考えられます。また、大垣のように地域に1つしかない特別支援学校の場合は、1つの学校が知的障がい、肢体不自由、病弱等の障がい種に対応する必要があります。

今後は、児童生徒数の推移や地域の声、特別支援学校の設置状況等、地域の実情を踏まえ、各地域における既存校の総合化に向けた方向性を明確にしていきます。特に、大垣特別支援学校や東濃特別支援学校については、同じ圏域内の新設校整備が完了し、教室数に余裕ができると見込まれる時期（大垣：平成24年度を目途に導入、東濃：平成25年度を目途に導入）に、総合化を実施できるよう検討を始めます。

施策②-2 校区の再編

(1) 現状と課題

県立特別支援学校の校区は、特別支援学校長会の意見を参考にして、望ましい就学区域という形で示しています。

新設の総合化された特別支援学校が地域に整備されてくると、既存校も含めた、障がい種ごとの就学区域を考えていく必要があります。例えば、肢体不自由のある生徒が大垣地域に住んでいる場合、大垣特別支援学校は知的障がいのみを対象としているため、他の地域の肢体不自由を対象とする特別支援学校へ通わざるをえないのが現状です。

このように、各地域内における特別支援学校の総合化の整備に合わせて、就学区域の望ましいあり方についても検討することが必要です。

平成20年度の望ましい就学区域（平成20年5月1日現在）

圏域	地域	学校名	設置学部			対象とする障がい種			望ましい就学区域
			小学部	中学部	高等部	知的	肢体	病弱	
岐阜	北部	岐阜本巣特支	○	○	○	○	○	○	岐阜圏域、西濃圏域
	岐阜	市立岐阜特支	○	○	○	○			岐阜市教育委員会において定める
		市立各務原養護			○	○			各務原市教育委員会において定める
		長良特支	○	○	○			○	長良医療センター(隣接)、通学可能な地域
		岐阜希望が丘特支	○	○			○		希望が丘学園(併設)
西濃	大垣	大垣特支	○	○	○	○			西濃圏域、岐阜圏域
	南部	海津特支	○	○	○	○	○	○	西濃圏域、岐阜圏域
中濃	郡上	郡上特支	○	○	○	○	○		郡上市、下呂市の一部
	中濃	中濃特支	○	○	○	○			県立ひまわりの丘(隣接)、美濃地区、可茂地区の一部
		関特支	○	○	○		○		県内全域(郡上市を除く)
東濃	西部	東濃特支	○	○	○	○			東濃圏域、可茂地区(美濃加茂市の一部を除く)
	東部	恵那特支	○	○	○			○	市立恵那病院(隣接)、白鳩学園(隣接)、通学可能な地域
飛騨	高山	飛騨特支	○	○	○	○			山ゆり学園(隣接)、飛騨圏域
		高山日赤分校	○	○				○	高山赤十字病院(隣接)、通学可能な地域

※ は新設校

(2) 具体的対応策

児童生徒数の推移及び特別支援学校の総合化の整備状況に応じて、対象とする障がい種を踏まえた就学区域の望ましいあり方について検討します。特に、新設校の整備が完了する西濃圏域や東濃圏域における就学区域の段階的再編について、新設校の児童生徒数がほぼ一定になると見込まれる時期（西濃圏域は平成24年度を目途に実施、東濃圏域は平成25年度を目途に実施）に実施することを検討していきます。

施策②-3 各圏域における視覚・聴覚障がいへの対応

(1) 現状と課題

岐阜圏域に、県内では唯一の視覚障がいを対象とした岐阜盲学校と聴覚障がいを対象とした岐阜聾学校を設置しています。これらの学校は県内の他の4圏域へ出向き、「目に関する相談会」や「きこえとことばの相談会」等により地域の障がいのある子どもやその保護者を対象に相談を行う等、積極的にセンター的役割を果たしています。

しかし、他の4圏域の視覚障がいや聴覚障がいのある幼児児童生徒が、就学あるいは進学しようとする場合、岐阜圏域にあるこれらの学校しか選択肢がありません。したがって、時間をかけて通学するか、あるいは寄宿舍に入ることが必要となり、地域で学ぶことは困難な状況にあります。

多様な障がいに対応するとともに、教員に必要とされる高い専門性の維持・向上という観点も含め、今後、他の4圏域の視覚障がいや聴覚障がいのある幼児児童生徒への支援について検討する必要があります。

出身圏域別特別支援学校在籍者数（平成20年5月1日現在）

圏域	地域	県立特別支援学校			出身圏域別特別支援学校在籍者数（人）					
		学校名	学校数	総合化した数	岐阜盲	岐阜聾	知的障がい	肢体不自由	病弱	計
岐阜	北部	岐阜本巣特支	1	1	22	40	513	104	59	738
	岐阜	岐阜盲・岐阜聾・岐阜希望が丘特支・長良特支	4							
西濃	大垣	大垣特支	1		14	20	287	22	10	353
	南部	海津特支	1	1						
中濃	郡上	郡上特支	1		3	15	280	65	7	370
	中濃	中濃特支・関特支	2							
東濃	西部	東濃特支	1		7	3	223	12	68	313
	東部	恵那特支	1							
飛騨	高山	飛騨特支・高山日赤分校	2		3	7	136	2	16	164
計			14	2	49	85	1,439	205	160	1,938

※ — は新設校

(2) 具体的対応策

岐阜盲学校や岐阜聾学校は、今後も視覚障がい、聴覚障がいの分野の専門性を維持・向上させながら、県内全域を対象としていきます。

したがって、これら2校をそれぞれ視覚障がい、聴覚障がいのセンター校として位置づけるとともに、他の4圏域の特別支援学校に、例えば、岐阜盲学校のランチ校として地域の小・中学校を専門的に支援する役割を持たせたり、小学校低学年の児童に対して通級による指導教室を設置したりすること等も含め、2つの障がいに対する支援が確実にできるようなあり方を検討していきます。

基本施策③ 一貫した教育を行うための小・中・高等部の設置

施策③－1 飛騨特別支援学校高山日赤分校高等部の設置

(1) 現状と課題

飛騨特別支援学校高山日赤分校は、現在、病弱を対象としており、小・中学部を設置しています。したがって、高等部に進学する生徒の中で、知的障がいのある場合は、近くの飛騨特別支援学校高等部へ進学できますが、そうでない場合は、地域の高等学校か圏域外の病弱を対象とする特別支援学校高等部等に入学する必要があります。高等部まで一貫した教育を行うという観点から、飛騨特別支援学校高山日赤分校高等部の設置を検討する必要があります。

(2) 具体的対応策

飛騨特別支援学校本校が対象とする障がいと飛騨特別支援学校高山日赤分校が対象とする障がいを合わせて、高山地域内における総合化を行う時期に合わせて、高等部の設置を検討します。

「施策 - 4 岐阜中央地域の特別支援学校の整備」の一部を再掲

施策③－2 岐阜中央地域の特別支援学校高等部の設置

(1) 現状と課題

岐阜希望が丘特別支援学校は県立の福祉施設である希望が丘学園に併設しており、肢体不自由の障がいを対象とし、小・中学部を設置しています。

福祉部局が進める希望が丘学園を含めた岐阜鷺山地区の再編整備については、平成19年度から関係部局を含めて具体的な協議をしていますが、福祉部局は岐阜県長期構想（平成21～30年度）の中で、希望が丘学園をこれまでの肢体不自由児にとどまらず、県の中核的な療育機関として整備することを示しました。

一方では、平成20年度には岐阜圏域の岐阜市や各務原市から中濃圏域の関市にある中濃特別支援学校（知的障がいを対象）に91人通学しており、その狭隘化を解消するためにも従来の施設併設型ではなく、とりわけ知的障がいを含めて総合化し、高等部まで一貫化した単独校として、岐阜希望が丘特別支援学校を再編整備する必要があります。

(2) 具体的対応策

- | | |
|-------------|----------------------|
| ①整備場所 | 岐阜鷺山地区 |
| ②整備内容・規模 | 福祉部局の鷺山地区再編整備と連動した整備 |
| ③設置学部 | 小学部、中学部、高等部 |
| ④対象とする障がい種別 | 知的障がい、肢体不自由、病弱 |
| ⑤通学対象とする地域 | 岐阜地域 岐阜市、各務原市を想定 |



第4章
2

子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開 2

基本方針2

「地域で育つ」
支援体制の確立

第4章〈2〉 子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開〈2〉

基本方針2 「地域で育つ」 支援体制の確立

特別支援学校のセンター的機能を充実することで、教員の専門性の向上や関係機関との連携を図るとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等すべての学校において適切な指導・支援を行う等、発達障がいを含めた障がいのあるすべての幼児児童生徒が生き生きと地域で育つことができるよう一貫した支援体制を確立します。

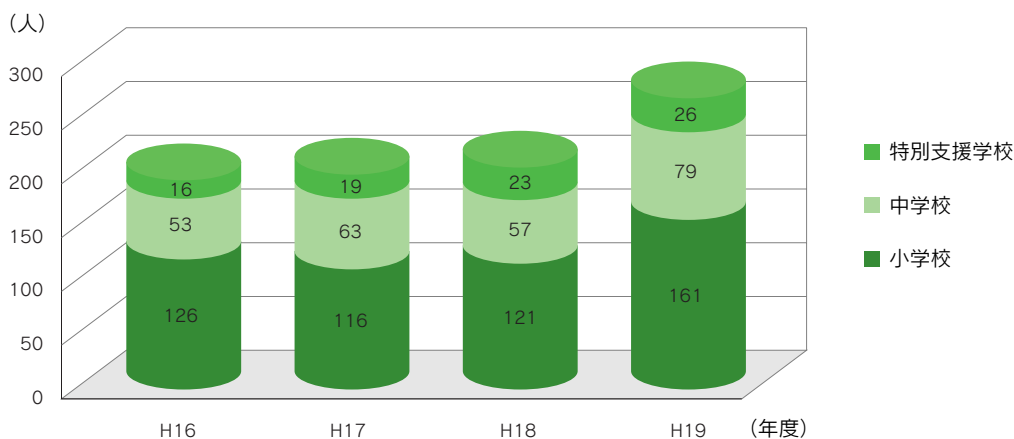
1 最重要課題

最重要課題 就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の整備

就学前から高等学校卒業後まで一貫した支援を行っていくためには、関係機関の役割や今後の支援の方向性を示す個別の教育支援計画を学校間で効果的に引き継いでいくことが重要です。教育支援計画の作成においては、各学校の特別支援教育コーディネーターの役割が重要であり、その専門性の向上が求められています。また、教育支援計画は、関係機関の連携のもとで作成されるものであり、各地域の関係機関が連携を強化していくことが重要です。

岐阜県では、平成19年4月の特別支援教育制度の本格開始に先駆け、平成16年に広域（県）特別支援教育連携協議会を設置し、医療・保健、福祉、労働、教育、関係団体等の各機関の代表が参加し、県として市町村における特別支援教育推進体制の整備を促進してきました。現在では約8割の市町村で特別支援教育連携協議会が設置・開催されています。

特別支援教育コーディネーター養成数推移



(岐阜県教育委員会調査より)

また、県内すべての小・中学校と特別支援学校において、コーディネーターを指名できるよう、平成16年度から4年計画で養成研修を実施してきました。平成19年度には、すべての特別支援学校、小・中学校でコーディネーターが指名されています。

公立の特別支援学校16校のコーディネーターが中心となり、地域の学校において幼児や保護者を含めた教育相談をはじめ、近隣の小・中学校の教員を対象とした研修会等の相談支援や研修支援を積極的に行っています。

このように、特別支援教育の考え方がスタートしてから、特別支援教育体制の整備に向けた総合的な取組により、各学校における発達障がいを含め障がいのある幼児児童生徒への理解や支援が充実してきています。

通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒数が急増しており、平成18年度から、通級指導教室の対象にLDやADHD、自閉症が加わり、小学校の通級指導教室（情緒障がい、LD等）において指導を受けている児童数は、平成18年度から平成20年度の3年間で約

3倍（H18：88人 H20：282人）となっています。これは、障がいのある児童生徒数が単純に増加しているのではなく、小・中学校において、特別支援教育の校内体制が整備され、コーディネーターを中心に研修や啓発活動を実施することで、支援を必要とする子どもの理解や実態把握が充実してきたからであると考えられます。

しかし、小・中学校においては、発達障がい等に応じた支援を行うための教育環境（取り出し指導するための教室や教員、指導内容の選択等）が、まだ十分とは言えません。

また、幼稚園や高等学校においては、専門相談支援員の派遣や地域の特別支援学校のセンター的機能によるコーディネーターの訪問、平成20年度から取り組んでいる高等学校発達障がい専門家緊急派遣事業等を活用した相談や研修を実施していますが、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名等、校内における体制整備は十分に進んでいません。

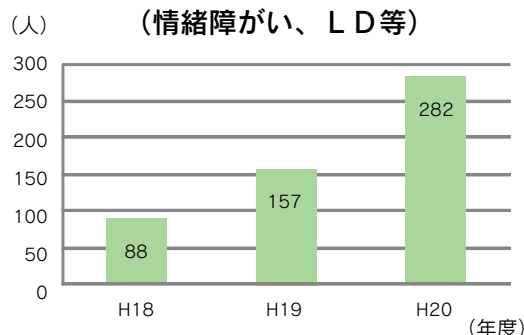
さらに、特別支援学校においては、各学校等が求める発達障がい等の障がいに関わる様々なニーズに対応できる専門性の向上に努めていく必要が出てきています。

このようなことから、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制を整備するためには、校内体制の整備に弱さのある幼稚園や高等学校における校内体制の整備をすること、就学前のできるだけ早い時期に障がいを発見し、個別の教育支援計画を作成すること、また、この支援計画を活用した学校間の接続を強化すること、さらには、こうした体制づくりを推進するための特別支援教育コーディネーターの専門性の向上、特別支援学校のセンター的機能の強化等を図っていく必要があります。

一方、就学前においては、障がいを発見するシステムが未整備であったり、小・中学校においては、発達障がいのある子どもへの支援方法が確立されていなかったり、高等学校においては、教員の障がいに対する理解が不十分であったりする等、それぞれのライフステージにおける課題への対応も必要となっています。

そこで、ライフステージごとの課題を明確にしたうえで、学校間の接続を強化し、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であると考えます。

小学校通級指導教室の児童数推移
（情緒障がい、LD等）



（岐阜県教育委員会調査より）

2 「子どもかがやきプラン推進委員会」等における意見

「子どもかがやきプラン推進委員会」等で伺った下記のような意見を十分に踏まえながら、取り組むべき施策の方向性や具体的な計画を策定しました。

〈就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立について〉 → 基本施策④

- ・ 幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への接続に課題があるのではないかと。就学前から高等学校卒業後まで一貫して支援を行うことができる体制を整備する必要がある。
- ・ 特別支援教育の充実、その地域の療育の充実そのものであり、ひいては、共生社会の構築につながる。特別支援教育の役割は今後ますます重要になると考える。
- ・ 管理職、教員の意識や資質の向上に向けて、校内体制のあり方等、各地域でモデルを示したり、地域の核となるコーディネーター・リーダーを位置づけ、育成することも必要である。
- ・ 教員の専門性の向上も課題であり、プランに具体的な施策を打ち出す必要があると思う。

〈各ライフステージにおける自立支援の充実について〉 → 基本施策⑤

- ・ 1歳半や3歳段階での早期発見を充実する流れもあるが、5歳児段階での早期発見はスムーズな就学に向けて必要であると思うので、その目的をはっきりする必要がある。
- ・ 発達障がいのある早期発見、早期支援は、小学校就学後の支援につながる施策であり、とても大切だと思う。障がい福祉等の関係機関との連携のもと実施していくとよい。
- ・ 保護者が就学に向けて見通しを持てるような支援が必要である。就学指導委員会の見通しとも併せて、専門家とチームを作って進めていけるとよい。
- ・ 発達障がいのある生徒は、知的に高くても、就労ではうまくいかないケースがある。早期発見、早期支援により、通常の学級においても、就労までつなげていけるような支援システムの構築が必要である。
- ・ 高等学校における校内委員会の設置、コーディネーターの指名の現状は小・中学校等と比べると不十分であり、まずは、支援が行える体制を整備する必要がある。
- ・ 発達障がいの支援をみると、何か問題が起きてからでないと支援が始まらないといったケースが多い。特に高等学校では、先手の対応ができるような支援体制を作る必要がある。中高の縦の連携と高等学校間の情報交換の場を設定するとともに、高等学校教員を対象とした研修を実施していただきたい。
- ・ 保護者が子どもの将来に見通しがもてるような支援が必要である。現在実施しているキャラバン隊の派遣等、保護者向けの情報提供はぜひ継続実施してほしい。

〈教育と医療・保健、福祉、労働等関係機関との連携について〉 → 基本施策⑥

- ・ 看護講師は、現在担当している子どもの医療的ケアに関する知識や技能はあるが、将来的なニーズにも対応できる専門性を身につけたいという希望を持っている。現在実施している研修会や協議会等は継続する必要がある。
- ・ 共生社会の確立に向けて、障がいのある子とない子が共に学び合う交流教育を推進する必要がある。義務教育段階、特に低学年の間は地域の学校との交流及び共同学習が必要である。

3 基本施策

基本施策④ 就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立

地域の特別支援教育の核となる特別支援学校のセンター的機能のより一層の充実を図り、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立を目指して、就学前における障がいの早期発見、早期支援を行うことによりスムーズな就学につなげる等、ライフステージ間の接続（移行支援）を充実し、障がいのある子どもが自立や社会参加するために必要な支援を行います。

施策④－1 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

各学校において、校内委員会の運営等の校内体制の充実や関係機関との連携等、特別支援教育を推進する役割を担うコーディネーターの専門性を向上します。

施策④－2 特別支援学校のセンター的機能の充実

各特別支援学校が地域の特別支援教育の中核的役割を担うために必要となる機能（相談機能、研修機能、交流教育機能、連携機能）を充実します。

幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との学校間の接続を強化するための支援を充実します。

施策④－3 個別の教育支援計画の作成・活用

就学前に障がいの早期発見、早期支援ができる支援体制の整備を促進します。

障がいのある幼児児童生徒の個別の教育支援計画を作成・活用していけるよう、中学校区ごとに教育支援計画作成委員会を設置する等、支援システムの構築を推進します。

施策④－4 教員の専門性の向上

総合教育センターにおいて、特別支援教育関係の専門講座を開催したり、各種研修においても発達障がいを含めた障がいの理解を促す研修を位置付ける等、教員の専門性の向上に努めます。

基本施策⑤ 各ライフステージにおける自立支援の充実

各ライフステージで関わる教員の授業力を向上し、発達障がいを含め障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実を目指して、障がいのある子どもの成長と共に生じるライフステージごとの重点課題を明確にし、高等学校卒業後までを見通した継続的な支援を行います。

施策⑤-1 就学前における自立支援

就学前のできるだけ早い時期に障がいを発見するシステムの構築を推進します。
小学校入学前に障がいのある子どもの個別の教育支援計画の作成・活用を促進し、スムーズな就学移行を図ります。

施策⑤-2 小・中学校における自立支援

障がいのある児童生徒を実際に支援する教員の専門性の向上を図り、就学前に早期発見した児童の障がい特性や発達段階に応じたサポートシステムの構築を推進します。
発達障がいについて、小・中学校の児童生徒や保護者への理解啓発を促します。

施策⑤-3 高等学校における自立支援

高等学校における実態把握や校内支援体制の整備を早急に進めます。
高等学校の教員が発達障がい等の障がいについて理解を深めるとともに、先進校の実践を調査研究し、高等学校における個に応じた支援を充実します。
中学校や労働機関等との連携を強化し、中学校と高等学校での一貫した支援や就労先との共同支援を実現します。

施策⑤-4 特別支援学校における自立支援

外部専門家を活用し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育コンテンツの研究開発に努め、特別支援学校の専門性を発揮し、障がい特性に応じた支援の充実を図ります。
多様な障がいに対応した教育コンテンツを集約し、特別支援学校間だけでなく、通常の学校や地域の人々が活用できるデータベースを構築します。

基本施策⑥ 教育と医療・保健、福祉、労働等関係機関との連携

教育と医療・保健、福祉、労働等の関係機関が一体となって支援する体制の充実を目指して、学校と関係機関、保護者が連携を密にして、障がいのある子どもたちが将来自立し社会参加していくために持てる力を最大限発揮するよう支援の充実を図ります。

施策⑥－1 関係機関との地域支援ネットワークの確立

教育と医療・保健、福祉、労働等との連携を図り、さらには、市町村における特別支援体制を推進するために、県及び各地区で特別支援教育連携協議会を実施します。

施策⑥－2 障がいの重度・重複化への対応

重度・重複化に対応するため、県立看護大学や医療機関等の専門機関との連携を強化します。

施策⑥－3 交流及び共同学習の推進

共生社会の実現に向け、障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習等の一層の充実を推進します。



「医療的ケア専門研修会の様子」

4 施策内容

基本施策④ 就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立

施策④-1 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

(1) 現状と課題

平成16年度から4年計画で特別支援教育コーディネーター養成研修を実施し、小・中学校ではコーディネーターを中心に特別支援教育に関する研修や啓発活動がなされつつあります。しかし、幼稚園や高等学校においては、特別支援教育に関する体制整備は十分に進んでおらず、コーディネーターの役割もまだ十分に理解されていません。また小・中学校では、教員の異動等により、毎年多くの教員が新たにコーディネーターの指名を受けています。

関係機関との連携を図りながら、校内委員会等の校内支援体制を充実し、特別支援教育を推進していく上で、その中心的な役割を担うコーディネーターの専門性を、継続して向上していく必要があります。

(2) 具体的施策内容

ア 特別支援教育コーディネーター研修会による専門性の向上

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で新しくコーディネーターに指名された教員を対象に、具体的な事例研究をもとにした研修会を開催し、コーディネーターとしての専門性の向上を図ります。特に、幼稚園と高等学校については、平成21年度より新規に研修会を開催します。

開催形態	県内5圏域ごとに年2回開催
研修講師	大学関係者等の外部講師、コーディネーターの実績のある学校教員
研修内容	障がいのある幼児児童生徒の支援や指導法 障がいのある子どもを持つ保護者への支援のあり方 校内での連携、関係機関との連携

イ 連携セミナー開催による関係機関とのネットワークの構築

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校の各学校間の連携を図るとともに、関係機関とのネットワークの構築を目的として、医師や理学療法士、福祉施設指導員、労働部局関係者等の各分野の専門家を招いて、連携セミナーを開催します。

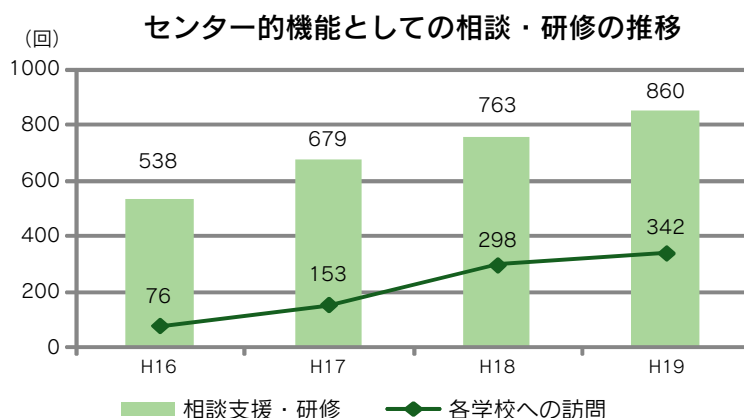
開催形態	専門講演、分科会パネルディスカッション 年1回開催
講師	医療・保健、福祉、労働、教育の各分野の専門家
内容	障がいのある幼児児童生徒の理解と支援 学齢段階に応じた支援のあり方 教育と医療・保健、福祉、労働との連携強化とネットワークづくり

施策④-2 特別支援学校のセンター的機能の充実

(1) 現状と課題

平成19年4月1日の学校教育法の改正により、特別支援学校の果たすべき役割として、地域の特別支援教育のセンターとしての機能が明確に位置づけられました。それに伴い、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校から特別支援学校への相談支援や訪問支援の要請が増加しており、各学校が特別支援学校のセンター的機能を重視しています。

今後は、各学校において、特別支援教育に関する支援体制の整備を図り、さらに学校間の円滑な接続と校種を超えた一貫した支援ができるよう、特別支援学校のセンター的機能を一層充実させ、幼稚園・保育所から高等学校までの学校等と特別支援学校の連携を強化する必要があります。



(岐阜県教育委員会調査より)

(2) 具体的施策内容

特別支援学校のセンター的機能として、以下の4つの機能を一層充実します。

相談機能の充実	学校、保護者からの相談に対する校内体制の整備 学校への訪問による相談支援の充実
研修機能の充実	障がい特性の理解のための研修会の開催 自校教員の専門性向上のための研修会の開催
交流教育機能の充実	地域の幼・小・中・高校との交流学习の推進 地域住民との交流活動の推進
関係機関との連携機能の充実	医療・保健、福祉との連携強化による支援の充実 労働との連携による就業への円滑な移行支援の充実

特に、相談機能と研修機能に重点を置き、特別支援学校が各学校や保護者からの相談に応じるだけでなく、積極的に各学校を訪問することによって、教員や保護者への相談や支援を一層充実します。

また、既存の小・中連絡協議会や中・高連絡協議会等に特別支援学校のコーディネーターを派遣することによって、小学校と中学校、中学校と高等学校の学校間の接続を円滑にし、校種を超えた一貫した支援を実現します。

さらに、医療・保健、福祉等の関係機関との連携を強化するとともに、就学前の相談会や各関係機関が行う子育てや発達に関する相談会にも積極的に特別支援学校のコーディネーターを派遣し、幼稚園・保育所と小学校の接続を円滑にする早期支援を充実します。

施策④-3 個別の教育支援計画の作成・活用

(1) 現状と課題

平成15年度から開始された「障害者基本計画」では、教育において「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を作成して効果的な支援を行う」とされ、「重点施策実施5か年計画」では、特別支援学校において個別の支援計画を平成17年度までに作成することが示されました。

「個別の支援計画」とは、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、教育と医療・保健、福祉、労働等の関係機関が連携して、障がいのある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画です。その内容は、障がいのある子どものニーズ、支援の目標や内容、支援を行う者や機関の役割分担、支援の内容や効果の評価方法等が考えられます。

この「個別の支援計画」を、学校や教育委員会の教育機関が中心となって作成する場合には、「個別の教育支援計画」と呼んでいます。

現在、ほとんどの特別支援学校で、「個別の教育支援計画」を作成しており、特別支援教育の推進により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においても徐々に作成が進んでいます。岐阜県においては、小・中学校の作成は60%を超えていますが、幼稚園は30%台、高等学校は10%に届かず、今後も作成を推進していく必要があります。

個別の教育支援計画作成状況

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	(平成20年度文部科学省調査より)
31.3	60.2	65.9	7.5	(%)

作成が進まない理由としては、次のことが考えられます。

就学前の作成システムが未確立（学校と関係機関との連携の不足）

保護者の意見聴取が不十分

ライフステージ間の情報の引き継ぎを行うための体制の未整備

教育支援計画の作成については、今後、ライフステージ間の接続及び関係機関との連携強化や就学前の個別の教育支援計画の作成システムを構築していく必要があります。

(2) 具体的施策内容

ア 教育支援計画作成委員会の設置

学校医、保健師、保育士、小・中学校教員等、医療・保健、福祉、教育の関係機関が連携した「教育支援計画作成委員会」を中学校区ごとに設置し、就学前のできるだけ早期に障がいのある子どもを発見し、個別の教育支援計画を作成していくシステムの構築を推進します。

障がいのある子ども一人一人が遭遇している日常生活や学校生活等における制約や困難を改善・克服しようとするため、医療・保健、福祉、労働、教育等の様々な分野から見たニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行う体制づくりを推進していきます。

イ 保護者の参画

障がいのある子どもの医療・保健、福祉、労働、教育等の様々な観点から生じうるニーズに対応するために、一人一人を支える関係機関、関係者等と協力して、的確な支援を実施するための適切な目標を設定することが必要です。このとき、保護者は重要な支援者の一人であることから、積極的な参画を促し、その意見を聞いて、支援の目標を設定することが重要です。

教育支援計画作成委員会における保護者の意見聴取とともに、継続的な相談支援やプロフィールブック等の活用による情報の共有等、保護者が支援の中核として積極的に参画できるようにしていくことが重要と考えます。

ウ プロフィールブックの活用による評価・改訂・引き継ぎ

「個別の教育支援計画」の作成・活用にあたっては、対象者の総合的な評価に基づいて行うことが大切です。評価には、子どもの障がいの状態や相談・支援の内容とその効果、子どもやその保護者のニーズ等が含まれているので、関係機関においては、保護者の理解を得て、これらの情報を共有して具体的な「個別の教育支援計画」を作成したり、プロフィールブックに「個別の教育支援計画」を記載あるいは添付し、保護者と共有することも重要です。さらには、実施した支援の評価とそれを踏まえた改訂内容と引き継ぎ事項を記入し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した適切な支援を行うために、関係する支援を行う者や関係機関等に、計画の引き継ぎができる体制を確立します。

エ 既存の組織や連絡会を活用したライフステージ間の接続強化

幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等の就学または進学前後には、すでに連絡会や教育相談会等により、支援が必要な子どもについて、スムーズな移行を促すための取り組みがなされています。こうした既存の組織や連絡会を下記の点について見直し、より充実していきます。

関係機関との連携
 特別支援学校のセンター的機能の活用
 効果的な支援につながる開催時期、内容の検討
 保護者の意見聴取
 個別の教育支援計画の改訂、引き継ぎ

施策④-4 教員の専門性の向上

(1) 現状と課題

特別支援学校だけでなく、小・中学校においても障がいの多様化が進んでおり、障がい特性に応じた適切な支援を行っていくためには、これまで以上に教員の専門性の向上が求められます。

また、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる小学校、中学校、高等学校等への訪問支援も急増しており、発達障がいにおける二次障がいへの対応が大半を占めています。そのため、障がいの早期発見、早期支援に向けた専門性の向上が喫緊の課題となっています。

(2) 具体的施策内容

ア 経験年数及び職務に応じた研修における発達障がい支援研修の充実

初任者研修、新規採用養護教諭研修、3年目研修、6年目研修、12年目研修、常勤講師研修といった児童生徒の指導に直接携わる教員の経験年数に応じた研修はもとより、新任の管理職や教務、進路、生徒指導等の主任主事研修の他、特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修、特別支援学校新任担当教員研修といった学校運営上または児童生徒の指導上重要な立場にある教員の職務に応じた研修において、発達障がい等の理解に関する研修内容を導入しています。今後は、さらに発達障がい等の支援のあり方に関する研修内容を盛り込み、障がいのある児童生徒が二次障がいとならないよう、小・中学校や高等学校等における特別支援教育を充実します。

イ 岐阜県総合教育センターにおける専門性向上のための研修の充実

発達検査や知能検査は、障がいの早期発見、早期支援において有効な手段です。これまでは、検査の実施方法と検査結果に基づく支援方法に関する研修を設けてきました。

今後は、この両者をつなぐ正しい検査結果の解釈に基づく、具体的な支援に関する研修を新たに設け、障がいの見極めと適切な支援が、早期の段階で行える研修を実施します。

また、保護者や教員へ適切な指導・助言ができる幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターの養成も重要です。県ではこれまで、県内5地区において特別支援教育コーディネーター研修を行ってきました。さらに今後も、自主研修土曜講座「コーディネーターの専門性を高める土曜講座」を充実することによりコーディネーターの専門性を向上し、校内支援体制づくりや地域の関係機関とのネットワークづくりにつなげていきます。

ウ 特別支援学校における専門性向上研修の地域への発信

特別支援学校においては、独自に様々な専門性を向上するための校内研修を実施しています。これを岐阜県総合教育センターのホームページ上に、「特別支援学校連携講座」として掲載し、各特別支援学校研修担当者と連携をしながら、より多くの幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員が各特別支援学校が実施する研修に参加し、その専門性を向上することができるよう積極的に広く地域へ発信していきます。

エ 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上

特別支援学校の総合化を進める中、知的障がい、肢体不自由、病弱などの障がいにも対応可能な教員が必要です。そのためには、特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有状況の向上、さらには、複数の特別支援教育領域にわたる免許状取得も必要です。

平成21年度から教員免許状の更新制度がスタートしますが、関係大学との連携を図りながら、免許法認定講習等を継続し、免許保有率の向上に取り組んでいきます。

基本施策⑤ 各ライフステージにおける自立支援の充実

施策⑤-1 就学前における自立支援

(1) 現状と課題

障がいの発見にかかわる主な制度としては、母子保健にかかわる施策として、母子保健法に基づき市町村が実施している「乳幼児健康診査」や、就学事務の一環として、学校保健法に基づき市町村教育委員会が実施している「就学時の健康診断」があります。

乳幼児健康診査は、疾病の異常や早期発見（二次予防）の機会として重要であり、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の実施が、市町村に義務付けられています。

就学時健診は、就学前4か月前までに行うこととされ、市町村教育委員会が各小学校を会場にして、学齢簿が作成される10月から11月末日までに実施されています。

障がいの発見は、乳幼児期においては、病院や保健センター等の医療・保健等の機関で行われていますが、3歳児健診では、軽度の障がいについては、その差がほとんどなく発見が困難な状況もあります。

根拠法令	1歳6か月児健康診査 母子保健法	3歳児健康診査 母子保健法	就学時の健康診断 学校保健法
目的	幼児の栄養及び育児に関する指導を行い幼児の健康の保持及び増進を図る	育児に関する指導を行い幼児の健康の保持及び増進を図る	治療の勧告、保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学を図る
対象	満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児	満3歳を超え満4歳に達しない幼児	小学校等への就学予定者
健康診査の項目	身体的発育状況、栄養状態 脊柱、胸郭の疾病、異常の有無 皮膚の疾病の有無 四肢運動障がいの有無 精神発達の状況 言語障がいの有無 予防接種の実施状況 その他の疾病、異常の有無 その他育児上問題となる事項 (生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)	身体発育状況、栄養状態 脊柱、胸郭の疾病、異常の有無 皮膚の疾病の有無 眼の疾病及び異常の有無 耳、鼻及び咽頭の疾病等 四肢運動障がいの有無 精神発達、言語障がいの有無 予防接種の実施状況 その他の疾病、異常の有無 その他育児上問題となる事項 (生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)	栄養状態 脊柱、胸郭の疾病、異常の有無 視力及び聴力 眼の疾病及び異常の有無 耳鼻咽喉疾患、皮膚疾患 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 その他の疾病、異常の有無

従って、3歳児健診(母子保健法)と就学児健診(学校保健法)の間に、軽度の障がい(発達障がいを含む)を就学前のできるだけ早期に発見するシステムの整備が必要です。既存の連携協議会や相談会等の支援体制を活用して、障がいの早期発見ができるよう方向性を具体的に示す必要があります。

また、障がいの発見の遅れにともなう不登校や情緒不安等の二次障がいを示す児童生徒が増加しており、福祉部局等と連携し、発達障がい等の障がいを発見する機会を設定し、就学前に教育支援計画を作成するシステムの構築が喫緊の課題といえます。

さらには、障がいの発見と同時に、保護者が就学前に抱く様々な不安や心配を受け止めるための相談の場や、子どもへの支援ができる体制も整備していく必要があります。

LD、ADHD等障がいの早期発見モデル図

	【保健・福祉】 ・個別の支援					【教育】 ・集団の中での教育支援			
	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才
障がいの発見	1歳6か月児健診		3歳児健診（保健・医療）			LD、ADHD 等障がい 早期発見	就学時健診(教育)		
障がいの支援	療育センター		幼児ことばの教室（福祉）				就学相談 就学		
支援計画	支援計画（福祉）					教育支援計画（教育）			

(2) 具体的施策内容

ア 特別支援教育連携協議会における検証

県が設置する既存の広域（県）特別支援教育連携協議会及び教育事務所を単位とする部局横断型の（各地区）特別支援教育連携協議会において、各指定地域の推進状況を検証し、各地域の障がいの早期発見、早期支援の取り組みを推進します。

イ 支援チームの編成

障がいの判断及び具体的な支援等について専門的意見を提示するため、発達支援センターや発達障がい外来担当医、特別支援学校のコーディネーター等からなる「支援チーム」を各地区ごとに編成し、指定地域の要請に応じて訪問支援を行います。

ウ 指定地域の取組

市町村特別支援教育連携協議会における協議

医療・保健、福祉、教育等の連携による既存の市町村特別支援教育連携協議会等の活用

障がいのある幼児及びその保護者に対する早期からの総合的な支援体制の整備

子育て相談会や発達相談会等を活用した相談支援の推進

域内の療育センターや保健センター等の関係機関が行う相談会の把握

指定地域の相談支援チームの派遣や県の支援チームの派遣要請

教育相談会・講演会の開催

医療・保健、福祉、教育等の関係機関による教育相談会の実施

障がいに関する専門家による講演会の実施

早期発見に関するシステムの構築

幼稚園・保育所への巡回や校医の活用等、障がいの早期発見が効果的に実施できる体制の研究（中学校区ごとに整備を検討）

学校等への円滑な移行方法の工夫

障がいのある幼児の円滑な就学移行のための個別の教育支援計画の作成とその活用

通常の学級に在籍する障がいのある子どもを指導・支援する校内支援体制の整備

エ 「幼児教育チーム」の活用

保護者の相談支援については、特別支援学校のセンター的機能を充実するとともに、「幼児教育チーム」を設置し、保護者のニーズに応じた支援体制の整備を行っていきます。行政サイドの都合により、保護者の思いにタイムリーに応えられない状況を生まみ出さないよう、ワンストップで相談支援ができる体制づくりを検討していきます。

また、就学前における特別支援教育を推進するとともに、幼稚園・保育所と小学校との連携を強化していきます。

施策⑤-2 小・中学校における自立支援

(1) 現状と課題

小・中学校における障がいのある児童生徒数は急増傾向にあります。こうした児童生徒に対しては、早期からの適切な支援が必要であり、小・中学校での特別支援教育体制整備を計画的に進める必要があります。具体的には、発達障がい等の児童生徒の発見と対象児童生徒の個別の指導計画や教育支援計画の作成があげられます。さらに、その計画に沿った支援や関係機関との連携が必要です。こうした適切な支援によって、障がいのある児童生徒の社会的な自立を促すとともに、二次障がいを防止することが重要であると考えられます。そのため、各小・中学校における特別支援教育に配慮した授業改善と障がいのある児童生徒と共に生活する児童生徒やその保護者への理解啓発を図る必要があります。

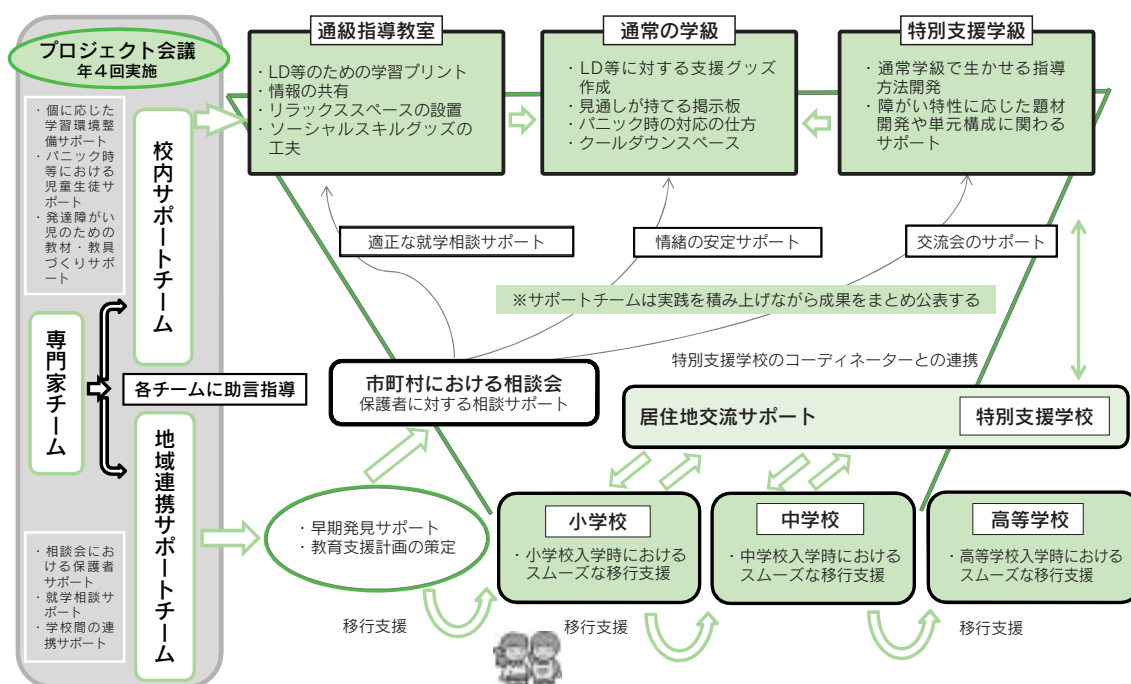
(2) 具体的施策内容

障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図り、授業改善につなげるとともに、障がいのある児童生徒と共に生活する児童生徒やその保護者への理解啓発を図ります。

ア 就学前の早期に障がいが発見された児童へのサポートシステムの構築

障がいのある児童生徒に対する指導や支援については、これまで各小・中学校で実践されてきましたが、そのノウハウについてはなかなか広がっていかないのが実情です。そこで、各地区で、特別支援教育に積極的に携わっている教員によるプロジェクトチームを結成し、その研究実践を整理し、広めていく事業を展開します。

サポートシステム構築モデル図



本チームは、特別支援学級の担任や通級指導教室の担当者、通常の学級の担任、特別支援教育コーディネーターで構成し、プロジェクト会議を開催するとともに、各メンバーで実践を蓄積し、障がいのある児童生徒に対する支援の実践例を資料集としてまとめます。この実践を県内に広めることで、対象児童生徒へのサポートシステムをより確かなものにします。

イ 体験・実感型理解啓発活動の実践

特別支援教育を推進するためには、障がいのある児童生徒に対する直接的な支援と同様にその周りの児童生徒や保護者に対する体験・実感型理解啓発活動が重要です。そこで、NPO法人等との連携を図り、自閉症等の発達障がいに関わる理解啓発の事業を展開します。具体的には、発達障がいのある子どもを持つ保護者が、発達障がいのある子どもの特徴や成長段階での苦勞を、直接、児童生徒や保護者に話すことにより理解を深めようとするものです。また、疑似体験等を行うことによって、障がいのある子どもたちの視界や情緒面を体験的に理解することを目指します。平成20年度の取り組みでも、「障がいのある仲間の苦しさやがんばっている様子がよくわかった」と好評です。さらに、理解啓発のパンフレットも作成し、できるだけ多くの方に理解してもらえよう取り組んでいきます。

疑似体験活動「手袋をはめて折り紙を折ってみよう」



簡単なことでも、障がいのある子にとっては、たいへんなことなんだね。



(平成20年度小学校における体験・実感型理解啓発活動の様子から)

施策⑥-3 高等学校における自立支援

(1) 現状と課題

平成20年7月調査では、約7割の公立高等学校から発達障がいがあると思われる生徒が在籍しているとの回答がありました。友人関係をうまく作れなかったり、学習に集中できずに、不登校や生徒指導上の問題行動、中途退学等につながっていく場合も見られます。

高等学校において、発達障がいのある生徒への対応は喫緊の課題となっています。

しかしながら、現状では、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名等の校内支援体制の整備が遅れており、教員の発達障がいに対する理解はまだ進んでいません。校内支援体制の整備を急ぐとともに、高等学校段階での適切な支援方法を確立する必要があります。

また、中学校や労働機関等との連携を強化し、中・高での一貫した支援や就労先との共同支援を実現する必要があります。

(2) 具体的施策内容

ア 高等学校特別支援教育推進協議会の設置

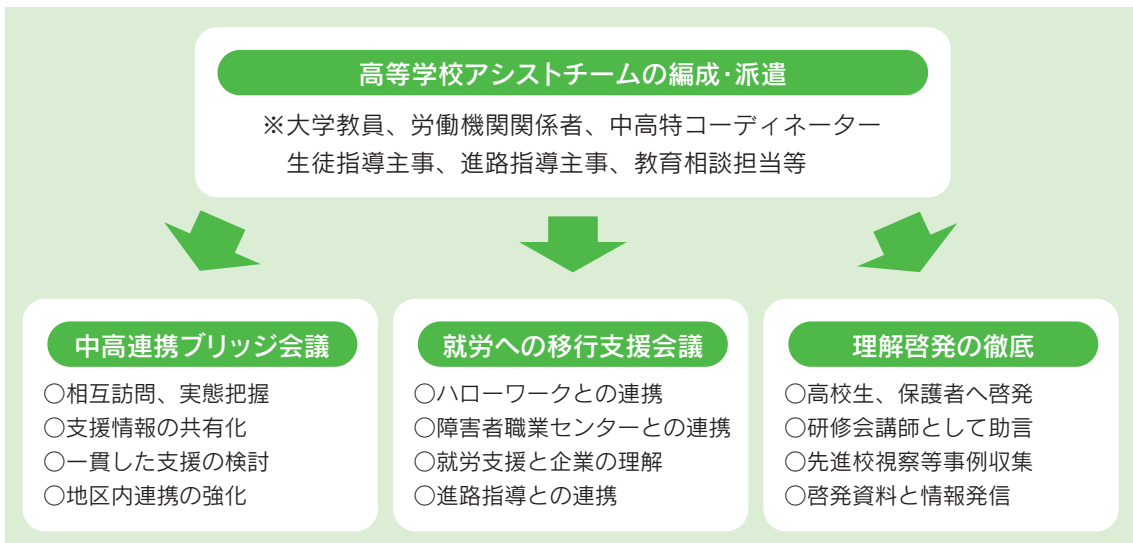
高等学校の管理職や教育委員会・教育事務所担当者に、大学関係者等をアドバイザーとして加えた協議会を設置し、高等学校の支援体制推進の方向性を検討します。

イ 高等学校アシストチームの編成・派遣

大学教員、労働機関関係者、中学校や高等学校、特別支援学校のコーディネーター等をメンバーとするアシストチームを編成し、必要に応じて会議を開催したり、各高等学校に派遣したりします。

中高連携ブリッジ会議の開催	中学校と高等学校の連携の強化
就労への移行支援会議の開催	労働関係機関や就労先との連携の強化
理解啓発の徹底のための取組	発達障がいの理解と支援方法の確立

高等学校への自立支援モデル図



施策⑤-4 特別支援学校における自立支援

(1) 現状と課題

特別支援学校においては、児童生徒数の増加、障がいの重度・重複化、多様化がより顕著となっています。一方、小・中学校においても、特別支援学級在籍者、通級指導教室対象者が増加しており、障がいの多様化も進んでいます。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが各校・各園等を訪問支援した件数は、平成16年度から4年間で4.5倍に増加しています。

そのため、様々な障がいに対応できる特別支援学校の総合化を視野に入れながら、障がいの重度・重複化、多様化による校内外の教育的ニーズに対応できる指導内容や指導方法を研究開発し、その情報を様々な学校間等で共有することが必要となっています。

(2) 具体的施策内容

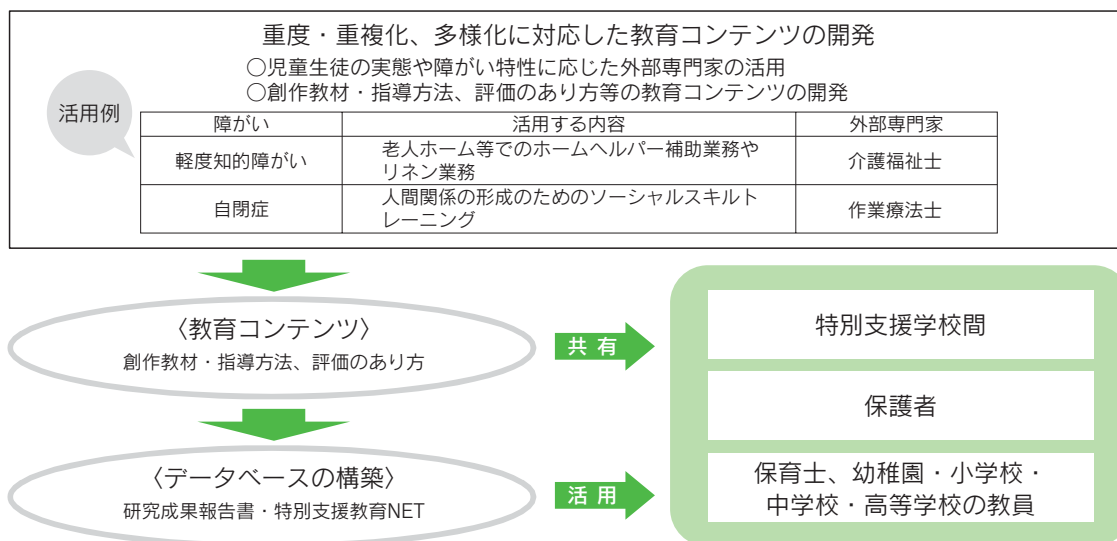
ア 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育コンテンツの開発

医師、作業療法士、臨床心理士、聴能訓練士等の外部専門家を弾力的に活用し、その指導・助言を受けながら教材の創作や指導方法、評価のあり方等の教育コンテンツの開発に取り組みます。医療的ケアが必要な肢体不自由や病弱の児童生徒に対する自立活動のあり方や、重度の障がいのある生徒が意欲的に取り組める作業学習、自閉症等の児童生徒に対するソーシャルスキルトレーニングを組み入れた授業過程の研究等、障がい特性に応じた新たな教育コンテンツを研究開発します。

イ 多様な障がいに対応したデータベースの構築

各特別支援学校が開発した新たな教育コンテンツを収集し、研究成果報告書を作成して関係各機関へ配付するとともに、集約された新たな教育コンテンツをデータベース化して、「特別支援教育NET」上へ掲載します。各特別支援学校が専門性を発揮し、蓄積した教育コンテンツを、必要なときに、必要な人が活用できるようにし、多様な障がいに対する指導の充実が図られるようにします。

教育コンテンツのデータベース構築モデル図



基本施策⑥ 教育と医療・保健、福祉、労働等関係機関との連携

施策⑥-1 関係機関との地域支援ネットワークの確立

(1) 現状と課題

障がいのある児童生徒が、二次障がいを引き起こすことなく、穏やかに成長していくためには、学校教育の支援だけでは十分ではありません。就学前から高等学校卒業後まで、その段階ごとにおける関係機関との連携がとても重要となってきます。そこで、特別支援教育連携協議会を県、各地区、市町村で開催し、障がいのある児童生徒に一貫した指導や支援が行えるよう地域のネットワークづくりを推進しています。

(2) 具体的施策内容

教育と医療・保健、福祉、労働等との連携を図り、さらには、市町村における特別支援教育の体制整備を推進するため、県及び各地区で特別支援教育連携協議会を開催します。

ア 岐阜県特別支援教育連携協議会及び地区特別支援教育連携協議会

県では、国の動向や関係法令の改正等を受け、県全体の特別支援教育の推進体制整備の一環として岐阜県特別支援教育連携協議会を設置しています。この会は、医師会や大学関係者、障害福祉課、子ども家庭課、労働局、幼稚園長会、小・中学校長会、高等学校長会、障がい者団体等で構成しています。今後も、特別支援教育の推進に関わる共通理解を図るとともに、関係の事業が円滑に進むよう連携協議会の充実を図っていきます。

各地区では、県の連携協議会の流れを受け、各教育事務所が中心となって、地区連携協議会を実施しています。病院や特別支援学校の設置状況等、特別支援教育の体制推進に関わる状況が異なり、市町村によっては、専門機関が少ないところもあります。そうした地域への専門家の派遣等、その地区に応じた特別支援教育の推進のあり方について検討を進めていきます。

イ 市町村特別支援教育連携協議会

県や地区の連携協議会の方向を受け、各市町村では、障がいのある子どもたちの具体的な事例検討も含めた連携協議会を設置しています。従来の適正就学指導委員会の機能も含め、各市町村内における特別支援教育をいかに進めていくかについて、具体的な議論がなされています。

今後、連携協議会として力を入れていくことは、就学前の障がいの早期発見、早期支援と卒業後の就労支援、福祉サービス等に関する関係機関とのネットワークづくりです。

障がいの早期発見に関しては、3歳児健診等で見過ごされてしまった障がいを就学時健診までに発見できるような体制づくりに医療・保健、福祉と連携し取り組んでいけるよう支援していきます。また、卒業後の就労支援については、労働部局や特別支援学校高等部との連携により就労支援ネットワークの構築に取り組みます。

施策⑥-2 障がいの重度・重複化への対応

(1) 現状と課題

特別支援学校における児童生徒の障がいの重度・重複化は年々進んでいます。こうした状況に対応できるよう、障がいの理解や指導方法の改善に関わって特別支援学校では研修を充実させています。

しかし、教育の範疇では対応できない問題も起きています。それは、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の急増です。痰の吸引や導尿、酸素吸入等を学校現場で行う必要が出てきています。これらの医療行為は、当然、医師や看護師等の資格を持った専門家しか行うことができません。そのため、県では、看護師の資格を有した看護講師を、日常的に医療的ケアを必要としている児童生徒が在籍する特別支援学校に配置し、教員ではできない医療行為を実施しています。

また、特別支援学校には、主治医の指示のもと運動制限や生活規制、薬の服用等をしている児童生徒も多くいます。児童生徒が安心して安全に学校生活が送れるよう医療機関や保護者との連携を密にしていく必要があります。

(2) 具体的施策内容

ア 指導医の委嘱

日常的に医療的な支援が必要な児童生徒の在籍する特別支援学校では、指導医を委嘱し、対象児童生徒に対する支援方法について指導を受けながら支援を行います。

- 対象児童生徒に対する医療的な支援の計画立案
- 校内の医療体制についての助言
- 配置された看護講師に対するスキルアップ研修の実施

イ 看護講師に対する研修

障がいの重度・重複化に伴い、医療的ケアもより専門的な知識や技能が必要になってきており、看護講師もこれまでの経験や知識に頼ることなく、常に最新の情報を得ながら勤務することが求められています。そこで、年に1回、看護講師研修会を実施し、医師等より講話を聞くことで専門性の向上を図ります。また、学校現場での先進的な取り組みに関わる情報交換を行うことによって、より円滑で質の高いサポートができるよう努めます。

ウ 教員に対する研修

教員は、実際に医療行為はできないので、看護講師の支援を理解することや、日常的に医療機関と連携していくこと等、校内でどのような支援体制を仕組んでいくことが必要であるかについて研修を積んでいます。こうした研修については、県立看護大学や医療機関の協力を得て行っていくことが大切であると考えています。今後も、看護講師による医療的ケア等がより安全にかつ円滑に実施できるよう研修を充実していきます。

エ 医療的ケア専門協議会の実施

日常的に医療的ケアが必要な特別支援学校の担当者が集まって、年に2回医療的ケア専門協議会を開催しています。今後も、関係の特別支援学校で、医療的ケアが安全にかつ円滑に行われるよう、医師や指導的な立場の看護師の講話やヒヤリ・ハット事例（重大な事故には至らないもののその一歩手前となるような事例）の情報交換等を行い、各学校における支援体制の一層の強化を図ります。

施策⑥-3 交流及び共同学習の推進

(1) 現状と課題

障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が一緒に取り組む「交流及び共同学習」の目的には、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むこと、教科・領域等のねらいを達成することの二つの側面があります。特に前者は、障がいのある幼児児童生徒の社会参加・自立を促進する上でとても大切であり、社会を構成する様々な人々と助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ良い機会となり、共生社会の形成に役立つものです。

平成19年度、県内特別支援学校16校における交流及び共同学習の状況は、居住地校交流が小・中学校との間で133校（前年比16校増）、学校等との交流が58機関（前年比2機関減）となっており、この他、学校近隣の地域団体との地域交流が行われています。特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数に対して、居住地校交流や学校等との交流先の数や回数は適切とは言えず、交流内容もその多くは行事を中心とした交流が大半を占める状況にあります。

今後、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が深く理解し合うためには、交流及び共同学習における量的・質的な充実をより一層推進していく必要があります。

(2) 具体的施策内容

ア 居住地との交流の充実

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の多くは、居住地を離れて学校生活を送っています。この期間に、居住地とのつながりを維持することは、卒業後の社会参加・自立において極めて重要なことです。今後は、特別支援教育コーディネーターを中心に、卒業後の充実した地域生活の実現に向け、障がいのある幼児児童生徒の居住地における学校及び地域との交流をより一層充実します。

イ 個別の指導計画を活用した交流及び共同学習の実施

特別支援学校は地域の学校や団体等へ出向いたり、招き入れたりする等、より能動的かつ積極的な交流及び共同学習を展開していきます。その際、交流及び共同学習は教育課程に位置付く教育活動であることを念頭におき、一人一人の実態や地域の実情に応じたねらいを明確にし、個別の指導計画を作成・活用した交流及び共同学習を実施します。

ウ 高等学校専門学科と特別支援学校高等部との交流及び共同学習

高等学校専門学科には、その専門性を有する教員並びに施設設備が充実しています。それらを活用しながら交流及び共同学習を実施することは、両者にとって大きなメリットがあると考えます。高等学校専門学科の生徒にとっては、正しい障がい児者への理解を深めることに加え、特別支援学校の生徒を支援することで、これまで学んできたことを再確認することができます。また、特別支援学校高等部生徒にとっては、より高度な作業技術を習得することができます。

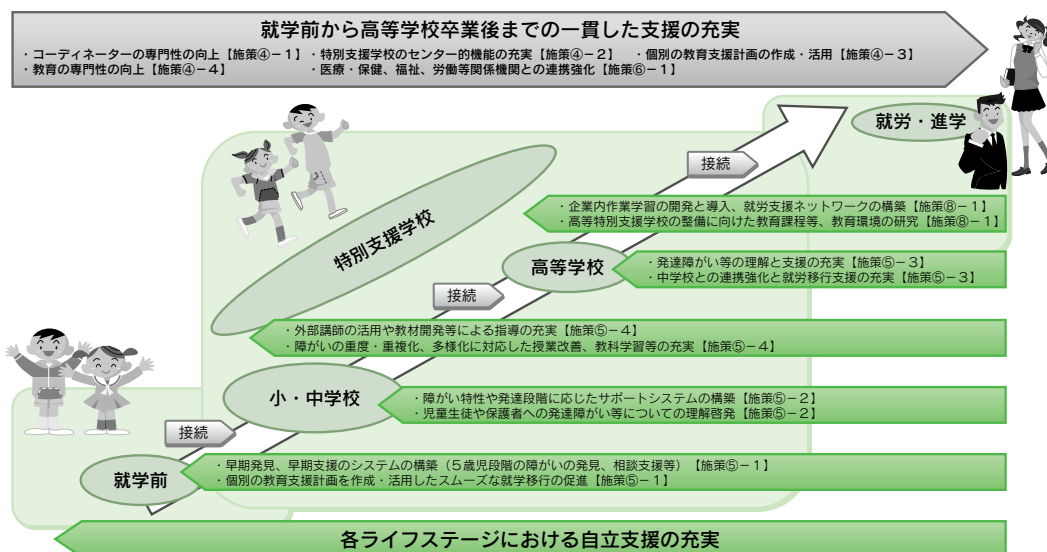
そこで、共同のテーマのもと、農作物の生産や加工、または、木工・機械製品の製作等に取り組むことをとおして、お互いにその目的を達成できるような交流及び共同学習の実施について、高等学校と連携を図りながら検討していきます。

岐阜県長期構想重点プロジェクト ～子ども自立支援トータルサポート事業～

基本施策、 、 、 の各施策について、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援を行うため、岐阜県長期構想の重点プロジェクトの一つとして、「子ども自立支援トータルサポート事業」に取り組みます。

- ◆就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援の充実
 - 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 【施策④-1】
 - 特別支援学校のセンター的機能の充実と学校間の円滑な接続 【施策④-2】
 - 個別の教育支援計画の作成・活用 【施策④-3】
 - 教員の専門性の向上 【施策④-4】
 - 県レベル、圏域レベルにおける関係機関との連携強化 【施策⑥-1】
- ◆各ライフステージにおける自立支援の充実
 - 就学前における自立支援 【施策⑤-1】
 - ・障がいのある子どもの早期発見、早期支援システムの構築
 - ・個別の教育支援計画を作成・活用したスムーズな就学移行
 - 小・中学校における自立支援 【施策⑤-2】
 - ・障がいの特性や発達段階に応じたサポートシステムの構築
 - ・児童生徒、保護者への発達障がい等についての理解啓発
 - 高等学校における自立支援 【施策⑤-3】
 - ・発達障がい等の障がいについての理解と適切な支援の充実
 - ・中学校との連携強化と就労移行支援の充実
 - 特別支援学校における自立支援 【施策⑤-4】
 - ・外部講師の活用や教材開発等による指導の充実
 - ・障がいの重度・重複化、多様化に対応した授業改善、教科学習等の充実
 - 就労移行のための自立支援 【施策⑧-1】
 - ・企業内作業学習の開発と導入、就労支援ネットワークの構築
 - ・高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた教育課程等、教育環境の研究

一人一人の自立に向けた支援を充実します！





第4章
3

子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開 3

基本方針3

「地域に貢献する」
職業教育の充実

第4章 3 子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開 3

基本方針3 「地域に貢献する」 職業教育の充実

卒業後、地域で働き、地域に貢献する力を育成するため、社会的自立に向けた就労支援システムの構築や作業学習、職場実習の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた準備を進めます。

1 最重要課題

最重要課題 社会的自立を目指した就労支援システムの確立

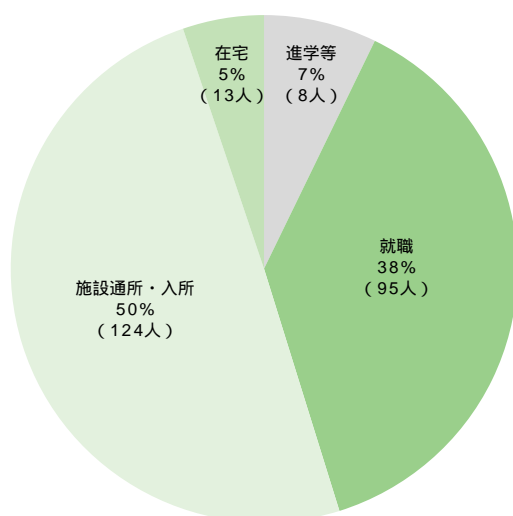
団塊の世代を中心とする高年齢者層の引退に加え長く続いている少子化のため、働く人の数（労働力人口）は年々減少しています。現在のまま推移した場合、2005年の113万人から2035年には82万人程度へと、約31万人（約3割）減少すると見込まれています。（「岐阜県長期構想」よりP116を参照）

特に20代～30代の若い世代の減少が急速に進むと予想される中、地域で働き、地域に貢献する力を育成することは、今後の岐阜県教育、とりわけ特別支援教育における最重要課題です。

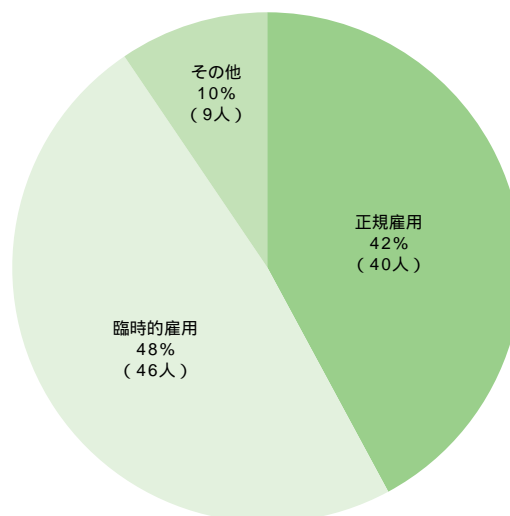
特別支援学校高等部における平成19年度卒業生の進路状況は、全卒業生の38%が一般企業等に就労し、7%が大学や教育訓練機関等に進学しています。また、50%が福祉施設へ通所や入所をし、5%が在宅生活に移行しています。

一般就労した95人の雇用形態を見ると、正規雇用よりも臨時的雇用の割合が高く、不安定な就労状況にあります。

卒業生進路状況（平成19年度）



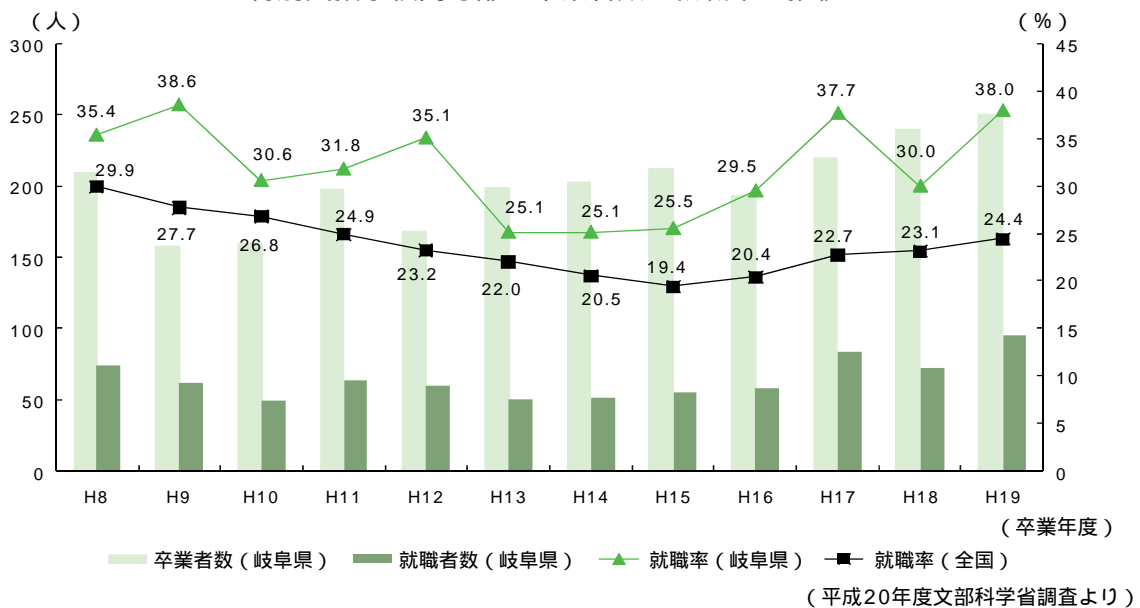
雇用形態（平成19年度）



（岐阜県教育委員会調査より）

岐阜県において、一般就労した生徒の割合は、平成13年度に急落したものの、ここ数年は少しずつ高くなってきており、平成19年度においては38%となり、平成9年度の水準に戻ってきました。一方、全国の平均では、平成8年度に30%近くあった就職率が平成15年度には20%を下回ったものの、平成19年度では約23%となり、ここ数年で少しずつ高くなってきています。これは、障害者職業センターが実施しているジョブコーチ^{*1}やトライアル雇用^{*2}等の就労支援サービスの活用、職業生活や日常生活の自立、安定を図るための支援や相談を実施する障害者就業・生活支援センター^{*3}の設置等、「障害者基本計画」及びそれに基づく「重点施策5か年計画」による障がい者雇用・就業施策が推進されたこと、さらに、法定雇用率^{*4}の改善や特例子会社^{*5}、就労継続支援A型事業所^{*6}の設立等、コンプライアンス(法令遵守) C.S.R(企業の社会的責任)を果たすことに努める企業が増加していることが、障がい者の雇用促進につながっていると考えられます。

特別支援学校高等部の卒業生数と就職率の推移



特別支援学校高等部卒業生の就職率については、全国の平均と比較すると、岐阜県は高い割合となっていますが、現状は、特別支援学校への求人は少なく、特に知的障がいを対象とする特別支援学校においては、企業からの求人は皆無に近い状況です。そのため、企業における職場実習を重ねて企業からの求人を確保し、就労に結びつけているのが現状です。実習先を確保するためには、どの学校も教員や保護者が企業へ直接足を運び依頼を行っていますが、障がい者雇用に対する理解啓発が不十分な面もあり、生徒一人一人の適性やニーズに合った実習先を確保するのは困難な状況です。

また、これまでは製造業への就労が中心でしたが、事務・販売等のサービス業への就労も増加してきており、特別支援学校卒業生の就労先が大きく変化してきています。特別支援学校では、職業教育の一環として木工や窯業、縫製等の作業学習に取り組んでいますが、より産業界のニーズに対応した作業学習の開発が求められています。

このような状況を踏まえ、平成19年度から20年度の計画で「職業教育充実事業」に取り組んできました。この事業は、新たな産業界のニーズに対応した職業教育(作業学習等)の開発と導入を行い、職業教育の充実を図ること 職業自立支援員の育成とそれを活用した、就業体験システム及び民間企業と連携した特別支援学校版のデュアルシステム^{*7}の開発、職域の開拓により、職業教育の充実を図ることを目的とし、具体的には、特別支援学校12校に、新しい作業学習の開発を委嘱し、実践研究を行うこと NPO法人^{*8}が育成した障がい者就労サポーター^{*9}を職

業自立支援員として委嘱し、企業での実習中の生徒に個別支援や職場開拓を行うことの2つの事業に取り組んできました。

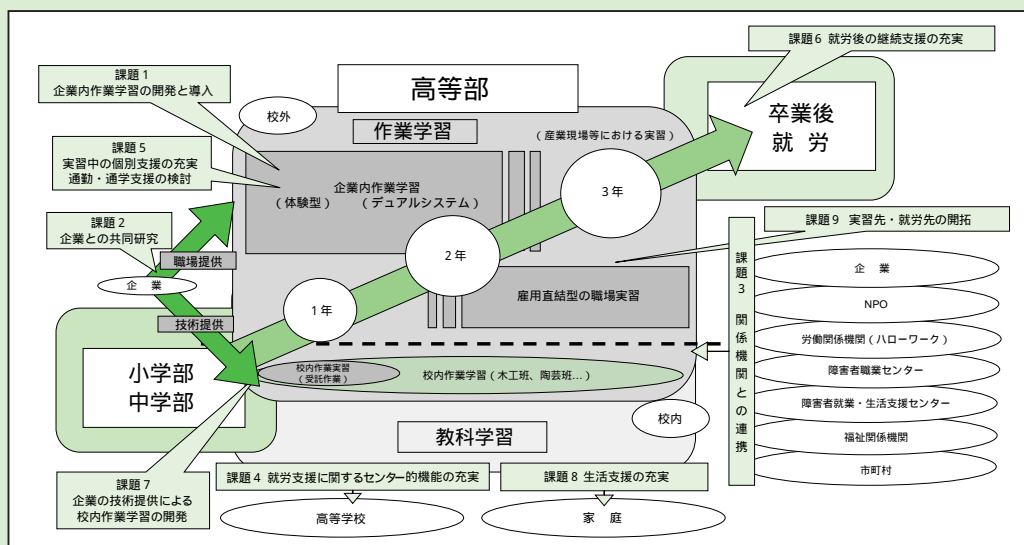
また、「障がい者雇用促進サポート事業（労働雇用課）」や「障がい者社会参加支援施設整備事業（障害福祉課）」等、他部局においても特別支援学校の職場実習の充実に関する事業を進めてきました。今後は、障がい児・者で区別することなく、長期的な視点から、部局横断的な就労支援事業を推進していくことが課題としてあげられます。

当初プランにおいて整備を計画している高等特別支援学校は、軽度知的障がいのある生徒を対象に、職業的自立（就職率100%）に向けた専門教育を行うこととしています。整備に向けては、企業の協力のもと、実際の職場で継続的・長期的に行う企業内作業学習の開発やそれを中心とした教育課程の編成、企業内作業学習を推進していくための各地域の企業や労働・福祉関係機関、行政等との就労支援ネットワークの構築、高等学校等への就労支援に関するセンターとしての役割の充実等が課題となっており、その課題解決に向けた具体的方策を検討する必要があります。

企業内作業学習や各学校で実施している職場実習を充実するために、職業教育充実事業で配置してきた職業自立支援員を今後も継続的に配置し、実習中の個別支援を行うとともに、一人一人のニーズに応じた支援をより充実するため、職業自立支援員の活用方法について検討する必要があります。

職業教育の充実に向けた課題

課題1	企業内作業学習の開発と導入	【施策 - 1】
課題2	企業との共同研究（企業内及び校内作業学習のあり方）	【施策 - 2】
課題3	関係機関との連携	【施策 - 2、 - 1】
課題4	就労支援に関するセンター的機能の充実	【施策 - 3】
課題5	企業内作業学習や職場実習中の個別支援の充実 通勤・通学支援の検討	【施策 - 4】
課題6	就労後の継続支援の充実	【施策 - 4】
課題7	企業の技術提供による校内作業学習の開発	【施策 - 1】
課題8	生活支援の充実	【施策 - 2】
課題9	実習先・就労先の開拓	【障がい者雇用サポート事業（労働雇用課）】



2 「子どもかがやきプラン推進委員会」等における意見

「子どもかがやきプラン推進委員会」等で伺った下記のような意見を十分に踏まえながら、取り組むべき施策の方向性や具体的な計画を策定しました。

社会的自立を目指した職業教育の充実について 基本施策

- ・昨年度の特別支援学校高等部卒業生の就職率は38%であるが、もう少しあげていきたいと思う。そのためには、進路選択の幅を広げる必要がある。
- ・就労支援に関わる施策について、進路選択を拡大することが最も重要な課題であり、地域におけるネットワークづくりやそれに基づいた企業内及び校内作業学習の充実に取り組んでいく必要がある。
- ・福祉就労を目指す生徒も含めた職業教育の充実を考える必要がある。そのためには、校内作業学習を行う設備、備品等の充実が必要であり、企業からの技術協力をいただきながら、作業学習を進めていくシステムができるとよい。また、高等学校の専門教室を活用する方法もある。
- ・就労支援策は、ぜひ一つの事業として立ち上げていただきたい。この事業の効果として、企業の障がい者雇用に対する理解を深め、その結果、就職率が向上することが期待できる。
- ・岐阜市立岐阜特別支援学校では、バイオ班を設置している。一般企業（WSBバイオ：就労継続支援A型事業所）との技術提携を進めており、卒業生の就労にもつながっている。
- ・デュアルシステムの開発は、進路選択の幅を拡大するためにとっても有効な手段であると思うのでぜひ進めていただきたい。しかし、交通網が十分でない岐阜県において、全ての作業学習を企業内で実施することは困難であると考えられる。企業内作業学習の開発と同時に、企業の技術を学校内に導入し、企業と技術連携をしながら校内作業学習を充実する方策を検討いただき、岐阜県らしさのある就労支援システムを構築していただきたい。
- ・企業との連携については、例えば、先日、県経済同友会と県、県教育委員会が協定を結んだという新聞記事があったが、就労支援についてもこのような経済団体と連携する方法を検討していただきたい。

高等特別支援学校（専門学科）の整備について 基本施策

- ・軽度知的障がいの生徒数が増えてきているので、高等特別支援学校の整備を急ぐ必要がある。
- ・特別支援学校整備方針の中の、社会的自立のための専門教育の充実について、高等特別支援学校の整備計画も含めて、ぜひ、具体的施策を打ち出していきたい。
- ・高等特別支援学校の整備方法として、子どもかがやきプランでも示された1校整備の他、センター校、ランチ校を整備する方法も検討していただきたい。
- ・就労支援ネットワーク、岐阜県版デュアルシステム等の研究が必要であり、具体的方策を研究する必要がある。
- ・高等特別支援学校の整備については、人口減少時代の課題である労働力不足への対応策として、岐阜県らしさのある施策になる。併せて、軽度知的障がいのある生徒が就労に向けた専門的な教育を受けることができる学校として位置づけることで、岐阜県の特別支援教育における就労支援策としても有効であると考えられる。

3 基本施策

基本施策 社会的自立を目指した職業教育の充実

企業内作業学習の開発と導入、職場実習の充実に向けた就労支援ネットワークの構築、実習先・就業先の開拓、卒業後の継続支援等について研究を行い、生徒一人一人の社会的自立を目指した職業教育の充実を図ります。

施策 - 1 企業内作業学習の開発と導入

地元経済界との連携のもと、企業内で実施する長期的かつ継続的な作業学習の開発と導入について実践研究を行います。

施策 - 2 就労支援ネットワークの構築

研究推進校に就労支援ネットワーク連携会議を設置し、各地域における就労支援ネットワークを構築します。

施策 - 3 就労支援に関するセンター的機能の充実

地域の高等学校に在籍する発達障がい等の生徒を対象に、関係機関との連携を図りながら、日常生活の支援に加え卒業後の就労に向けた支援を行います。

施策 - 4 職業自立支援員の配置

企業内作業学習や雇用直結型の職場実習において、職業自立支援員を配置し、生徒一人一人に応じた支援を行います。また、企業への通勤支援や就労後の継続支援についても、その活用のあり方を検討します。

基本施策 高等特別支援学校（専門学科）の整備

各地域で急増傾向を示す軽度知的障がいのある生徒に対して、企業内作業学習の開発・導入や職業教育に特化した教育課程の編成等、社会的自立に向けた支援を行うための教育環境について研究を行い、就職率100%を目指す高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた準備を進めます。

施策 - 1 高等特別支援学校（専門学科）における教育環境の整備

岐阜県特別支援教育キャリアアップ推進協議会を設置し、高等特別支援学校（専門学科）の整備に向け、作業学習を中心とした教育課程の編成等、教育環境について研究を行います。

施策 - 2 自立に向けた生活支援の充実

社会的自立に向け、生活管理能力を高める支援のあり方について、学校、寄宿舎、家庭が連携を図りながら実践研究を行います。

自立と社会参加を目指して
頑張っています



「特別支援学校高等部における職場実習の様子」

4 施策内容

基本施策 社会的自立を目指した職業教育の充実

施策 - 1 企業内作業学習の開発と導入

(1) 現状と課題

ア 「作業学習」のあり方

「作業学習」は作業を学習活動の中心にすえ総合的に学習するものであり、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会的自立を目指し、生活する力を高めることを目的としています。知的障がいを対象とした教育課程を編成している特別支援学校の高等部においては、この「作業学習」を中心に指導を行っています。

特別支援学校高等部卒業生の近年の就労先を見ると、事務や販売等のサービス業への就労も増加しています。また、新学習指導要領では、高等部の専門教科として「福祉」が新設されたところであり、このような新たな職種にも対応した作業学習の開発と導入が必要です。

各特別支援学校における作業班（平成20年度）

学校	作業班名
岐阜本巣特別支援学校	農園芸、食品加工、印刷紙工、環境衛生
大垣特別支援学校	職業コース 縫製A、木工、印刷、窯業、クリーニング、園芸 普通コース 縫製B、印刷、園芸、窯業、手芸、工芸、紙工、手工、クラフト
海津特別支援学校	農園芸、印刷、食品加工、ハウスクリーニング
郡上特別支援学校	縫製、箱折り、ビルクリーニング、園芸
中濃特別支援学校	木工、陶芸、紙工、印刷、被服、園芸、クラフト、生活、さをり
東濃特別支援学校	窯業、木工、印刷、手工芸、縫製、紙工、リメイク、クラフト
飛騨特別支援学校	木材工芸、染色工芸、調理、陶芸、とんとん工房
関特別支援学校	ホーム、陶芸、グリーン、ライフ
長良特別支援学校	パソコン
恵那特別支援学校	基礎作業
市立岐阜特別支援学校	普通コース 軽作業、陶芸、木工 工業コース 生物工学バイオ、生物工学園芸、印刷紙工、縫製
市立各務原養護学校	木工、縫製、窯業、園芸、印刷、基礎

イ 限られた実習先、就労先

職業生活や社会生活の実際を経験することをとおして、社会に貢献する意味を理解し、働く力を身につけ、自己実現としての進路選択につなげるようにすることを目的に、職場実習を行っています。職場実習は教育課程上、「産業現場等における実習」として、「作業学習」に位置づけられており、県内の知的障がい特別支援学校等では、高等部の2年生で5日間の実習を年2回、3

年生で10日間の実習を年2回程度行っています。また、これ以外にも校内で数日間、集中的に作業実習に取り組む校内作業実習も行っています。さらに、一般就労を目指す生徒たちは、長期休業中等にも積極的に実習に取り組んでいます。

しかし、特別支援学校には企業からの求人は少なく、限られた実習先の中から進路決定をせざるを得ないのが現状であり、複数の実習先や職種を経験したうえで、様々な職種の中から、生徒一人一人の適性に合った進路を自己決定できるような環境の整備が急務となっています。

(2) 具体的施策内容

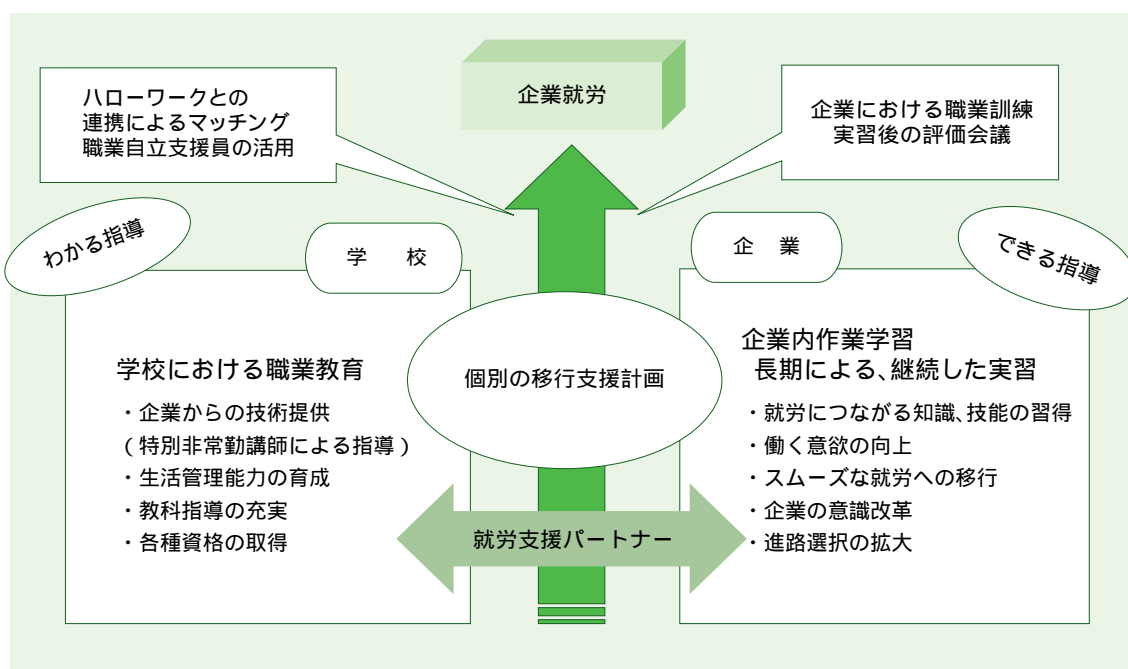
年2回程度、1週間から2週間の期間で実施している職場実習と比較して、長期間かつ継続的に行う企業内作業学習は、生徒にとっても企業にとっても大きな利点があります。まず、生徒にとっては、新たな産業界のニーズに対応した様々な作業内容を体験することで、自分の適性や能力を的確に把握することができます。また、企業内作業学習の受け入れに協力いただく企業にとっては、障がいのある生徒の適性や能力の正しい理解を深めることができます。そこで、校内で行っている作業学習や校内作業実習の場を校外、つまり企業内に移し、より専門的な環境における企業内作業学習の開発と導入について研究を進めます。

そして、学校における職業教育と企業内作業学習の2本柱で、企業就労につなげる就労支援のあり方について、地域の企業の協力をいただきながら実践研究を行い、「岐阜県版デュアルシステム」のモデルを構築します。

研究にあたっては、教育委員会が指定した研究推進校に、施策 - 2 に示す「就労支援ネットワーク連携会議」を設置し、地元企業をはじめハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉関係機関、市町村等と連携を図りながら研究を進めます。

また、労働雇用課が実施している「障がい者雇用促進サポート事業」において障がい者の雇用や実習に理解をいただいた企業とも連携を図りながら、企業内作業学習や雇用直結型の職場実習を進めます。

岐阜県版デュアルシステムモデル図



施策 - 2 就労支援ネットワークの構築

(1) 現状と課題

特別支援学校においては、各圏域ごとに行われている「障がい者自立支援協議会就労・雇用支援会議」に参加し、地域の関係機関と連携した就労支援を行っています。また、地域の企業に対して障がい者雇用に関する理解啓発を目的とした連携会議やセミナーを実施し、実習先開拓に向けた取り組みを始めた学校もあります。今後も、このような地域における連携をさらに強化する必要があります。

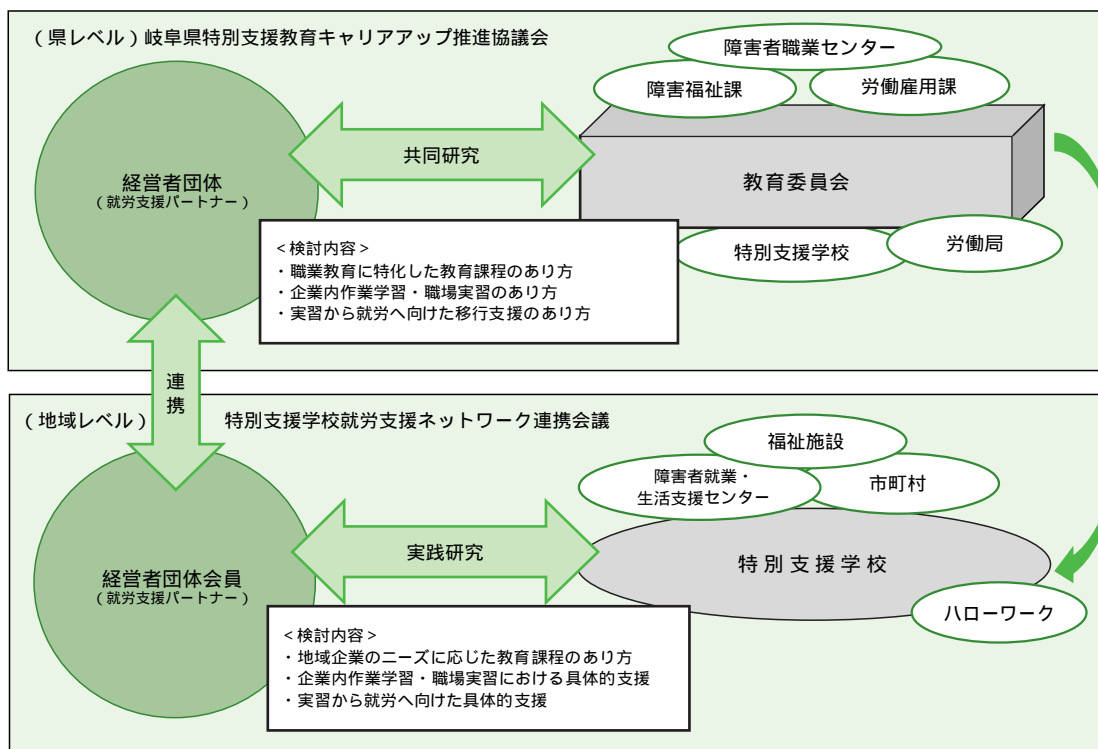
(2) 具体的施策内容

各地域における就労支援に関するネットワークを構築するため、研究指定を受けた特別支援学校に「就労支援ネットワーク連携会議」を設置し、地元企業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、福祉関係機関、市町村等との連携を図りながら、企業への理解啓発や生徒一人一人の卒業後の職業自立、生活自立に向けた支援を充実します。

また、施策 - 1 で示した企業内作業学習の開発と導入、岐阜県版デュアルシステムのモデル化、それを中心とした教育課程のあり方、就労移行支援のあり方等について、ネットワークを活用しながら研究を進めます。

さらに、施策 - 1 で示す「岐阜県特別支援教育キャリアアップ推進協議会」と連携を図りながら、県と地域が一体となって、就労支援ネットワークを構築するとともに、企業内作業学習の開発と導入について実践研究を進めます。

就労支援ネットワークモデル図



施策 - 3 就労支援に関するセンター的機能の充実

(1) 現状と課題

県内公立高等学校のアンケート調査（平成20年7月実施）では、約7割の高等学校に発達障がいと思われる生徒が在籍しているという結果が出ており、高等学校における発達障がい等の理解と対応が課題となっています。これまで、特別支援学校のセンター的機能や専門家の緊急派遣事業等により、生活上や学習上の困難さのある生徒への支援を行ってきましたが、特別支援教育制度が始まって3年が経過し、生活上や学習上の困難さに加え、就労に向けての支援に関するニーズが高まっています。高等学校に在籍する発達障がい等のある生徒への進路指導、就労支援を適切に行うために、特別支援学校が持っている就労支援ネットワークや具体的な支援方法を活用した高等学校への支援を充実する必要があります。

(2) 具体的施策内容

各特別支援学校の進路指導主事を就労支援・進路指導のコーディネーターとして位置づけ、高等学校に在籍する生徒への個別支援・相談を行うとともに、各特別支援学校が実施する就労支援ネットワーク連携会議等への参加を呼びかけ、特別支援学校が持つ就労支援ネットワークを、施策 - 3 で示した高等学校の就労支援・進路指導に活用できるよう、就労支援に関するセンター的機能を充実していきます。

施策 - 4 職業自立支援員の配置

(1) 現状と課題

ア 職場実習中の支援体制

平成19～20年度にかけて取り組んできた職業教育充実事業において、職業自立支援員を配置し、企業での実習中の生徒に個別支援を行ってきました。実習の受け入れに不安のある企業も、職業自立支援員を配置することで、安心して実習の受け入れに協力をいただいています。また、実習生も慣れない環境の中、仕事や従業員とのコミュニケーション面での支援を受けることで、職場に早く適応できたといった効果も見られました。

具体例として、企業への就労がやや難しいと考えられていた生徒が、実習先で職業自立支援員の適切な支援を受けることで、短期間ながらも技術が飛躍的に向上し、さらに、受入企業も障がい者雇用に対する見通しを持つことができ、来年度からの就職が決定したという事例も生まれています。

この事例のように、生徒一人一人のニーズに応じた支援を行うためには、事前検討会（実態把握、実習の目標、具体的支援）や事後検討会（評価、今後の課題）を実施する等、学校と職業自立支援員との連携のあり方について検討する必要があります。

さらに、今後、企業内作業学習の開発と導入が進められる中、生徒、企業ともに、安心して実習を行うことができ、実習の成果を最大限に高めることができるような支援体制を整備する必要があります。職業自立支援員の役割はますます重要になると考えられます。

イ 家庭、学校から企業への通勤支援、企業から学校への通学支援

実習先や就労先へは基本的に公共交通機関等を利用して自力で通うこととしており、企業が受け入れに協力的であっても、家庭から遠い等の理由から実習や就労を断念するケースもあります。また、企業内作業学習の開発と導入が進むことにより、家庭から企業、企業から学校、学校から企業等の通勤・通学が日常的に行われるようになることが予想されます。このようなことから、通勤・通学の支援のあり方について検討する必要があります。

ウ 就労後の継続支援

前述したように、限られた実習先・就労先から進路決定せざるを得ない状況があるため、就労したにもかかわらず、仕事と適性のミスマッチが発生したり、職場でのコミュニケーションに問題が生じたりする等の理由から離職または転職するケースが見られます。

各学校においては、在校生の実習中や夏季休業中に卒業生の就労先を巡回し、生徒との面会や雇用主との連携を図る等の追指導を実施しています。しかし、在校生の支援が優先され、卒業生への支援体制が十分とは言えないのが現状です。そこで、職場に適應するまでの期間（4月～6月）の重点的支援や2・3年後までの定期的な支援を行うための体制を整備する必要があります。

（2）具体的施策内容

ア 企業内作業学習や職場実習における個別支援の充実

企業内作業学習や雇用直結型の職場実習において、職業自立支援員を配置し、生徒一人一人の課題やニーズに応じた支援を行います。

また、実習前には、職業自立支援員による校内作業学習中の支援や事前連絡会議を行い、学校と職業自立支援員、そして実習先との共通理解のもと、より生徒一人一人の課題やニーズに応じた支援を行います。

イ 企業内作業学習や職場実習における通勤・通学支援

企業内作業学習や雇用直結型の職場実習の実施に併せて、家庭から企業、企業から学校、学校から企業の通勤・通学支援のあり方について、職業自立支援員の活用も含めて検討します。

ウ 就労後の継続支援の充実

就労後の職場定着を図るため、事業主や社員に対するコミュニケーションのとり方や具体的な支援方法等についての理解啓発や仕事の技術的支援、企業と学校の連絡調整等のあり方について、職業自立支援員の活用も含めて検討します。

障がい者雇用就労推進事業 〔産業労働観光部、教育委員会〕
 ~ 障がいのある人たちの雇用機会を拡大し、就労の場を確保する ~

県では、「ふるさとぎふ再生基金」を活用して県民のご意見を伺いながら、地域づくり人づくり事業等、将来の岐阜県の発展につながる事業を実施しています。基本施策の各施策についても本基金を活用し、平成21年度から2年間、「特別支援学校チャレンジ実習事業」として実施します。産業労働観光部労働雇用課の「障がい者雇用サポート事業」、「障がい者チャレンジトレーニング事業」と効果的に関連させながら、就労に向けた取組を推進していきます。

提案内容

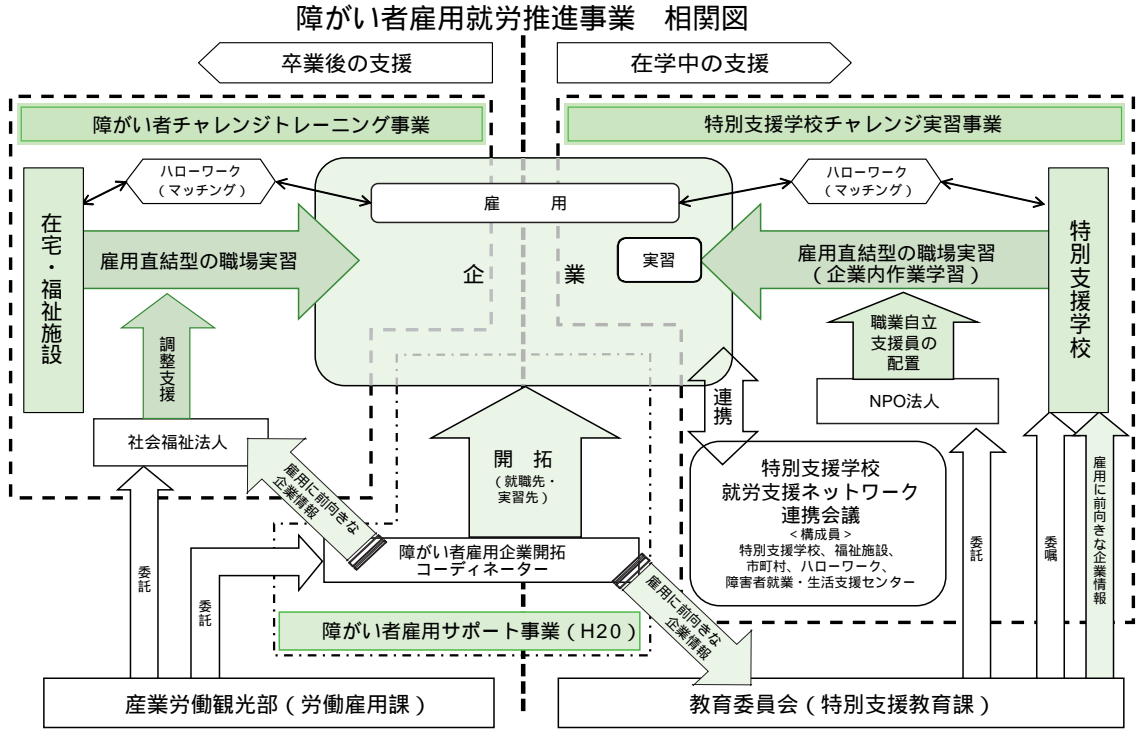
障がいのある人が安心して地域で暮らしていくために、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携して職場実習を行い、企業と障がい者（家族）双方の不安を解消して、一人でも多くの障がい者の就労に繋げることが必要です。

事業目的・内容

障がい者の雇用機会を拡大し、就労の場を確保するために、特別支援学校在学中から卒業後まで連続した支援として、職場実習（企業内作業学習）事業を行います。また、併せて、高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた教育課程のあり方について検討を行います。

障がい者雇用の経験がない企業及び一般就労の経験がない障がい者双方の不安を解消し、雇用・就労意欲を高めるため、企業内に実習の場を設け、障がい者（在宅者、福祉施設入所者、特別支援学校生徒等）が職場実習（企業内作業学習）を行います。

高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けて、特別支援学校、企業、地元関係機関による「就労支援ネットワーク連携会議」を設置し、就労支援ネットワークを構築するとともに、企業内作業学習の開発と導入、高等特別支援学校（専門学科）における教育課程のあり方について検討します。



基本施策 高等特別支援学校（専門学科）の整備

施策 - 1 高等特別支援学校（専門学科）における教育環境の整備

（１）現状と課題

特別支援学校高等部卒業生の就職率はここ数年高くなってきていますが、臨時的雇用が約半数を占める等、雇用状況は依然不安定な状況にあります。また、企業の障がい者雇用に関する理解は広がりつつありますが、知的障がい特別支援学校への求人は皆無に等しい状況であり、職業選択の幅を拡大することが課題となっています。

高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けては、職業選択の幅を拡大することに加え、企業で働くことへの意欲や適性に応じた専門的な技術を向上することが課題であり、企業内で行う作業学習や企業の技術提供による校内作業学習のあり方、就労支援ネットワークの構築等の就労支援システムの確立や職業教育に特化した教育課程の編成について検討する必要があります。

（２）具体的施策内容

ア 就労支援ネットワークの構築

経営者団体や岐阜労働局等との県レベルの就労支援に関するネットワークを構築し、経営者団体や労働局、障害者職業センター、労働・福祉関係部局との連携を図りながら、障がい者雇用に関する理解啓発、企業内作業学習のあり方等について研究を行います。

「岐阜県特別支援教育キャリアアップ推進協議会」の設置

企業内作業学習の開発と導入に関する共同研究

また、施策 - 2 で示した特別支援学校に設置する「就労支援ネットワーク連携会議」と連携を図りながら、県と地域が一体となって、就労支援ネットワークを構築するとともに、企業内作業学習の開発と導入について研究を進めます。

イ 高等特別支援学校（専門学科）における教育課程等の学習環境の研究

全国的に展開されている高等特別支援学校（専門学科）の実践や研究推進校における企業内作業学習の開発と導入、就労支援ネットワークに関する研究の進捗を踏まえながら、社会的自立（100%就労）を目指した高等特別支援学校（専門学科）における教育課程等の学習環境について研究を進めます。

企業の技術提供による校内作業学習の開発

デュアルシステムの導入と職業自立支援員の配置

職業教育に特化した教育課程の編成

高等特別支援学校（専門学科）が対象とする障がい種別の検討

ウ 高等特別支援学校（専門学科）の整備に関する基本計画の策定

これらの研究成果を踏まえ、教育課程、教室の整備内容、就労支援ネットワーク等、高等特別支援学校（専門学科）の整備に関する基本計画を策定します。

施策 - 2 自立に向けた生活支援の充実

(1) 現状と課題

各特別支援学校においては、働きたいという気持ちや働くための基本的な力を持っているにもかかわらず、日常の生活が安定しないため、就労に結びつかないケースが少なからず見受けられます。そのためには、職業自立を目指した職業教育の充実に加え、生活自立を目指した生活支援を充実する必要があります。

(2) 具体的施策内容

高等部卒業後、自立した生活を送るために必要な力（生活管理能力）を下記のように捉え、これらの力を育成するための支援のあり方に重点をおき、学校、寄宿舎、家庭が一体となった生活支援に取り組みます。

<生活管理能力>

- 食事の準備、洗濯、掃除等を行う力
- いろいろな人と適切にコミュニケーションする力
- 生活リズムを整えたり、スケジュールを管理する力
- 金銭を管理する力
- 余暇活動を楽しむ力
- 公共の施設や交通機関を利用する力

寄宿舎の今後の方向性については、当初プランで次のように示していますが、引き続きこの方向性を踏まえた寄宿舎運営を図るとともに、特に、知的障がい特別支援学校の寄宿舎においては、高等特別支援学校（専門学科）の対象となる軽度知的障がいのある生徒に対する生活支援について実践研究を行い、特別支援学校における今後の寄宿舎のあり方について検討を行います。

(当初プランにおける寄宿舎の方向性)

岐阜盲学校、岐阜聾学校の寄宿舎については、今後も視覚障がい、聴覚障がいの分野の専門性を維持・向上させながら県内全域を対象とした学校経営が必要なことから、これまでの位置づけを中心とした寄宿舎の運営が求められる。

大垣、東濃、関特別支援学校の寄宿舎については、全国7番目に広い面積を持つ岐阜県において、遠距離通学の課題は大きく、寄宿舎の役割は大きいと考えられる。しかし、各地域に総合化された特別支援学校が整備される中、遠距離通学対応や家庭的な理由等を中心的な課題とした寄宿舎運営だけでは十分とは言えない。

高等部を卒業して社会的に自立した生活を送るためには、職業的自立の能力の他、衣食住に関する日常生活面での能力も必要である。児童生徒一人一人の状況に応じた、日常生活面の支援機能が今後の寄宿舎運営に求められている。

***1 ジョブコーチ**

職場適応援助者のことで、知的障がい者、精神障がい者等の職場適応を容易にするため、就職時や職場適応上の支援（問題発生時を含む）を行う。岐阜県には、配置型ジョブコーチとして、岐阜県障害者職業センターに6人、第1号ジョブコーチ（福祉施設型）として7施設8人が配置されている。

***2 トライアル雇用**

3か月を限度に試行的に有期雇用契約を締結し、障がい者雇用のきっかけを作ることが目的である。事業主に対して奨励金が支給される。

***3 障害者就業・生活支援センター**

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において規定されている。岐阜県においては、岐阜、西濃、中濃、飛騨の4圏域において設置されており、東濃圏域については、平成21年度に設置予定である。

***4 法定雇用率**

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、民間企業、国、地方公共団体は一定の割合に相当する人数の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を常用労働者として雇用することが義務づけられている。民間企業の法定雇用率は、現在1.8%であるが、平成20年6月1日現在の雇用状況は、全国で1.59%（前年比 +0.04P）、岐阜県で1.68%（前年比 +0.08P）である。

***5 特例子会社**

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、事業主が障がい者の雇用に特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

***6 就労継続支援A型事業所**

「障害者自立支援法」に規定される事業所で、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、雇用に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。岐阜県内には、エフピコ愛バック岐阜工場（輪之内町）やWSBバイオ（山口市）等が設置されている。

***7 特別支援学校版のデュアルシステム**

特別支援学校版のデュアルシステムとは、日本版デュアルシステムを参考に、作業学習の発展型として、企業内施設等を活用して実習を行うものであり、京都市立の特別支援学校での実践が有名である。

日本版デュアルシステムとは、「若者自立・挑戦プラン」（平成15年6月）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月閣議決定）で導入が提言された若者向けの教育訓練システム。具体的には、企業実習と教育・職業訓練の組み合わせ実施により若者を一人前の職業人に育てる若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みであり、専門高校等で実践が進められている。

***8 NPO法人**

Non-Profit-Organization の略。民間非営利組織。非政府・非営利のボランティア活動を中心とし、福祉、人権、環境問題から途上国援助まで幅広い市民活動を行うもの。

***9 障がい者就労サポーター**

NPO法人ぎふ羽島ボランティア協会が県内のNPO法人と連携して養成しているボランティア。職場で障がい者の仕事のサポートと社員間のコミュニケーション支援等相互理解を深める支援を行う。



資料



1	～ 一人一人の可能性を引き出す自立支援教育 ～	103
	子どもかがやきプラン（平成18年3月31日策定）	
2	特別支援学校・特別支援学級における児童生徒数推移	109
3	各特別支援学校における児童生徒数推移	110
4	特別支援学校における重複障がい学級の児童生徒数推移	110
5	子どもかがやきプラン推進委員会の実施状況	111
	平成18年度	111
	平成19年度	113
	平成20年度	114
6	岐阜県の人口の推移と将来の見通し	116

- 1 ～一人一人の可能性を引き出す自立支援教育～
子どもかがやきプラン（平成18年3月31日策定）

確かな明日の見えるふるさと岐阜県をめざして

～一人一人の可能性を引き出す自立支援教育～

子どもかがやきプラン



東濃養護学校高等部生徒作品

平成18年3月31日

岐阜県教育委員会

岐阜県の特別支援教育の推進

障害のある幼児児童生徒が、就学前から卒業後まで、
地域の中で力強く生きていくことができるよう、
一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進

① 現状

- 養護学校の児童生徒数が増加し
教室不足が深刻化 平成12年度(1,226人)→平成17年度(1,526人) 5年間で2496増
- 障害の重度化・重複化が顕著 肢体不自由養護では8796が重複障害
- 自宅からの通学時間が長時間 片道通学時間60分以上181名1496
- 小・中学校の特別学級在籍児童生徒の増加 平成12年度(1,444人)→平成17年度(1,796人)5年間で2496増
- 高等部における初級知的障害生徒の増加 平成12年度(37%)→平成17年度(52%)

② 子ども・保護者の願い

- 地域の子どもは地域で育てたい
- 障害種別ごとの学校ではなく、地域の養護学校に通いたい
- 就学前から卒業後まで、一貫した教育・支援を受けたい
- 養護学校が地域(小・中学校等)のセンターとして機能して欲しい
- 職業的自立のための専門教育を受けたい

一人一人に応じた教育を充実するための環境づくり



地域の中で特別支援教育の核となる養護学校を整備する

基本方針

- 1 地域ごとに適正配置する(地域化)
「地域の子どもは地域で育てる」ことを目標に整備
- 2 多様な障害に対応できる養護学校を整備する(総合化)
知的障害、肢体不自由、病弱等、どの障害にも対応
- 3 小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う(一貫化)
すべての養護学校に高等部を設ける
- 4 地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす(センター化)
小・中学校等への支援(研修・相談・情報提供等)
- 5 社会的自立のため専門教育を充実する(専門化)
高等部における職業教育の充実や高等養護学校の新設

策定時(平成18年3月)のものを掲載しておりますので、「害」は漢字表記のまま掲載しています。
また、学校の名称についても、「養護学校」のまま掲載しています。

養護学校整備スケジュール

・以下の整備については、議員の意見を十分に把握し、児童生徒の権利、整備の進捗等、毎年見直しながら整備する
このため、推進委員会を設置し、専門家や保護者、地域の関係者などの意見を踏まえて検討する

○既存校の整備予定

学校・地域	事業内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
長瀬養護学校	中学部棟増築 グラウンド整備(予定)	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
大沼養護学校	高等部棟増築	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
新上養護学校	小・中学部用仮校舎整備 小・中・高等部(新築) 一応用(山田村区域の確保)	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
長瀬養護学校	教室増設工事	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
富田養護学校	教室・体育館改修(予定) 体育館改築(予定)	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了

○既存施設の活用で新設

学校・地域	事業内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新上北部地域	新設(本通町公民館跡地等)	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
西野南部地域	新設(海老原公民館跡地等)	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了

○候補地等を選定し、平成21年度以降の開設を検討

学校・地域	事業内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新上北部地域	新設(候補地を今後検討)		候補地選定に着手			H21年度以降の開設を検討			
新上南部地域	新設(候補地を今後検討)		候補地選定に着手			H21年度以降の開設を検討			
可成地区	新設(候補地を今後検討)		候補地選定に着手			H21年度以降の開設を検討			

○岐阜県山地福祉施設の新築整備と運動した整備を検討

学校・地域	事業内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新上中央地域	岐阜県福祉施設整備の 新築整備								H24以降の 開設を検討

○整備の実施状況、児童生徒数の推移等を見ながら、平成24年度以降の整備を検討

学校・地域	事業内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新上北部地域	新設(候補地を今後検討)								H24以降の 開設を検討
新上南部地域	新設(候補地を今後検討)								H24以降の 開設を検討
富田養護学校	新設(候補地を今後検討)								H24以降の 開設を検討

○既存校を多様な障害に対応できるように改修することについては、整備の実施状況を見ながら平成25年度以降に改修の内容を検討
対象校は①長瀬養護、大沼養護、新上養護、中瀬養護、東瀬養護、長瀬養護、富田養護、高山山岳分校

養護学校スクールバスの整備

長時間通学による児童生徒の負担を軽減するため、養護学校の整備と合わせて、片道の乗車時間が概ね60分以内になるようスクールバスを順次配備します

平成17年度

16台整備済

学校	台数	内容
長瀬養護学校	1	マ1
大沼養護学校	4	大3、中1
富・中瀬養護学校	5	大3、中2
新上養護学校	2	マ1、マ1
東瀬養護学校	4	大3、中1

大=大型バス、中=中型バス、
マ=マイクロバス、ワ=ワゴン車



養護学校の整備
と合わせ、
スクールバスを
順次配備

平成24年度以降の目標

35台の整備が完了

学校	予定台数
長瀬養護学校	1
大沼養護学校	5
富・中瀬養護学校	4
新上養護学校	3
東瀬養護学校	4
新上養護学校・高山山岳分校	2
富田養護学校	3
新上北部地域	2
西瀬南部地域	1
西野北部地域	1
新上南部地域	2
可成地区	3
新上中央地域	2
新上北部地域	1
新上南部地域	1

スクールバスの導入にあたっては、長期的に見ても低いコストとなるよう、県がバスを購入し、その運行を民間業者に委託する方法をとります

現状

12校



西濃圏域	岐阜圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域
⑤ 大垣養護 知	① 花土津養護 知	⑥ 郡上養護 知	⑨ 東濃養護 知	⑪ 飛騨養護 知
	② 岐阜希望が丘養護 知 高	⑦ 中濃養護 知	⑩ 恵那養護 病	⑫ 高山日赤分校 病
	③ 岐阜希望が丘養護 肢	⑧ 関養護 肢		
	④ 長良養護 病			

※色の部分は、知的障害養護学校に、主に就学している区域

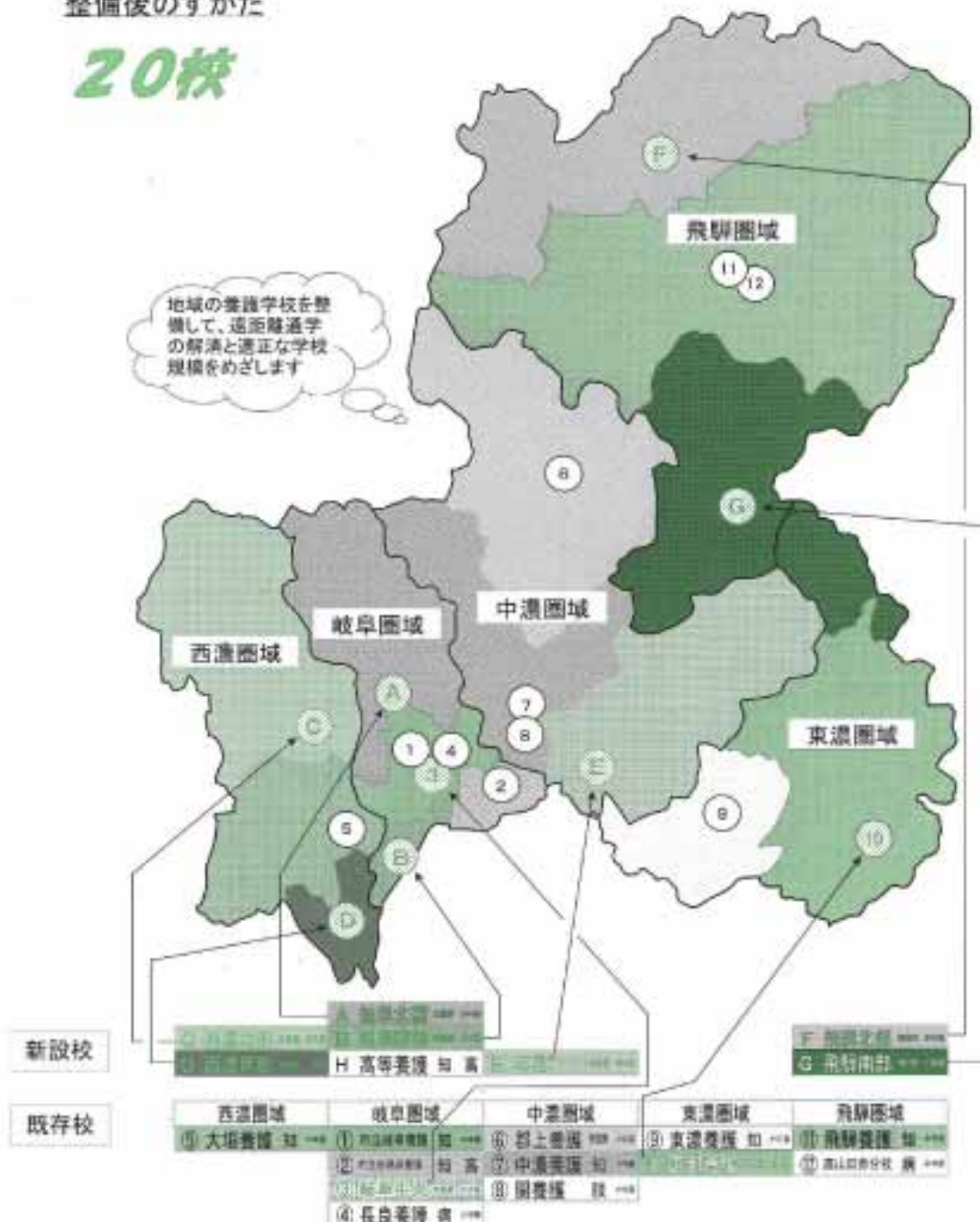
※③岐阜希望が丘養護、④長良養護、⑧関養護、⑩恵那養護、⑫高山日赤分校は県内全域を対象

※校名の右欄は、障害種別(知=知的障害、肢=肢体不自由、病=病弱)
→設置学部(小=小学部、中=中学部、高=高等部)の順

各地域に、養護学校が新しく開校します

整備後のすがた

20校



※高等養護学校は岐阜圏域の設置を想定

※新設校は病弱の子どもに対応するため、周辺の医療機関との連携をはかる

※既存校の総合化については、新設校の整備状況を見ながら検討

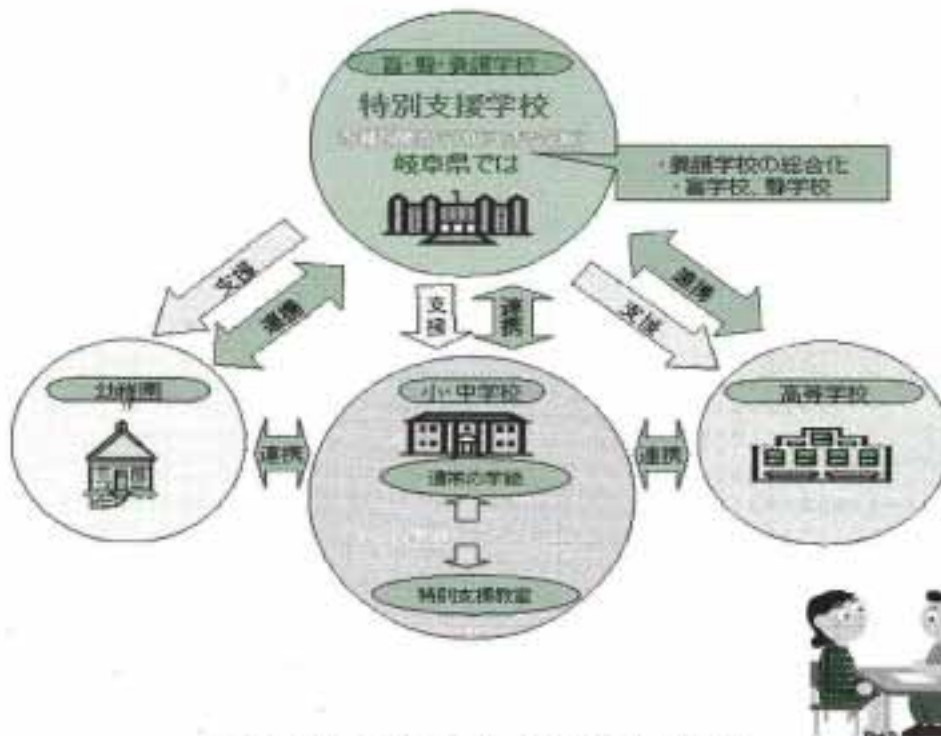
特別支援教育体制の一層の充実

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症や重度重複障害など障害のあるすべての幼児児童生徒やその保護者に対して、各地域で就学前から卒業後まで一貫した特別支援教育体制を充実します

事業内容
○特別支援教育を支える教員の計画的な採用と専門的な研修の実施
○幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズにあわせてきめ細かな教育を実施するため、一人一人の教育支援計画（個別の教育支援計画）を作成
○すべての小・中学校、盲・聾・養護学校等で特別支援教育コーディネーターの養成
○小・中学校に特別支援教育アシスタントを適切に配置し、研修を実施
○盲・聾・養護学校が地域の特別支援教育のセンターとして、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校に対し、教員研修や教育相談などを実施
○日常的に医療や看護が必要な重度重複障害の児童生徒に対して、看護師を配置することにより、養護学校における医療的ケアサポート体制を充実

これからの特別支援教育は…

- 障害や発達につまづきのある幼児児童生徒が、自立と社会参加に向けて、どんな課題を抱えているのか、一人一人の教育的ニーズをとらえ、乳幼児期から就労まで適切な支援を行います
- これまでの養護学校や特殊学級等の幼児児童生徒の教育に加えて、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒も教育的支援の対象とする制度に変わります
- 盲学校、聾学校については、今後も視覚障害、聴覚障害の分野の専門性を維持・向上させながら県内全域を対象とします



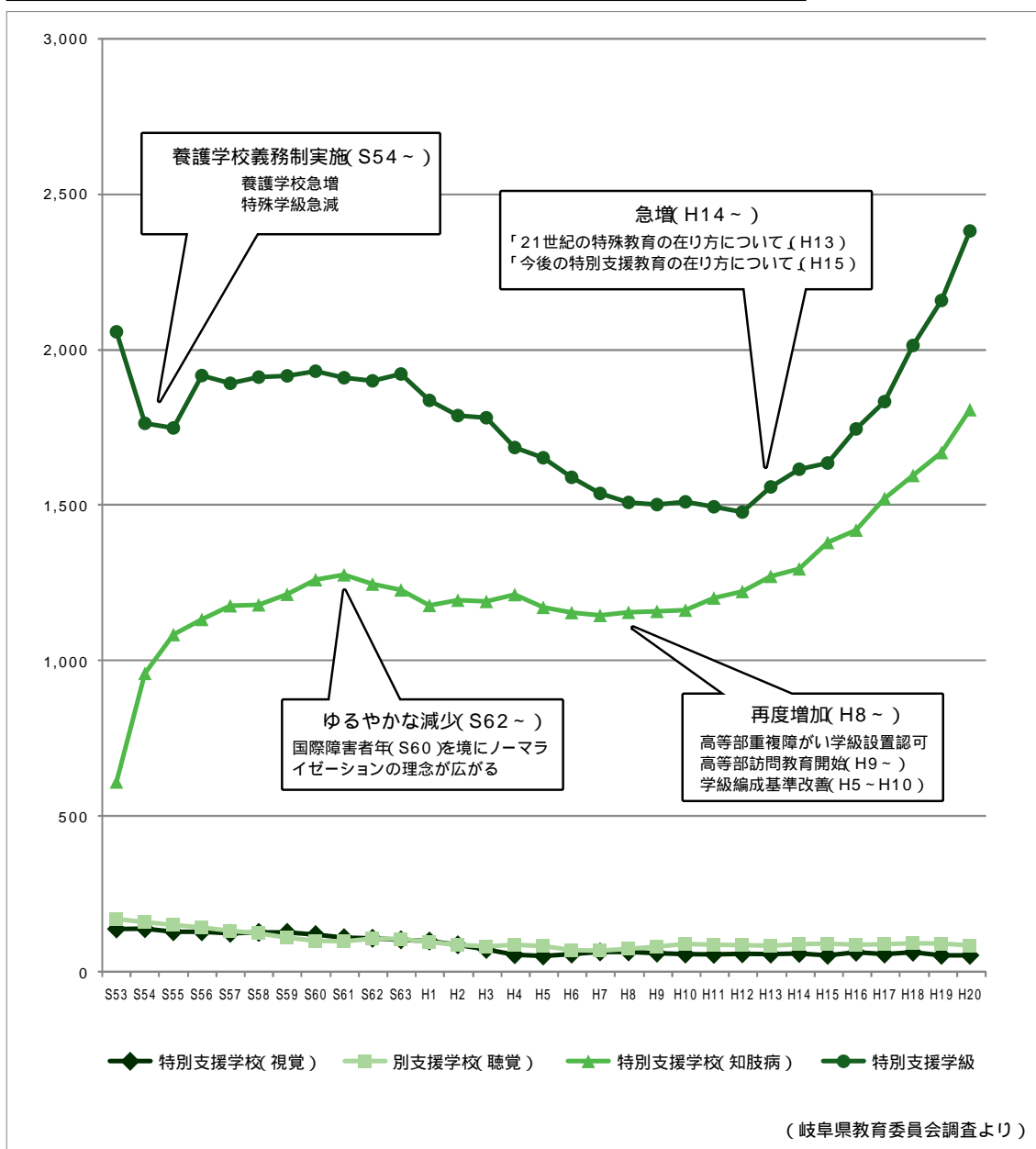
岐阜県教育委員会 特別支援教育課

〒500-8570 岐阜市蘇田南2-1-1 TEL 058-272-1111(内3555)

2 特別支援学校・特別支援学級における児童生徒数推移

	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7
特別支援学校(視覚)	138	139	129	129	124	127	127	120	110	108	103	99	87	72	55	51	57	64
特別支援学校(聴覚)	170	160	151	143	132	124	110	100	98	107	106	96	87	82	87	83	70	68
特別支援学校(知肢病)	612	962	1,087	1,136	1,180	1,183	1,217	1,264	1,280	1,250	1,231	1,181	1,198	1,194	1,216	1,175	1,158	1,149
特別支援学級	2,063	1,768	1,753	1,922	1,897	1,917	1,921	1,936	1,915	1,905	1,927	1,842	1,793	1,786	1,690	1,657	1,594	1,542

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
特別支援学校(視覚)	64	60	57	56	58	57	59	53	63	57	63	53	53
特別支援学校(聴覚)	74	81	90	87	86	84	89	91	87	89	92	91	85
特別支援学校(知肢病)	1,159	1,162	1,166	1,205	1,226	1,275	1,299	1,384	1,424	1,526	1,600	1,674	1,812
特別支援学級	1,513	1,506	1,515	1,499	1,482	1,563	1,620	1,640	1,750	1,838	2,019	2,164	2,388



3 各特別支援学校における児童生徒数推移

平成20年5月1日現在

	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
岐阜盲学校	99	87	72	55	51	57	64	64	60	57	56	58	57	59	53	63	57	63	53	53
岐阜聾学校	96	87	82	87	83	70	68	74	81	90	87	86	84	89	91	87	89	92	91	85
大垣特別支援学校	304	277	252	244	248	250	248	241	237	259	279	282	286	298	316	327	355	371	377	348
中濃特別支援学校	92	86	101	117	131	136	140	143	151	143	164	167	163	168	186	201	225	237	269	286
東濃特別支援学校	206	197	195	201	196	193	206	212	207	209	208	220	233	232	251	254	270	280	297	300
飛騨特別支援学校	50	68	76	92	76	66	63	58	55	54	62	71	81	81	77	84	88	91	104	133
郡上特別支援学校																	8	14	20	30
岐阜本巣特別支援学校																				94
海津特別支援学校																				28
関特別支援学校	111	111	104	125	136	136	118	122	114	112	108	105	111	119	123	125	120	124	136	124
岐阜希望が丘特別支援学校	47	48	43	38	37	43	50	44	51	63	64	67	70	71	72	89	69	71	50	50
長良特別支援学校	83	90	92	85	75	68	69	83	89	82	74	78	76	74	74	70	78	80	81	74
恵那特別支援学校	25	30	45	46	38	35	32	35	39	30	39	41	46	50	61	63	59	54	52	67
飛騨特別支援学校 高山日赤分校	18	22	25	23	15	11	14	14	13	15	18	14	13	11	14	12	12	14	11	13
岐阜市立岐阜特別支援学校	199	207	196	182	177	172	167	162	159	150	140	129	144	145	164	172	194	216	229	218
各務原市立各務原養護学校	46	62	65	63	46	48	42	45	47	49	49	52	52	50	46	47	48	48	48	47
	1,376	1,372	1,348	1,358	1,309	1,285	1,281	1,297	1,303	1,313	1,348	1,370	1,416	1,447	1,528	1,574	1,672	1,755	1,818	1,950

(岐阜県教育委員会調査より)

4 特別支援学校における重複障がい学級の児童生徒数推移

知的障がい特別支援学校

平成20年5月1日現在

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
児童数合計	921	959	974	1040	1085	1184	1254	1341	1443
重複障がい学級児童生徒数	154	131	119	145	154	154	169	192	176
重複障がいの割合	17%	14%	12%	14%	14%	13%	13%	14%	12%

肢体不自由特別支援学校

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
児童数合計	172	181	190	195	194	193	198	189	207
重複障がい学級児童生徒数	147	148	157	160	166	168	170	160	171
重複障がいの割合	85%	82%	83%	82%	86%	87%	86%	85%	83%

病弱特別支援学校

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
児童数合計	133	135	135	149	145	149	148	144	162
重複障がい学級児童生徒数	71	85	91	89	85	94	96	91	113
重複障がいの割合	53%	63%	67%	60%	59%	63%	65%	63%	70%

(岐阜県教育委員会調査より)

5 子どもかがやきプラン推進委員会の実施状況

平成18年度

<第1回>

- (1) 日 時 平成18年4月27日(木) 10:00~12:00
- (2) 場 所 教育委員会室
- (3) 参加者 委員6名、委員代理2名 計8名
- (4) 議 題 「子どもかがやきプラン」について
「平成18年度 子どもかがやきプラン推進委員会」開催計画について
養護学校整備について
ア 岐阜北部地域の養護学校整備について
イ 西濃南部地域の養護学校整備について
ウ 長良養護学校について

<第2回>

- (1) 日 時 平成18年6月8日(木) 13:00~15:00
- (2) 場 所 可茂総合庁舎(可茂教育事務所)
- (3) 参加者 委員8名、意見聴取者3名 計11名
- (4) 議 題 可茂地域の養護学校整備候補地の視察
可茂地域の養護学校整備について
ア 可茂地区「特別支援教育施設」設立委員会の取組について
イ 養護学校整備の概要について

<第3回>

- (1) 日 時 平成18年7月7日(金) 13:00~15:00
- (2) 場 所 揖斐総合庁舎
- (3) 参加者 委員7名、意見聴取者3名 計10名
- (4) 議 題 西濃北部地域の養護学校整備について
ア 「谷汲統合小学校建設委員会」の取組について
イ 「養護学校の新設を考える会」の取組について
ウ 養護学校整備の概要について
既存校の改修について
ア 東濃養護学校について
イ 飛騨養護学校について

< 第4回 >

-
- (1) 日 時 平成18年10月12日(木) 13:30~15:30
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員6名、意見聴取者3名 計9名
(4) 議 題 養護学校整備の進捗状況について
特別支援教育体制の一層の充実について
盲・聾・養護学校等の名称変更について

< 第5回 >

-
- (1) 日 時 平成18年11月29日(水) 13:00~15:00
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員7名、意見聴取者3名 計10名
(4) 議 題 盲・聾・養護学校等の名称変更について
特別支援教育体制の一層の充実について
養護学校整備スケジュールの見直しについて

< 第6回 >

-
- (1) 日 時 平成18年12月15日(金) 13:00~15:00
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員8名
(4) 議 題 岐阜南部地域の養護学校整備について

< 第7回 >

-
- (1) 日 時 平成19年2月14日(水) 13:00~15:00
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員7名、委員代理1名 計8名
(4) 議 題 岐阜北部地域・西濃南部地域の新設特別支援学校の校名について
平成19年度予算をふまえたプランの修正について
平成19年度推進委員会の計画について

平成19年度

< 第1回 >

-
- (1) 日 時 平成19年5月15日(火) 10:00~11:30
(2) 場 所 県立羽島高等学校
(3) 参加者 委員7名
(4) 議 題 岐阜南部地域の特別支援学校整備について
子どもかがやきプランの進捗について

< 第2回 >

-
- (1) 日 時 平成19年7月4日(水) 13:00~15:00
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員6名、委員代理1名 計7名
(4) 議 題 東濃特別支援学校可茂分教室、恵那特別支援学校高等部の設置
について
恵那特別支援学校移転・整備について

< 第3回 >

-
- (1) 日 時 平成19年9月21日(水) 14:00~16:00
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員7名、意見聴取者2名 計9名
(4) 議 題 学校教育法の一部改正に伴う岐阜盲学校及び岐阜聾学校の校名
について
岐阜本巣特別支援学校・海津特別支援学校の開設準備進捗につ
いて

< 第4回 >

-
- (1) 日 時 平成19年11月9日(金) 13:00~15:30
(2) 場 所 羽島市役所
(3) 参加者 委員6名、意見聴取者5名 計11名
(4) 議 題 岐阜南部地域の特別支援学校整備について

< 第 5 回 >

-
- (1) 日 時 平成20年2月27日(水) 13:00~15:00
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員6名、意見聴取者2名 計8名
(4) 議 題 岐阜南部地域の特別支援学校整備について
西濃北部地域の特別支援学校の校名について
岐阜本巣特別支援学校・海津特別支援学校の進捗状況について

< 第 6 回 >

-
- (1) 日 時 平成20年3月18日(火) 13:00~14:30
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員7名
(4) 議 題 平成20年度推進委員会の検討テーマについて

平成20年度

< 第 1 回 >

-
- (1) 日 時 平成20年4月30日(水) 13:30~15:30
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員8名
(4) 議 題 平成20年度子どもかがやきプラン推進委員会開催計画について
岐阜南部地域の特別支援学校整備について

< 第 2 回 >

-
- (1) 日 時 平成20年5月28日(水) 13:00~15:30
(2) 場 所 教育委員会 会議室
(3) 参加者 委員6名、意見聴取者2名 計8名
(4) 議 題 郡上特別支援学校の緊急対応について
飛騨南部地域の特別支援学校整備について

< 第 3 回 >

-
- (1) 日 時 平成20年7月1日(火) 13:00~15:20
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員6名
(4) 議 題 郡上特別支援学校の緊急対応について
飛騨南部地域の特別支援学校整備について
高等特別支援学校の整備について
- キャリアアップ総合支援事業(仮称)について -
岐阜南部地域の特別支援学校整備について

< 第 4 回 >

-
- (1) 日 時 平成20年7月30日(火) 14:30~16:30
(2) 場 所 岐阜県総合教育センター 222研修室
(3) 参加者 委員6名
(4) 議 題 子どもかがやきプラン改訂について

< 第 5 回 >

-
- (1) 日 時 平成20年10月17日(火) 13:30~15:30
(2) 場 所 教育委員会室
(3) 参加者 委員7名
(4) 議 題 特別支援教育体制の充実について
(5) 報 告 飛騨特別支援学校下呂分校及び郡上特別支援学校高等部の整備
について
揖斐特別支援学校の開設準備進捗について

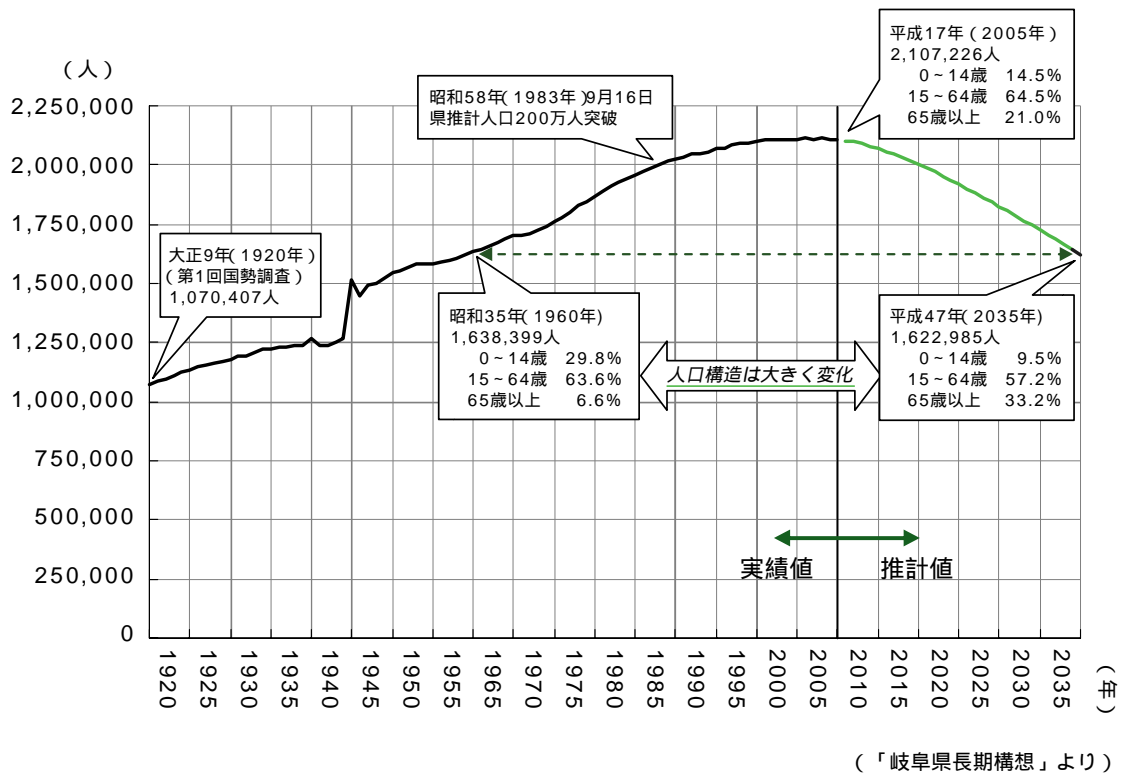
< 第 6 回 >

-
- (1) 日 時 平成21年1月19日(月) 10:00~12:00
(2) 場 所 教育委員会室
(4) 参加者 委員7名
(5) 議 題 「子どもかがやきプラン 改訂版(案)」について

< 第7回 >

- (1) 日 時 平成21年2月24日(火) 13:30~15:30
 (2) 場 所 教育委員会室
 (3) 参加者 委員8名
 (4) 報 告 平成21年度新設校等の整備状況について
 (5) 議 題 子どもかがやきプラン 改訂版(案)について

6 岐阜県の人口の推移と将来の見通し



一人一人の可能性を引き出す自立支援教育

子どもかがやきプラン 改訂版

～ 地域で学び 地域で育ち 地域に貢献する ～

(事務局) 岐阜県教育委員会特別支援教育課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-1111(代表)

FAX：058-278-2823

E-mail：c17783@pref.gifu.lg.jp



特別支援学校卒業生作品